

かった。それにはいろいろな事情があるわけあります、その中の一つに、年金の法案に関して、特に年金カット法案だというようなレッテルを野党の方々、一部でありますけれども、これを言われるんですね。それはまた後でお話しします。

これは、こういう形、レアケースといいますか、本来想定していなかつたケース、要は、名目、実質とも賃金がマイナスになるというようなことが起こつた場合、こういう場合に何ら措置が今まで現行法律はされていなかつたということであつて、それを穴を埋めるというような、そういう今回改正をするということであると私は理解をいたしております。

過去二十年で数回もソシエティがおこなった企画展の開催を賛同された。そういうことであるわけでありますが、アベノミクスによつて賃金が上がり出していくればそういうことは当然起こらないわけでありまして、こういう想定は起こらないわけですね。でありますから、本来はこのようなことがあつてはならないんですけども、あつてはならないといつて、あつたわけですから、その穴をちゃんと埋めるのは当然でありますし、これはまさに将来に向かつてまたこのようなことが起つたときに年金財政を毀損させないための機能を強化するための法案、改正だというふうに私は思つておりますが、まず、そのような認識でいいか、お答えを局長からいただきたいと思います。

御存じのよう、年金は、将来年金を受給いたします現在の若い方が現在年金を受けておられる世代に仕送りをするという助け合いの仕組み、賦課方式でございまして、限られた財源を適切に配分する、世代間の分かち合いの仕組みでございます。

こうしたルールのもとで、仮に、現在の若い方たちの賃金が下がって、先ほど先生がお示しのような事態が起きたような場合、現在年金を受給している方々の年金水準は維持される一方で、現在

の若い人々は、賃金も下がり、将来受け取る自分たちの年金水準も低くなる、いわば二重の苦しみになる可能性がござります。

そこで、今回の見直しは、このような、先生がお示しのような事態が仮に起きた場合にも、現在の年金額も若い人たちの賃金の変化に合わせて改

○田村（憲）委員 このような事態が起こったとき、今までには物価スライドで年金を動かしていくのを、賃金の方、下がつた賃金の方でスライドさせる。賃スラにするということで、このような形で、今までから、そこはあいていた穴を埋めるということになつたわけであります。

これに関して民進党さんから、過去十年間、過去十年でもしこの法律が適用されて、物価、賃金ともに下がる等々を含めて、要するに、名目、実質で賃金が下がつた場合、仮に今の法案を適用していくらどんなことが現状起つていたのか。

そして、それに対し大臣は、将来こんなことが起りますよというような、そういう試算を出

されまして、新聞に出ました。現状で約3%ぐら
い基礎年金が下がる、ただし、将来であります
が、二〇四〇年ごろに、これが7%上がる、二〇
三七年でしたか、こういうような話になつたわけ
であります。

ただ、これはちょっと国民党の皆さん方が誤解してちやうんですよ、何かこの法律が通つたら、これから年金が下がつて、将来の人が上がる。そんなことはあり得ないですよね。だつて、この法案は、こういう状況が起らないとこれは発動されない、そういう話ですよね、今までと同じなんですか。

しかも、過去十年、デフレ下において、六回と

いる事象なんですよ。起つてゐる事象を、こんな仮定を置いたら今がどうで将来がどうだなんて、ちょっと誤解を招くので、本来は、このような経済状況を起こさせないというのが一番重要なところでありますから、そこは絶対に我々は忘れて、ちやいぬないと、國民の皆さんには、決してこの法案が通つても年金が下がるという話じゃなく、また将来上がるという話じゃなくて、不測の事態が起つたときに本来の年金の水準を維持する。もし不測の事態が、このような状況が起つれば、本来、今約束されているような所得代替率が維持できませんから、それをちゃんと維持するための、あいていた穴を塞いだ、そういうような法案であるというふうに私は認識しております。その上で、3%下がつて7%上がるはおかしいと。つまり、十年前にこの法律が通つていれば、現状で基礎年金が3%下がつて、二〇三七年には7%も上がつている、これがどうもおかしいじゃないかというようなことを言われる。数字が合わない。どう考えたってこんな単純計算、何とか、将来そんなに得するわけないじゃないか、一体これは正しい数字なのかというような御質問があつたやに聞きますけれども、これに対して明確になる、なぜこのようなことが起つるのか、お答えをお願いいたしたいと思います。

いる事象なんですよ。起こっている事象を、こんな仮定を置いていたら今がどうで将来がどうだなんて、ちょっと誤解を招くので、本来は、このような経済状況を起こさせないというのが一番重要なところでありますから、そこは絶対に我々は忘れちゃいけないと、国民の皆さんには、決してこの法案が通つても年金が下がるという話じゃなく、また将来上がるという話じゃなくて、不測の事態が起こったときに本来の年金の水準を維持する。もし不測の事態が、このような状況が起これば、本来、今約束されているような所得代替率が維持できませんから、それをちゃんと維持するための、あいだ穴を塞いだ、そういうような法案であるというふうに私は認識しております。その上で、三%下がって七%上がるのはおかしいと。つまり、十年前にこの法律が通つていれば、現状で基礎年金が三%下がって、二〇三七年には七%も上がっている、これがどうもおかしいじゃないかというようなことを言われる。数字が合わない。どう考えたって、こんな単純計算、何とか、将来そんなに得するわけないじゃないか、一体これは正しい数字なのかというような御質問があつたやに聞きますけれども、これに対して明確なる、なぜこのようなことが起くるのか、お答えをお願いいたしたいと思います。

○鈴木(後)政府参考人 お答え申し上げます。

今先生、言つていただいたように、今回の試算は、民進党からのお求めに応じまして、仮に今回この額改定ルールの見直しが平成十七年度から実施

けれども、一方で現役世代の将来の基礎年金の水準が7%程度上昇する、こういう結果でござります。なぜこういう結果になったのかということですが、さいますけれども、これは今回の改定ルールの見直しを行った場合、見直しを行わなかつた場合との間に差の部分の財源が生じます。この財源を活用して将来の年金水準の上昇につなげることができる、これが基本構造でございます。

その上で、3%と7%の関係につきましては三つの要因がござります。

第一に、こうした見直しを行うことによりまして、マクロ経済スライドのかかる期間、いわゆる調整期間と申しておりますけれども、これが六年間短縮することができます。

第二に、年金受給者が将来的には減っていくということを勘定に入れなければいけないということでございます。具体的には、足元で、二〇一六年現在、年金受給者三千二百六十万人いらっしゃいますけれども、二〇四〇年代以降、人口減少に伴いまして受給者数が減少するわけでございまして、見通しとして、二二一〇年の受給者数は現在の半分程度、約千六百四十万人になります。したがいまして、見直しを行うことによって生じた財源の効果が将来の数が減る受給者に活用できますので、それだけ高い効果が得られるということでござります。

さらに、この見直しによりまして生じました差分の財源は、年金財政上、積立金として運用收入が発生いたしますので、この分も含めて将来の給付に充てることができる。

以上の三点の要因によりまして、3%と7%の関係が御説明できるというふうに考えてございます。

○田村(憲)委員 明確だと思いますね。

一つは特例水準というものがあつたと思います。これは本来、物スラのときに、物価がマイナスになつたときに年金も下げなきやいけなかつた。ところが、それをやらなかつたんですね。そ

のたまりががあった。これも、今回の想定では、そもそもそんなものはなくなるわけですから、十年前に賃ストラを入れていれば。ですから、それもない。さらには、今言った物ストラと賃ストラの差額部分、これがなくなつちやうわけでありますて、そういうものが積立金に積み上がるということは、これがずっと運用されるんですね、賃金プラス1・7%で。これは非常に大きいと思います。そして、将来の給付する人数が急速に減つて行く。結果、先ほど言いましたマクロ経済スライドが終わるのが早まるんですね。ですから、当然、六年早まれば、今それだけで1%ぐらいマクロ経済スライドがかかつているはずですから、単純に見てもこれだけでも6%、これは言うなれば上がる、代替率が上がるというふうに考えればいいわけでありまして、非常に私は明確だというふうに思っています。

その上で 今回 物価スライドから賃金スライドにしたものですから、下がったときに。これで、物価が上がったときよりも賃金が上がりが少ないわけでしょう。物価が下がったとき、ごめんなさい、物価の下がりよりも、まあ、上がる場合もありますけれども、物価が上がって賃金が下がっていた場合には、これは生活が苦しくなるじゃないか、物価が上がっているのに賃金が下がつたからそれに合わせたら。こういう話なんですね。

そもそも我々は物価スライドを中心にならってきました。ところが、民主党さんの実は例の最低保障年金案ですけれども、これですけれども、賃金スライドでやつているんですね、民主党さんはもともと。ということは、我々の先取りをして、今回のようなことが起これば、民主党は、やはり物価が上がっていても賃金が下がつていれば給付が下がるんですよ。つまり、すばらしい、我々の穴をちゃんと埋めている法律を民主党は提案されていました。この部分に関しては御炯眼だったというふうに我々は思いますね。

「ド調整率」というのがここにあります。ところが、これは実は二〇四三年で終わるんですけどね。も、民進党さんは賃スラをかけた上に十五歳から六十四歳、生産年齢人口の減少率掛けるアルファ、これは係数です、つまり出と入りを均衡させるための係数を掛け、それを引くんですね。つまり、賃スラ以上に下がるんです。我々は、物価がマイナスだと、これはそもそもかかりませんから、マクロ経済ライド。ここだけになつて、ちやうんですね。どちらが下がるかというと、実は今回のようなことが起これば民主党さんの法律の方が下がつちやうと、いうことがこれを見ればわかるんです。

これは明白な事実ですから、もし反論があるんならば、今は民進党さんにかわられましたけれども、御反論を後ほどしていただければ結構だとうふうに思います。

ただ、違うところがあるんです。上がるときは民進党は確かに賃金で上がります。我々は基本的に物価でしか上がりませんから、物価より賃金が上がった場合には民進党は上がる。つまり……（発言する者あり）そりなんです。そのとおりなんです。大西議員、そのとおりなんです。これは財政上、入つてくる保険料、それから税金、それと出ていく年金、この入りと出を均衡させるために、これは要するに、マクロ計算して合わせるようになつてているわけで、やり方は違いますけれども、合わせるようにするためにいろいろ工夫をしている。結果的に民進党さんは延々と所得代替率は出ません、ずっと下がり続けますから。自民党はここでとまりますから、二〇四三年に。だから、一定所得層で所得代替率五〇%を約束すると、いうことができますが、民進党さんは百年間ずつと下がり続ける。五年ごとに財政検証しますから、そこからまた百年、延々と下がり続けるということなんですね。

ということで、悪いと言つてゐるんじゃないですか。これはそういう制度設計なので、制度設計の違いはありますが、お互いの賃金が下がつたときの

対応をしておかないと将来推計した年金財政が維持できないということで、今回のようなことが起これば、同じように民進党さんも、いや、同じというよりかそれ以上下げるきやいけませんから、年金カット法案だというふうに言われるわけでござります。

ちなみに、民主党さんの年金案の中にはちゃんと書いてあるんです、それが。要するに、このみなし運用利回りが物価を下回ることがありますとちゃんと書いてあるんですね。ですから、御炯眼だなどということを改めて私は皆様方にお伝えさせていただきたいと思います。

大臣、今の話をお聞きになつて、改めて、我々のが年金カット法案ではなくて、これは年金財政を将来に向かつて確かなものにするための法案であるということに関して御発言をいただければあります。

対応をしておかないと将来推計した年金財政が維持できないということで、今回のようなことが起これば、同じように民進党さんも、いや、同じというよりかそれ以上下げるやいけませんから、年金カット法案だというふうに言われるわけでございます。

ちなみに、民主党さんの年金案の中にはちゃんと書いてあるんです、それが。要するに、このみなし運用利回りが物価を下回ることがありますとちゃんと書いてあるんですね。ですから、御炯眼だなということを改めて私は皆様方にお伝えさせていただきたいと思います。

大臣 今の話をお聞きになつて、改めて、我々が年金カット法案ではなくて、これは年金財政を将来に向かつて確かなものにするための法案であるということに関して御発言をいただければあらがたいと思います。

○塩崎国務大臣 先ほどからお話が出ているように、年金というのは、今の若い世代が、働いておられなくて、引退されて年金をいただいていらっしゃる方々に仕送りをするという助け合いの仕組み、これが一つですが、言ってみれば、今の世代だけではなくて、将来の年金を受け取る世代、つまり今働いている人たち、この時間的な差のある、分かち合いというか、この仕組みをやらなきゃいけない。そういうことで、マクロ経済スライドも導入されてきてることを今先生に御説明をいただきました。

今申し上げたように、また今先生から御指摘があつたように、そうはいいながら、名目でも実質でも賃金が低下した場合についてのスライド制については、言ってみれば、動かさないという形でやってまいりました。

ここについての宿題が残つていたということは、実は、社会保障・税一体改革大綱、これは民党政権が閣議決定されたのですけれども、そこに「デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。」これがまさに、未来の、将来世代への責任をどう果たしていく

くのかなどということについて、民主党政権もしっかりと問題意識を持つておられて、この宿題が残つていたのを、我々は肅々とこの宿題を果たすことによつて、将来の世代との世代の年金をもつていらつしやる方々との間の分からち合いで将来の年金受け取りが減らないようにするということで、まさに未来への責任を果たすということで今回の法案を提出させていただいているということであります。

もし、では、カットだということでやらないというならば、どういう代案があるのか、今まさに旧民主党の案を御説明いただきましたが、結局同じことを考えなければいけないということになるんだろうと、いうふうに思います。

○田村(憲)委員 今回の法案は、旧民主党の年金法案に、賃金スライド法案に近づけた法律だということを改めて申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○丹羽委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党の中野洋昌でござります。

私の方からは、働き方改革につきまして御質問をさせていただきたいというふうに思います。

と申しますのも、本年、公明党の青年委員会で、特に若い世代の声をしつかり政治に届けようじゃないかということで、署名を集めさせて、政策アンケートをとらせていだきました。ボイスアクションという名前で一千万人以上署名も集めさせていただきましたし、総理にも提出をさせていただきました。

その中で大変に関心が高かつた、特に声が多かった、こういうものが、働く人の処遇を改善していくことでございまして、また、働き方を改革していく、この項目でございました。ですので、今の若い世代は、働き方改革、大変に高い関心を持っていて、そしてまた進めていっていただきたいと思って、こうしたことだなど改めて痛感をしております。

こうした声を受けまして、政府におきまして

は、働き方改革実現本部というものも設置をしていただいているとして、改革を進めようとされているこの姿勢、率直に評価をしたいと思います。あと、改革をしっかりと進めていく結果を出していく、こうしたことだなどいうふうに思つておられます。

そこで質問なんですねけれども、若い世代の大きな希望、何といつても、賃金の上昇ということでございます。これに伴つて景気の好循環を実現させていかないといけない。今年に入つて、実質賃金もプラスの傾向が続いております。しつかり賃上げもこれからさらに進めていかないといけないとも思つております。賃金を底上げしていくために最低賃金を押し上げていく。これが底上げとして大変重要なと思っております。公明党としても、早期に最低賃金千円を目指そう、こういうことも訴えております。

しかし他方で、最低賃金を引き上げると、中小企業の皆様を初め、大変に経営が苦しくなる、こういうお声もまたあるわけでござりますし、これは、生産性の向上、中小企業を中心として、こうした環境整備をあわせてしつかり行つていかないとなかなか実現をしていかない、こういう思いも強く持つております。

そこで、厚生労働省にお伺いをしたいんですけども、最低賃金の引き上げに向かまして、今後の御決意を、中小企業を中心として環境整備をさらに力強く行つていく、こういうことも含めて、しっかりとやつていただきたい、このように思いますけれども、橋本副大臣から御答弁をいただきたいたいというふうに思います。

○橋本副大臣 最低賃金の引き上げについて、そしてまた、中小企業などを中心としたその環境整備について御質問をいただきました。

まず、最低賃金につきましてですけれども、安倍政権において四年連続で大幅に引き上げさせていただいておりまして、時給表示となつてから、今年度は、過去最高となる全国加重平均二十五円の引き上げを行つたところでございます。

ただ、もちろん、最低賃金を引き上げるということは、経営にとってそこが負担になり得るといふことがあるわけですから、特に中小企業の皆様を中心にして、その環境を整えてほしいという御要望を聞いておきます。

は、今委員御指摘のとおり、あるわけでございまして、大変大事なことだと思っております。

この環境整備についてですけれども、特に中小企業等の生産性向上に向けた支援というものが大変重要でございますので、先般成立させていただきました平成二十八年度第二次補正予算において、業務改善助成金やキャリアアップ助成金について助成額の拡充等を行つたところでございます。

具体的に申し上げれば、業務改善助成金について、事業場内で最も低い賃金を時給で六十円以上引き上げる場合のみをこれまで対象としていたわけですが、三十円以上引き上げる場合に対象とするということで範囲を拡大いたしました。

それから、キャリアアップ助成金については、賃金規程等を1%以上増額改定した場合に支給することとこれまでしておりますけれども、中小企業が3%以上増額改定をした場合に助成額に加算を行うということで、ことしの最低賃金の引き上げ率が3%であったということを踏まえて、そのような設定をさせていただいた次第でございます。

小ずれの場合も、生産性向上の状況を加味しながら加算を行つうことにしておりまして、こうしたことを通じて、中小企業の皆様方にも、最低賃金の引き上げに応じてきちんと賃金をお支払ひたいというふうに思つます。

○中野委員 ありがとうございます。

中小企業の皆様を中心にして働く皆様の賃金が上がっていく、これが大変に大事だと思つています。政府全体としてさまざま取り組みをしておりますけれども、厚生労働省としても、しつかりとこの後押しをしていく、これ

を加速させていくいただきたいと改めてお願いをさせていただきます。

非正規雇用の皆様の待遇の改善、これも大変に重要な御要望の強い、そしてまた大事なテーマである、このように考えております。

公明党としても、同一労働同一賃金を推進しようと訴えておりまして、欧州では正社員の八割程度の賃金が非正規の方はある、こういうデータもあるわけでございますので、しつかりと引き上げていこう、こういう御提案を党としてもさせていただきました。

しっかりと、こうした我が党の提案も踏まえながら議論も進めていただきたい、このように思うんですけども、その中から何点か指摘をさせていただきますと、例えば、典型的によく言われるが、同一労働同一賃金を進めていくときに、企業としては人件費の総額というのがある程度決まっている。そうすると、正規と非正規の方で何かバイを奪い合うような場合によっては、正規の方の処遇が下がつて非正規の方に行くような、こういうことがあつてはやはり本末転倒ではないだろうか、こういうふうに考えておるわけですが、どうぞお聞きください。

あるいは、今政府としてガイドラインをつくり理を議長といたします働き方改革実現会議における議論も経まして、年内に策定を目指すということになつてございます。この策定に当たりましては、先生御指摘の点も十分に踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、ガイドラインにつきましては、今後、総理が議長といたします働き方改革実現会議における議論も経まして、年内に策定を目指すということになつてございます。この策定に当たりましては、御指摘の点も踏まえまして、どのように待遇差の是正を図るに当たりまして、非正規雇用の方々の待遇改善が着実に図られることが必要だと考えてございます。

年に当たりましては、先生御指摘の点も十分に踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○鈴木(英)政府参考人 お答え申し上げます。

同一労働同一賃金の実現に向けましては、不合理な待遇差の是正を図るに当たりまして、非正規雇用の方々の待遇改善が着実に図られることが必

要だと考えてございます。このため、今後の検討に当たりましては、先生御指摘の点も十分に踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○中野委員 ありがとうございます。

このガイドラインがまずははどういう形で出てく

るかということが非常に大きくな、まず第一歩だと思いますけれども、余り合理性がないのではないかという要望をいたいでいる項目もござります。例えば、通勤手当があつたりなかつたり、あるいは慶弔の休暇、安全衛生、典型的には、こう

ざいます。こういうことも含めて、提言もさまであります。こうしたことも踏まえて、今後の同一労働同一賃金の進め方、私としては、しつかりとガイドラインをつくって、これが実効性の高いものとなります。

こうしたことも踏まえて、今後の同一労働同一賃金の進め方、私としては、しつかりとガイドラインをつくって、これが実効性の高いものとし

て、このガイドラインが出たから、しつかりと非正規雇用の皆様の待遇の改善、これも大変に

正規の方の待遇が具体的に上がつていく、こういふものを見込んでいただきたい、このように思いましたけれども、厚生労働省の御見解を伺いたいと思います。

○鈴木(英)政府参考人 お答え申し上げます。

同一労働同一賃金の実現に向けましては、不合理な待遇差の是正を図るに当たりまして、非正規

雇用の方々の待遇改善が着実に図られることが必

要だと考えてございます。このため、今後の検討に当たりましては、先生御指摘の点も十分に踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、ガイドラインにつきましては、今後、総理を議長といたします働き方改革実現会議における議論も経まして、年内に策定を目指すということになつてございます。この策定に当たりましては、御指摘の点も踏まえまして、どのように待遇差の是正を図るに当たりまして、非正規

雇用の方々の待遇改善が着実に図られることが必

要だと考えてございます。このため、今後の検討に当たりましては、先生御指摘の点も十分に踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○中野委員 ありがとうございます。

このガイドラインがまずははどういう形で出てく

るかということが非常に大きくな、まず第一歩だと思いますけれども、余り合理性がないのではないかという要望をいたいでいる項目もござります。例えば、通勤手当があつたりなかつたり、あるいは慶弔の休暇、安全衛生、典型的には、こう

いと考えてございます。

○中野委員 ありがとうございます。

このガイドラインがまずははどういう形で出てく

むような、あるいは若い人たちを使い潰すような企業というのはやはり変えていかないといけない、なくしていかないといけない、こういう思いでございます。

私自身も、今まで、過労死等防止対策推進法、こういう議員立法にも携わってまいりましたし、また、党としても、労働法令の違反が疑われる企業への監督指導の強化、こういうものも求めてまいりました。現在も、過重労働撲滅特別対策班「かとく」というふうに呼ばれておりますけれども、こうした監督の強化、こういうものは今図りつつあるところだ、このように承知はしておりますけれども、やはり、いざ何かが起こってから動く、こういうことではなくて、こうした事案を未然に防いでいくためにより積極的に動いていく必要があるのではないか。

こういう長時間労働が常態化をしているような

場所に対しては、さらに重点的に監督指導、こういうものをしっかりと強化していくべきではないか、このように思つてはいるわけでございますけれども、これについても政府から御答弁をいただきたいと思います。

○橋本副大臣 委員御指摘の企業につきまして、過去にも業務に起因する自殺事案が発生をしてお

りまして、今回再び自殺事案が発生したことは極めて遺憾としか言いようのないことございま

す。この件に限らず、働き過ぎにより命を落とさ

れるとということは、御本人や御家族にとっても

かり知れない苦痛であるとともに、社会にとって

も大きな損失であり、過労死はあってはならないものでございます。

働き方改革の中で、長時間労働について、これを撲滅するのだということで動いておりますが、やはり監督強化というのは大事な点でございまし

て、厚生労働省では、過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指

導はもちろんのこと、例えば、昨年五月から、複数の事業場で違法な長時間労働を行う企業を是

正、

指導した段階で公表する取り組みを開始する

とともに、月百時間超の残業を把握した全ての事

業場に対する監督指導の対象を、ことし四月から

月八十時間超

ということに拡大をさせていただい

ております。

また、昨年四月に、お触れをいたきました

が、過重労働撲滅特別対策班「かとく」を東京労働

局と大阪労働局に設置をしておりま

すし、

ことし四月には本省にも「かとく」を設置するな

ど、規制の執行強化を図つてはいるところでござ

ります。

引き続き、これらの対策をより徹底していくと

いうことで、長時間労働を是正し、働く方が安心

して活躍できる環境を整えるよう、しっかりと取り組んでまいる所存でございます。

○中野委員

しっかりと監督指導をお願いしたい

と、いうふうに思います。

○山越政府参考人

お答えをさせていただきます

す。

今御指摘をいただきましたように、長時間働く

方の割合が高い業種につきまして、発注者でありますとか取引先との関係にも踏み込みました対策を講ずることが重要だというふうに考えております。

まず、今御指摘もいただきましたが、IT産業

につきましては、重層下請構造のもとで、急な仕

様の変更や曖昧な発注から生じますやり直しなど、取引慣行上の問題もあるというふうに承知を

しております。そうしたことから、平成二十八年

度、新たに、業界団体や関係省庁が連携をして、

検討委員会の設置や実態の調査等の取り組みを開

始したところでございます。

それから、トラック運送業につきましても、御

指摘をいただきましたように、荷主の都合によります手待ち時間とか、運送事業者だけでは解決で

きない問題があるというふうに承知をしておりま

す。このため、荷主企業や経済団体の参画を得た

協議会を全都道府県に設置をして、実態調査を実

施した上で、取引慣行の見直しによる手待ち時間

の削減に向けたモデル的取り組みを進めていると

ころでございます。

このように、取引環境の改善にも踏み込んだ長

時間労働対策を今後ともしっかりと進めてまい

る所存でございます。

○中野委員

ありがとうございました。

ういうようなさまざまなかつ状況があるわけでござい

ます。

ですので、この労働時間法令のあり方、これに

ついてもまずしっかりと議論をする必要はあると思

いますけれども、実効的にこの長時間労働を削減

していくために、こうした関係者が一丸となっ

て、長時間労働を少なくしていく、是正してい

こう、こういう業界ごとの取り組みというのもあ

わせてしっかりと進めていく必要がある、このよ

うに思いますけれども、これについても政府に御

答弁をいただきたいと思います。

○丹羽委員長

次に、井坂信彦君。

○井坂信彦君 民進党的井坂信彦です。

この厚生労働委員会は、火曜日の理事懇、水曜

日の初日の委員会、木曜日、きのうの理事会、そ

して本日の委員会と、まことに遺憾ながら、四日

連続で委員長職権による強行開催となつておりま

す。

○丹羽委員長

次に、井坂信彦君。

○井坂信彦君 民進党的井坂信彦です。

この初日の委員会、木曜日、きのうの理事会、そ

して本日の委員会と、まことに遺憾ながら、四日

連続で委員長職権による強行開催となつておりま

</

ら十年に短縮する法案と年金カット法案をセットで、抱き合せで審議してほしいと再三答弁をしておられます。

我々は、この二つの法案をとにかく分けて、そして、実際今困っておられる無年金の方々を救う年金受給資格の短縮法案を先に審議させてほしい、これをこの間ずっと要求してまいりました。大臣は、十月三日の私との予算委員会質疑で、こう答弁しておられます。セットで議論、早期に一括審議していただくことが我々としては大変ありがたい、このように大臣は当時答弁をしておられました。

改めてお伺いをいたしましたが、全くも結果案をなす
二十五年から十年に短縮して無年金者を救う法案を
と、そして議論に非常に時間がかかる、与野党で
大きく意見の割れている年金カット法案を一括審
議すべきでない、無年金者を救う法案を分けて先
に国会で議論すべきと考えておりますが、大臣の
お考えをお伺いします。

○ 塩崎国務大臣 まず、冒頭に申し上げなきやい
けないのは、議案の審議は、当然のことながら、
私ども政府が決めることでは決してないわけでござ
いまして、一義的には与野党の皆様方の協議で
決められるものだというのが私どもの理解であ
り、そのような形で国会の場でお決めをいただき
たいというのがまず第一点、大前提でございま
す。

その上で申し上げるとするならば、先ほど田村
委員からの質問に対して私からもお答え申し上げ
ましたように、今、これは、井坂委員から予算委
員会で御議論をいただいた、皆様方の言う年金
カット法案と呼ばれているものは、先ほど申し上
げたとおり、民主党政権時の社会保障・税一体改
革大綱がございますが、そのときに既にお見通し
のとおり、「デフレ経済下におけるマクロ経済ス
ライドの在り方について見直しを検討する。」と書
いてあって、これをやらないと将来世代の年金の
受取額が減つてしまふということを見通した上
で、民主党政権もこれを宿題として定めていた、

閣議決定までされていたわけでございます。
同時に、もちろん、受給資格期間の短縮の問題、これも一体改革の中に入っていることで、いずれも、よりよい暮らしを実現するために、年金受給権というものをより確実にするという意味において、そして年金の機能を強化するという意味において、共通をする問題であります。ふうに思つたわけでござります。

ら、もう既にごたごたが始まっているわけであります。そもそも、そういうことをおっしゃることがおかしかったわけですが、改めて、それは気持ちは気持ちとしてさつきお伺いしましたが、これは、無年金者を救う法案を通すためには、もちろん必ずしもセット審議にはこだわらないと答弁していただけますか。

は国会がお決めになることだということはよく理解をしておりますので、そこは皆様方にお願いを申し上げたいというふうに思います。

○井畠委員 続きまして、我々がこの一週間要求をしてまいりました二つのこと、政府試算についてお伺いをいたします。

この政府試算にはいろいろと突っ込みどころがあるわけであります、本日は所信質疑でありますし、また私もこの委員会で質疑をさせていただく初日でありますので、一番わかりやすいところから数点お伺いをしたいと思います。

政府試算では、高齢者の年金カットは三%だ、そして将来世代はそれで七%年金が上がるんだと。こう聞いたときに真っ先に思ったのは、なぜ三%という低いカット率に政府の計算ではなったんだろうということでありました。

政府試算が発表された一時間後には、年金数理

改めてお伺いをいたしましたが、全くも結果算を二十五年から十年に短縮して無年金者を救う法案と、そして議論に非常に時間のかかる、与野党で大きく意見の割れている年金カット法案を一括審議すべきでない、無年金者を救う法案を分けて先に国会で議論すべきと考えておりますが、大臣のお考えをお伺いします。

○塩崎国務大臣 まず、冒頭に申し上げなきやいけないのは、議案の審議は、当然のことながら、私ども政府が決めることでは決してないわけでございまして、一義的には与野党の皆様方の協議で決められるものだというのが私どもの理解であり、そのような形で国会の場でお決めをいただきたいというのがまず第一点、大前提でございま

ちょっと不満なので、もう一度だけお聞きしたいのですが、大臣、もうそこはこだわられなくていいと思うんです。やはり我々も、短いこの秋の臨時国会、そして、政府からしたら、どの法案も出したからには大事だ、通したい、そういうことなんでしょう。しかし、特に、受給資格を二十五年から十年に短縮をして無年金の方々を救う法案、これはやはりこの秋の国会でしっかりと議論をして、結論を出してしまわないと、そして、私はこの法案はもちろん大賛成でありますから、入り口からこういう、まさに大臣が、そして総理が、セットでセットでと、こうおっしゃるところか

皇がごとくおどろいておどろいて、その實をいかに果たしていくか、そして、いかにスピーディーに、将来世代の持つであろうかもしれない不安を解消していくことなどが大事なんだろうか、というふうに思います。

先ほど申し上げたように、これは平成二十四年の二月に閣議決定をされた民主党時代の一体改革の大綱に、いずれも関係する事項が書いてあります。つまり、二十五年を十年にするという問題だと、今申し上げた、デフレ下のマクロ経済ストライドの発動をしないと、将来世代の本来もらえるべき、入りと出をバランスさせるという先ほど話がありましたが、そのもとでべき年金が少なくなるつてしまふ。そのことを回避するために、分かち合いの精神で、このスライド制を見直す、つまり、実質として名目でも賃金が下落をするといふ、今までなかなか想定し得なかつた、そういう事態での、年金の既裁定者へのスライドの方といふものを見直すということは、これは二十五年を十年にするという期間の見直しと同じくらいに大事な問題だらうというふうに思いますので、私は、先ほど申し上げたおり、年金の機能強化、そしてまた信頼回復のために必要だということを申し上げているので、ここは御一緒に議論していただきたいという気持ちは何ら変わらないわけです。

ただ一方で、国会の中での法案の扱いについて

三%という低いカット率に政府の計算ではなつたんだろうということでありました。

政府試算が発表された一時間後には、年金数理課の担当の方と議論して、いろいろお伺いして、すぐわかりました。これは、年金カット法案とは全く関係のない可処分所得割合という別のルールがあるわけですが、可処分所得割合というのは、保険料が少しずつふえていることを表現するために、手取りの可処分所得がちよつとずつ減っていくことをルール上表現するために賃金改定率を毎年〇・二%ずつ減らしていく仕組み、これが可処分所得割合であります。この可処分所得割合を減らす効果は毎年累積をされますから、十一年たてば、〇・二%掛ける十年で二%減る、こういうことになるわけであります。

政府試算では、現行ルールの数字を出すときは可処分所得割合もありとすることで数字を出して、一方、年金カット法案の試算をするときは可処分所得割合がなし、こういう前提で数字を出して、十年で二%年金水準が上がるような計算をしているようであります。

物価が上がつても年金が下がるという今回懸念になつてゐる新ルール、我々が問題にしてゐる新ルールと、可処分所得割合あるなしという二つの変化を同時につけて、そしてその結果をもつて、

六

年金カット法案の新ルールによるカット率は3%だけでした、これを言うのは、私は明らかにおかしいと思います。

そこでお伺いいたしましたが、政府試算で高齢者の年金カット率が3%となつたのは、私が試算して十年で5・2%年金が減るという試算に可処分所得割合2%を上乗せしただけなのかどうか、通告どおりお伺いいたしました。

○塙崎国務大臣 まず第一に、年金カット法案とおつけになつていらつしやる名称でございますが、私どもとすれば、将来年金確保法案といふように申し上げたいというふうに思います。

その上で、今回の試算は、民進党の井坂委員のお求めに応じて、仮に今回の額改定ルールの見直しが平成十七年度から実施されていた場合の仮定の試算を行つたらということで、そのようなお求めだつたと思います。

そもそも、民主党政権時代も含めて、平成二十六年度までは本来よりも高い特例水準の年金額が支給されていたわけですが、これを法律でもつて民主党政権が廃止するということをお決めになつたことは、まさに未来への責任を果たす大変立派な御決断だつたというふうに私どもは思つています。

この特例水準の解消がない限り、仮に今回の改定ルール見直しが実施されないとしても年金額が減ることはないわけで、これは物価が下がつたときは下げますが、上がつたときは横ばいといふことが特例水準のあり方でござりますので、そういうことではないかと思います。

なお、今回の試算は、特例水準を解消したとう前提を置いた上で機械的な試算を行う、こういうことをやらざるを得ないということで結果をお示ししているわけでございまして、政府試算は、今回の額改定のルールの見直しが行われる、今回提案しているルールは平成三十三年度から適用されるものでございます。今御指摘いただきましたが、これには可処分所得割合の減少分の影響といふのは生じないということになつてから実施され

るものでありますので、当該影響を織り込んでおらず、結果として2%の差が生じているという形になつてゐるわけでございます。

○井坂委員 いろいろそういう操作をされた理由も含めて答弁をいたいたんですが、ちょっとと端的に事実だけ確認をいたしますが、今回の試算は、年金カット法案の新ルールのあるなしだけをいじつて比較したのではなくて、可処分所得割合も、もとのときは可処分所得割合があり、新ルールを計算するときは可処分所得割合がなし、そこも使い分けて試算をされた。これは事実だと思いますが、それで間違いないか、お伺いします。

○塙崎国務大臣 政府が提案をしている、私どもが提案をしているルールが、もし十七年度から適用されていたらどうなのかという御質問だつたわけでありますから、三十三年以降はこの可処分所得割合のマイナスの〇・一というのは当然適用にならないわけでありますので、そのルールを適用してみれば、2%分は差が出てくるというのをごくごく当然のことではなかろうかというふうに思ひますので、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思ひます。

○井坂委員 何かの効果を試算あるいは測定するときといふのは、ほかの前提条件はそろえて、そして変化をつけるのはその一ヵ所だけ、これは実験やシミュレーションの基本中の基本だというふうに思ひます。

例えは、可処分所得割合は両方ともありまする、その上では年金カット法典があるときとないときといふのは、ほかの前提条件はそろえて、それで高齢者と、それから今五十代以上の方方が3%カットされる、そして、その浮いた年金財源を利回り4・2%で運用してふやす結果、二〇四〇年以降に年金をもらう将来世代は7%ふえる、こういう説明であります。

私は、仮に物価が一・2%ずつと上がる、賃金が二・五%ずつと上がる、さらには運用利回りが四・2%、こういう経済が百年続いたとしても、それでも、いわば、今政府が試算でやられたことは、何かジョギングをして、そしてサプリメントも飲んで健康になりました、だからこのサプリメントの効果を曖昧にして累積をしてしまう。

実際起つてることは、年金カット法案では5・2%の差がつきます、そして、可処分所得割

合の有無で2%，そこがげたを履かされて差が縮まつて、政府試算では3・1%と聞いておりますけれども、そういう数字になつていて、そういうことではないかというふうに思います。

今回の年金カット法案の政府試算について、今は、高齢者のカットが本当に3%なのかと一番最初に感じた疑問について質疑をさせていただきましたが、私が一番、この数字は幾ら何でも盛り過ぎじゃないか、やり過ぎじゃないかと思つてゐるのが、将来世代が7%ふえるという試算結果であります。

お配りしている資料の一番をごらんいただきたいと思いますけれども、高齢者の年金は3%減るだけです、将来世代の年金は7%もふえますよと。これを聞いた最初の第一印象は、そんなうまい話あるわけないだろうということでありますた。

政府の試算を簡単な図で示すと、このパネルのようになるかと思います。いろいろ大前提が、物語が一・2%，そして賃金が二・5%，利回りが四・2%，こういうすばらしい成長経済が百年間コンスタントに続く、こういうことでありますけれども、その中で、二〇〇七年から二〇四〇年までの高齢者と、それから今五十代以上の方が3%カットされる、そして、その浮いた年金財源を利回り4・2%で運用してふやす結果、二〇四〇年以降に年金をもらう将来世代は7%ふえる、こういう説明であります。

私は、仮に物価が一・2%ずつと上がる、賃金が二・五%ずつと上がる、さらには運用利回りが四・2%、こういう経済が百年続いたとしても、それでも、いわば、今政府が試算でやられたことは、何かジョギングをして、そしてサプリメント

されていますので、ケースEでやると、仮に高齢世代が3%カットされた場合、将来世代の年金は7%アップするんでしようか。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○塙崎国務大臣 その前に、先ほど、可処分所得をどう見るかの話がございましたけれども、井坂委員が予算委員会でお示しなつたパネル、今ここに、手元にありますけれども、そこには、政府提案の新ルールを過去十年間のデータに当てはめてみるとお書きになつてるので、私どもはそのとおりやつて、先ほどお示しをした、2%差があるということになつてゐるわけでございます。

今、3%カットされて将来世代の年金が7%アップするのはおかしいのではないかということです。アッピングするのはおかしいのではないかということですから、今回の改定ルール見直しによる年金額が減額というのは起こらないということになります。

その上で申し上げれば、現行の年金制度は、いわば、先ほど来もう何度も申し上げておられるように、世代間の分かち合いでいう仕組みでありますので、マクロ経済スライドによる、おおむね百年間で出と入りがバランスする、收支が均衡する

ということになつておるわけでありまして、足元の年金水準が低下すれば将来の年金水準が上昇するということになつておるわけでありまして、足元の年金水準が低下すれば将来の年金水準が上昇する

というのは、これは井坂委員もお認めになることだらうといふように思ひます。

特に、マクロ経済スライドそのものは、当時の岡田副総理も、今になつて考えてみれば非常に意味のある制度だというふうにおつしゃつておられた、将来への責任を果たすというお気持ちがよくあらわれてゐるお言葉だつたと思います。

今回の試算では、足元の低下に対しても、マクロ経済スライドによる調整期間が、さつきも田村委員からもお出ましたが、六年間短くなるということでお答えを申し上げておりますけれども、将来が

7%になぜなるのかということあります。一つは、足元の給付水準が低下することにより生じた積立金には運用収入が発生をするわけですから、下がった分は当然将来の給付に充てられるということです。

もう一つ大事なことは、二〇四〇年代以降は人口の減少に伴つて受給者数自体も減少するということ、これが人口問題の、裏返すと深刻なことでもあるわけですけれども、この問題をどう乗り越えるかということでマクロ経済スライドがあるわけですが、受給者の数を見通すと、二一〇年、お示しをいただいておりますけれども、この受給者数は現在の半分程度になる。どうなるかというと、二〇一六年は三千二百六十万人、二〇四〇年度は三千六百二十万人、これは団塊の世代なんかがふえますから。ところが、二〇八〇年度になりますと二千五百二十万人にぐつと減り、さらに、二一〇年度になりますと、今申し上げた一千六百四十万人、ここまで受給者数が減つているわけです。

したがつて、今お話をあつた7%は高過ぎないかということになりますけれども、今のお話のとおり、受給者数が半分程度にまで減るということも含めて同じ、減つた分とふえる分と比べてみれば、そういうことになるという計算でござります。

○井坂委員 通告どおりお聞きしたのに、その御答弁で本当に大丈夫かな? ううに思いますけれども、政府試算が通つて、3%減つたら7%ふえるというようなことが本当に起こるんですかということをお伺いしています。

実は、これは、政府試算が二〇〇七年から二〇四〇年まで3%カットをしたらといふことで、今そういう御説明をいただいたんですけど、一方で、この年金カット法案では実際にどうなるのかということを議論したいといふふうに思います。

資料の二をごらんいただきたいと思います。政府試算はあくまで、仮に二〇〇七年から年金カットルールが発動していたらという前提ですか

動するのは二〇二一年から、そこから最速で十年かけて高齢者の年金が3%までカットされ、こういうことになつた場合でも、将来世代の年金は当然、この点線がもともとの政府試算のイメージであります。実際、年金カット法案成立後に起ることは、こういうことであります。これは将来世代の年金は7%アップには遠く及ばないということになります。

改めてお伺いをいたしますが、年金カット法案が通ると、3%高齢者が減つたら将来世代は7%ふえる、政府試算を百歩譲つて是とした上でも、あるいはケースEという経済成長を是とした上で、も、そういうことには私はならないと思いますけれども、いかがでしようか。

○塩崎国務大臣

これは何か自動的に、いかなる場合にも年金がカットされるかのようなおっしゃり方をされますけれども、何度も申し上げているように、今まで、実質も名目も賃金が下がるというケースについては、最大、チャラというか変わらない、そういうルールに、スライドには毎年当てはめられてきたわけですが、それはさつきから申し上げているように、デフレ経済が続いてしまった場合、そういう場合については、民主党政権のときも、万が一のためにやはりこれは備えておかないといけないなどということです。

○井坂委員 ちょっと勘違いがあるのかもしれません。この3%カットといふのは、私は別に、何か二〇二一年から二〇四〇年まで、ずっと3%カットの経済が続くという國では全然ないですよ。これは、マクロ経済スライドと似たような仕組みですが、一度3%カットまで行つてしまつたら、経済状態がよくなつても後はずつとその開きが続くのでこの赤い矢印が並ぶ、こういうことなんです。だから、これはもと後になればなるほどカット総額は減りますから、当然、将来宿題が書かれていたわけですね。

したがつて、そもそも、今ここにお示しをいた

値も賃金も上がり続けるようにする、そうすれば年金は下がるということはないということになるわけでありますので、いかに経済政策とセットでこの年金の制度を考えるかということが大事なんだと思います。年金カット法案が発動するのは二〇二一年からすぐ減額する、こういうことになります。もう一度お答えください。

○高鳥委員長代理

〔速記中止〕

速記を起こしてください。

○塩崎厚生労働大臣

先ほど来申し上げているよう

に、もともとの試算は、井坂議員が平成十七年からルールを当てはめたたら、この上がり幅が小さくなることなどを申し上げたわけですね。それに見合う将来世代の代替率のアップがどうなるのかといえば七%だということを申し上げたわけで、今御指摘の、二〇二一年、平成三十三年、このときからやつたときは、調整期間が短くなるという意味ににおいて、この上がり幅が小さくなるということは、それはそのとおりだというふうに思います。

○井坂委員 事実を端的にお答えいただいたといふふうに思います。

ですから、政府試算は、三パー減るだけ、七パーふえるのか。これはまたいろいろと細かい議論をしたいんですけど、少なくとも、政府試算はあくまでも二〇〇七年からカットしてい

たらという試算ですから、もちろんそういうふうに思います。

聞いたことにまず、ちょっともう一度お答えをいただきたいのが、政府試算は、これは二〇〇七年からもう既にカットが始まっています、そういう前提で試算をしておられるので、二〇〇七年から二〇四〇年までこういうカットの総額が結構な数たまつて、それがケースEで複利で運用され、人口も将来の方が多いので、残りの七

年間のアップ財源になるんです、こういうことなんですねけれども、それはしかし、政府試算は二〇〇七年からすごい長い間カットしてようやくそれなり最大の違いは、年金カットの期間が非常に短くなるということです。

しかし、ここに今お書きをいただいている大前提として、平成三十三年度からすぐに減額するかのような前提を立てること自体が非現実であろうと、いうふうに思います。

したがつて、ここに今お書きをいただいている大前提として、平成三十三年度からすぐに減額するかのような前提を立てること自体が非現実であり、おかしいのではないか。

そして、仮に平成三十三年度以降に賃金が下がるような事態が起きた場合には、今回の見直しを行つていかないと、先ほど来繰り返し申し上げてあるように、将来世代の代替率が予定よりもどんどん下がつてしまふ、そして調整期間が長くなつてしまふなどいうことでありますので、先ほど来申し上げているように、やはり改革は先送りをしないで、そこからいけば二%差が出てきますよといふことだといふことには私はならないと思いますけれども、いかがでしようか。

もちろんないですから。これはそれで間違いないですね。

(高鳥委員長代理退席、委員長着席)

○塩崎國務大臣 いささか驚いてゐるわけでありますけれども、もともと五・一というのをおつ

しゃつたのは井坂議員でありますので、それを、新しいルールを仮に機械的に当てはめてみたらどうだというので、平成十七年から当てはめてみて、二%の差があつて、五・一じやないよ、三です。ね、それに見合つ、六年間短くなりはしますが、そこで、言つてみれば節約できる面積、積分した部分に見合つ将来世代の代替率の回復がどれだけあるのかということを七%とお示ししているわけです。

来万が一、三%減ったときは、むしろ将来世代は
七%ふえるんだみたいなのは完全な誤解を与えて
おりますので、そこは誤解のないようにさせて
いただきたいと思います。

たこれはお書きになつていりますけれども、こんなことが起きるなんてことは全く我々は想定もしていませんし、何度も申し上げているように、物価も賃金も上がれば年金は下がることはないといふことでありますので、国民の皆様方にむしろ不安を与えているのは皆さん方じやないですか。そのところをよく考えていただけたらというふうに思ひます。

○井坂委員 ちょっと丁寧に議論したいと思いま
すが、何か、3%必ず減ると別に私もここで書い
ているつもりはないんです。3%必ず減るじゃない
くて、私が今回問題にしてるのは、政府試算で
は何か三ヶ減つたらその財源で将来7%ふえるみ
たいなことをおっしゃっているんですけど、そうい
う関係性は、この年金カット法案成立後も、どの
時代でも起こらないんですよ。そこは本当にそう
なんです。

だから別に、必ず3%下がるとか、必ず7%上
がるとか、そういう図じやなくて、二〇二一年以
降からもうらんこ、うこには已こうな、つけ

で、仮に起きたとしたって、仮に三%下がったとしたって七%ふえるなんということは全くありませんよと。それはもう事実で、さっきも御答弁いただいたどおりですが、そういうことなんですか。
だから、おっしゃるように、どの時点でといふのは死活的に大事で、しかも要は面積比較ですかから、基本的には。だから、政府試算は、非常に大きな面積をとった結果ああいうことだというふうにおっしゃっているんですけど、年金カット法案の将来アップを眞面目にシミュレーションしようと思えば、少なくともこういうことになるわけあります。
そこは本当に、何か後ろでもうなずいておられますけれども、要は、何か年金カット法案で、将来万が一、三%減ったときは、むしろ将来世代は七%ふえるんだみたいなのは完全な誤解を与えておりますので、そこは誤解のないようになります。
ただきたいと思います。
○塙崎国務大臣　むしろ誤解をお与えになつているのは井坂委員の方ではないかと言いたくなるぐらい、大事な大事な年金の問題でありますので、冷静に御議論いただきたいというふうに私の方からもお願いをしたいと思います。
言つてみれば、恒等式みたいなものであつて、先ほど田村委員からもお話をありましたように、たまたま、たまたまですよ、実質賃金も名目賃金もマイナスだという事態、めつたにないことではありますようけれども、どうも平成二十一年の財政検証以降やつてみると、こういうことには備えないといかぬということになつて、民主党政権もないといふ宿題を明示された。これはまさに民主党政権が、あの当時は将来世代のことを考えて、今だけではないということをおあらわしになつているんだろうなというふうに思います。
（こづつて、今三月二十九日から二月二十九日まで、

ふうにおっしゃいますが、これはもう機械的に計算してもこうなるということを申し上げているわけで、それはさつき申し上げたように、大きなところは、これは面積同士、減る面積と上がる面積と、これは同じですか。

それは何を意味しているかといえば、あとは、代替率が上がるか下がるかというのは受給権者があるわけですから、二二〇〇年には半分になっちゃうわけですから、当然、代替率は上がるわけで、それが三と七がバランスしないといつても、それは人口が動くという大事なファクターを加味していただければ、この問題はすつとわかることではないかといふふうに思つております。

○井坂委員 三と七がバランスしないというのには、年金カット法案の成立後は、もうこういうわゆる三減つて七ふえるようなバランス関係ではなくないですよ。そのことはさつきおっしゃつたとおりだと思いますよ。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、恒等式ですから、減った面積とふえる面積は同じだと。出入りは一緒だということを村田委員が一つこく言っていただきました。まさにそのことでありますので、三と七という組み合わせかどうかはそれは別として、今回の、万が一に備えてのことが起きたときに得られる減る面積と、将来世代が得られるふえる面積は同じだということであり

ますから、三と七というのにこだわる理由は全くないわけであつて、どういう数字になるかは別にして、大事なことは、お互いの世代が分かれ合つてこの年金制度をもつようにしよう、そのかわり低年金の方々には配慮をして、二十五年を十年に期間を短縮するということ。それから、給付金を、これは三十一年の四月から、消費税を上げたことを前提にやるわけですから、そういうところへも配慮し、なおかつ、介護保険とかいろいろなところでの社会保障全体で、やはり弱い立場の方々にはしっかりとサポートをしていく。

そして、何よりも大前提は、やはり全員を魚

することによって物価も賃金も健全な形で上がり続けるようにしていくことが一番大事なの

で、その賃金の上昇ということを民主党さん以上に、私たち自民党や公明党で、あるいは安倍内閣で申し上げているわけでありますので、そういう

で申し上

資金の上昇ということを民主党さん以上
から自民党や公明党で、あるいは安倍内閣
が切っているわけでありますので、そういう

トータルでやはり物を考えていただいて、御議論を深めていただければありがたいなというふうに思います。

○井坂委員 最終的には、本当に面積比較でもう一度このパネルを見ていただきたいんですねけれども、要は、年金カット法案が通った後に、仮に三パーいつ減つたって七%ふえるようなことはないというのは、これは本当に事実ですかから……(発言する者あり)いやいや、数理計算上やつたつていうなさいですよ。(発言する者あり)いやいや、

（發言する者あり）では、答弁お願いします。

しゃる皆さん方に少し我慢していただくことが、将来必ず、将来年金をいただくであろう今現役で頑張つていらっしゃる方々の年金が、代替率が回復するというか上がるということは、必ずこれはセットで起きることですから、三%と七%がマイナスとプラスで起きないんだというようなことはなくて、数字はともかく、万が一のことが起きても、このルールがあれば、必ず分かれ合いで、今の世代に少し我慢していただいた分は、将来の方々の年金の代替率はプラスになるということを、これは明確に申し上げておかなければいけないというふうに思います。

○井坂委員 数字はともかくと繰り返しおっしゃつているのは正しい答弁だというふうに思いますがけれども、要は、今回のシミュレーションは数字の話ですから、絶対三パー減るとか、私はそう言つているんじやなくて、仮に三パー減つたって七パーふえるようなことはこの年金カット法案が成立してもないですよ、これはもう本当にその通りですか、そしょ〜こんな見通しを置く、こつて

そういうことはないですから、それを、数字はと

せん。

もかくで、あとは何か観念論だけで済ませられたら、もう本当に仕方ないなどという思いがあるんですけれども。それは、将来世代のためとか、経済を何かよくしたいとか、その心意気は大臣おっしゃいますけれども、しかし、シミュレーションですかからね。

結局、この年金カット法案が成立して、別に三パーでも五パーでもいいですけれども、一定のカットが生じたときに、では一体どれだけふえるのかというのは、多分政府の方はまだわからないというふうに思いますよ。(発言する者あり)

いや、それはだつて、前提の置き方、もつと言えば、マクロ経済スライドのときは、そういう真面目なシミュレーションを政府はやっているんですよ。マクロ経済スライドの、今回もう一つ入っている強化、キャリーオーバーと言われるときは、ちゃんと将来に波をつくって、経済前提を置いて、一定の前提を置いたときにはこれだけカットがあるけれども、将来これだけふえますよという試算をやつていてるんですよ。それは普通にできるので、それをやつていただきたいというふうに思います。

○丹羽委員長 井坂委員、持ち時間を経過いたしておりますので、質疑を終局してください。

○井坂委員 これはまた実際、もし法案の審議があれば、このシミュレーションの問題、それから試算の問題、しつかり詰めてやつていただきたいとうふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございます。

○丹羽委員長 次に、袖木道義君。

○袖木委員 民進党の袖木道義でございます。質疑の機会をいただき、ありがとうございます。

ただ、冒頭、私は野党の筆頭理事という立場で、審議の段取りを与党筆頭の田村さんともこの間させていただってきた中で、これは委員長にも改めて本当に強く抗議を申し上げなくてはなりません。

そもそも、大臣所信前の理事懇談会からきょう求めた前提条件とは、それぞれ、まさに減り方は過小評価、ふえ方は過大評価と受けとめざるを得ません。

そもそも、今の議論も含めて、試算がまずなかなか出てこない。そして、出てきても、私たちが求めた前提条件とは、それぞれ、まさに減り方は過小評価、ふえ方は過大評価と受けとめざるを得ないような表現ぶりで出てきたものの、撤回と出し直し、これも出てこない。そして、きわめつけは、きょう何で一時間もおくれているんですか。

皆さん。与党が職権で強行して、与党が一時間おくれさせてくれと、こんなのは前代未聞ですよ。まさに、私たちは、今、塩崎大臣が将来年金確保法という言い方をしましたけれども、何でそういって言つていい方ができるか。無年金者の救済法案が入つていてるからですよ。この無年金者の救済法案を、年金カット法案とは切り分けて先行審議して、一日も早く成立させることを求めて、この審議の場面に入る前に切り離していただきたいといふことを再三再四言つてきて、そして、野党間でもその努力を重ねてきたんですよ。そして、きょうまでに相撲うべく努力をされるというから、この間の強行職権立ても、私たち、欠席もせずに出てきているんですよ。

ところが、けさになつて、理事会が始まる数分前に、突然一時間おくらせてくれと。どうしてですかと聞いたら、何と、野党の中で今本当に維新さんが努力をしていただいて、無年金者救済法案が分離して、切り離して先行審議ができるように努力をいたしているんですよ。その手続が、まさに与党さんが、十分な意思疎通ができるいない中で、一時間おくらしてくれというの、これは本当に、今TPPも、山本大臣のあの強行採決発言で大変な紛糾をしている状態。国会全体を、やはり巨大与党のおごり、緩み、私はこの厚生労働委員会にもあらわれていると言わざるを得ません。

ただ、法案を提出している立場からすれば、先ほど申し上げたように、これは平成二十四年の一体改革の中で、いずれも年金を確保するということをどう強化していくかという機能強化のことであり、特にあらゆる事態に備えていくことについてございますので、二つの法律の中にはやはり共通項が強くあるということは、私どもは強くこ

大事にしたいと思いますよ。しかし、こういう民

主主義はプロセスが本当に生命線ですよね。巨大与党であつても、野党の意見をしっかりと聞く場を確保する。

そして、仮にですよ、仮にこの審議が進んでいけば、まさに今、野党と与党とで、場内協議で、この大臣所信の質疑の後に、では法案審議はどうまつている中で、私は、本当に与党との協議が今始まつようか、こういうことが、当然協議が今始まつてあります。

ぜひ、塩崎大臣、まずお約束いただけませんか。この大臣所信の曉に法案の趣旨説明等に入つていったときに、当然のことながら、塩崎大臣も安倍総理も、今回、年金カット法案と無年金者救済法案をセットで一括審議したいと並々ならぬ意欲を予算委員会等で示してこられましたが、我々現場は、切り離して、そして無年金者救済法案を先行審議して、一日も早く成立をさせる努力をします。

その先に、では、年金カット法案が審議入りをしてきたときに、山本農水大臣は、強行採決をするのは議運委員長が決めるからこのパーティーに来てているんだというんでもない発言をされましたたが、年金カット法案はこの厚生労働委員会では絶対に強行採決しない、塩崎大臣、約束してください。

お示しいただけますか、その御見解を。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたとおり、国会のことは国会が決めるというのが大原則でござりますので、私どもは国会運営について右左を言つべき立場には全くないというふうに思います。

ただ、法案を提出している立場からすれば、先ほど申し上げたように、これは平成二十四年の一体改革の中で、いずれも年金を確保するということをどう強化していくかという機能強化のことであり、特にあらゆる事態に備えていくことについてございますので、二つの法律の中にはやはり

機的に議論が進むのではないかということを申し上げてきたわけですが、いずれにしても、

国会のことは国会でお決めをいただくということありますので、私どもはそれに従うわけでございます。

○袖木委員 これは、私は塩崎大臣にぜひお約束をいただきたいんですよ。

我々は、年金カット法案よりも先に無年金者救済、納付期間を二十五年から十年に短縮して、六十四万人の無年金者の方を一日も早く救済させていただくこの法案を、先行審議をして成立させたい。

その先に、では、年金カット法案が審議入りをしてきたときに、山本農水大臣は、強行採決をするのは議運委員長が決めるからこのパーティーに来てているんだというんでもない発言をされましたたが、年金カット法案はこの厚生労働委員会では絶対に強行採決しない、塩崎大臣、約束してください。

お示しいただけますか、その御見解を。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたとおり、国会のことは国会が決めるというのが大原則でござりますので、私どもは国会運営について右左を言つべき立場でございますので、あとは全て皆様方にお願いを申し上げるだけで、お任せをいたしたいと思います。

○袖木委員 こんなことを確認しなきゃいけないのも、山本農水大臣が、まさに国会に法案審議をお願いして、本当にこれから重要な局面を迎える中で、強行採決を決めるのは議運委員長だ、だからそのパーティーに来ているなんて言われるから、自民党、安倍政権の閣僚はみんなそういう思いでやつていてるのか心配になるんですよ。本気で心配しているんですよ。

私がさらに心配なのは、野党、与党筆頭で今協議しているんですよ、無年金者救済法案を年金カット法案と分離、先行審議しようと。その今このさなかにあって、私は本当にこれは耳を疑うんですけれども、同じ与党内の中、国会対策委員会あるいは議院運営委員会、それそれが委員会や本会議の設定を調整、協議しているんですよ。

私、この現場で、無年金者救済法案を年金カッ

度までは、内閣府が行った中長期の経済財政に関する試算、これは平成二十六年一月二十日に出ておりますが、に準拠をして設定しております。そして、平成三十六年度以降は、内閣府試算を参考にしつつ、経済、金融の専門家による検討を経て八通りのケースというものを設定するということで、今お配りをいただいているケースAからケースHまであるわけでありますけれども、そういうものを設定するなど、中長期的な視点に立て置かれている前提でございます。

これらは、社会保障審議会年金部会のもとに設置した、経済、金融の専門家で構成される専門委員会において客観的な議論を経て設定されたものでありまして、妥当な前提であると考えているところでございます。

何よりも重要なことは、先ほど来申し上げていただけるとおり、強い経済をつくっていくということが大事でございまして、そのため、デフレから脱却をし、賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組む、そのことが、年金が今回御提起申し上げているようなケースにならないでふえていくように努力をするという事が、時の政権がいつも抱っていかなきやいけない未来への責任だというふうに思っています。

○袖木委員 長々と御答弁されるんですけれども、そもそも私、きのうも年金局とやりとりして、提案をしたんですよ。本当に政府が現実的で責任ある議論をするんだつたら、こっちの試算に文句つける前に出してきてくださいよ、そういう財政検証に基づく試算を。

私は提案しましたよ。そもそも、こういう財政検証、ケースE、これは資料一枚目につけていますが、これでも、これは、実質賃金上昇率が物価上昇率をずっと上回っていく状況で、そもそも年金カット法案 新ルール発動しないんですから、何でこれをわざわざ、発動しないのに、一方で、一人当たり五千円、7%上がる、上昇した結果になつたという、そもそもこの表現ぶり自体が私は非常にこれは確信犯じゃないかと思いますよ。

意図的に、減少のところだけじゃなしに、基礎年金だけは上昇の金額を出して、厚生年金については米印二つ目にちつちやく3%、七千円減、増額は書いていませんよ。わざわざ「一方」以下で、7%、一人当たり五千円基礎年金が上がる何で書く必要があるんですか。こちらは要求していませんよ。

私は、ちょっとこれは聞こえてくる話で、えつと思つたのは、当初私たちが試算要求していく、厚生労働省の方、本当に土日も徹して一生懸命試算をつくられて、そういう違うグラフも含めてしつかりと、面積の話がさつきありました、わからずいものをつくつたら、下がる方が3%ダウーン、いや上がる方はもと上がらなきゃやはり説明しづらいだろうと、それでこの7%という数字。えつ、3%，二千円減るけれども、将来七%，五千円もふえるのと。そうしたら、みんな、いいよねとそれは思いますよね、そういう報道が実際出ているんですから、この三枚目に。そういうような形に土日を挟んでこの提出資料が変遷をしていった、こういう話が聞こえてきて、それが本當だつたら私は本当に昭然としますよ。

何でわざわざ「一方」以下を書く必要があるんですか。書かなくていいじゃないですか、こんなことは起こり得ないですから、大臣。

○塩崎国務大臣 何度も申し上げますけれども、一つは、今回お示しをして御提案申し上げてているケースというのは、実質賃金も名目賃金も下がるような、余り起きてほしくない、そしてまた、起きる可能性も頑張れば少ないはずでありますけれども、備えをしておかなきゃいけないということのは旧民主党政権時代の一体改革にも明確に示唆をされていることがありますから、私たちは肅々と未来への責任を果たすためにこれをやっているわけであります。

この後半の部分を書くなどということありますけれども、むしろこれは、それではマクロ経済スライドというものは何なんだということになつて、どつちか、減るだけ、ふえるだけをやるかといえ

ば、そういう訳で、先ほど来申し上げているように恒等式でありますから、減った分の面積と見える分の面積は同じであって、入ってくるものと出していくものは全く同じでなければバランスしないのであります。そこで、そのことを考えてみれば、機械的に計算しろと言われても、やはりそれは、減った分は将来の年金に必ず反映をされていくための資金スライドということになりますので、それは出さないというのは全くバランスがとれないお話でありますし、仕組みそのものを否定していふような話になつてしまふということだと思います。

○柚木委員 そこまでおっしゃるんなら、この「一方」以下の中の表現、私は不要だと思いますが、書くのであれば、まさに米印で、いつも言いづらいことは米印に書きますけれども、ただし書きを書いていいじゃないですか。ただし、この財政検証ケースEの場合には今回の年金カット法案は発動されませんと。年金カット新ルールは発動しないと、ただし書きで書いてくださいよ。それで出直してくださいよ。違うんですか。発動するんですか。ちゃんと正確に書いてください。

○塩崎国務大臣 これは、また井坂委員のせいですると言われるかもわかりませんが、井坂議員の求め、民進党の求めでもありますたが、に応じて機械的に計算をしたわけではございまして、この書きについては、先ほど申し上げたとおり、マクロ経済スライドそのもののメカニズムを単に御説明申し上げているということになりますので、そのところは片一方だけ書くということはあり得ない話であります。

だからこそ、将来世代の年金を確保するためには、分かち合いの精神で、今の年金をいただいていらっしゃる世代の皆様方に少し我慢していただきとくということをお願いする事態があつた場合の備えをこういうルールとしてお示しをしているわけでありますので、そういうことにならないようう正在していくのが、政権としての責任ある行動だとうふうに思います。

○柚木委員いや、試算は、それは井坂さんが、一定の前提を置かなければなりませんが、うことで、ある意味、助け船を出してつくった試算ですよ。

それを、書きぶりは政府で書けるんですから、だつたら、まさにただし書きに、この財政検証ケースEの場合は年金カット法案は発動しない、ただし、機械的に前提を置いた場合にはこうなると書かない、三枚目のような報道になつて、この年金カット法案が発動したら、あたかも将来、最初は3%、二千円減るけれども、将来は7%、五千円えるんだ、ラツキーとなつちやうんですよ。書きぶりは政府で調整できるんですから、責任持つてちゃんとただし書きを書いて、正しい前提で議論ができるように出し直してほしい。それで、きのうも年金局とやりとりしたんですけれども、私は、まさに現実的な試算で、あり得ない試算じゃなくて、先ほどから与党も答弁もあり得ない試算じゃなくて、現実的に起り得る試算に基づいて責任ある年金の議論をしたいんですよ。

だから、財政検証ケース、AからHまでありますけれども、私は大臣にしか聞いていませんから。いいですか、私、試算は出し直してほしいんですけれども、この十年間、六回も実際に年金カット法案が発動する経済状況が起つてますよ。ですからこんな実質賃金上昇率が、AからHまで、どれも物価上昇を上回るような非現実的な前提ではなくて、この新カットルールを出すのであれば、例えば実質賃金上昇率がマイナスになるような経済前提のバリエーションもケースに置いて、そしてその上でこの試算を出し直してきて、それから年金カット法案の審議入りをするべきじゃないですか。大臣、いかがですか。大臣にしか聞いていませんよ。

○塙崎国務大臣 試算の三つ目に、「ただし、この措置は、セーフティネットとして低年金・低所得の方に月額最大五千円を支給する福祉的給付を実施」、これは平成三十一年の十月であります

が、「した後の、平成三十三年度から実施することとしている。したがって、過去の経済動向が今回の見直し後のルールによる額改定に反映されることはない」ということで、これは、前提を井坂議員からいたたいた上で、それを機械的に十七年度から適用するということを申し上げているわけあります。

今回の額改定ルールの見直しは、賃金が物価よりも低下するという望ましくない経済状態となつた場合でも所得代替率が上昇してしまわないよう備えるということ、そのことによつて将来世代の年金水準をしっかりと確保していく、そのための法案でありますから、私は何度も、将来世代年金確保法案だ、こう申し上げているわけであります。

今回の試算の前提としております平成二十六年財政検証では、デフレから脱却をし、長期的には物価、賃金ともにプラスとなる経済前提を想定しているわけであつて、今回の改正は、あらゆる事態に備えて見直しを行うものではありますけれども、安倍政権としては、何よりも重要なことは、何度も申し上げているとおり、強い経済をつくつていくということであつて、そのためにデフレから脱却をし、賃金上昇を含む経済の再生に全力を出すということで我々は取り組んでいるわけでありますので、御提案のような試算を行うことは考えてございません。

○柚木委員 そもそも、財政検証前提までオーダーしていませんからね、井坂さんは。

私は、試算も、大臣は繰り返し、起きてほしくない、しかし、そういう経済状況が起つたときの備えだとおっしゃるんだつたら、起きてほしくない場合の試算も備えたらいいじゃないですか。そういう試算も出してください、十年間のうちに六回も発動するような状況が起つてているんですから。

では、私は、何でケースAからHまで、この経済前提が、常に賃金上昇率が物価上昇を上回つてプラスの状態で出すんですかと年金局に聞いて

も、納得のいく答えが出てこなくて。私は思うんですけども、実際に、実質賃金上昇率がマイナスなケースも含めて、幾つかバリエーションをつければいいと思いますよ、井坂さんのオーダーにけちつける前に。だったら、こういう前提で出したら、これがリアルにカット法案が発動された、まさに起きたほしくない備えがこういう試算の場合には起くるんだということをちゃんと示した上で、人に文句を言うべきじゃないですか。

大臣 ちゃんと出してください、試算を。

○塙崎国務大臣 先ほど来申し上げているように、年金制度も社会保障制度もそうですけれども、やはり経済政策などとセットで行われるものであつて、そのどこか一部を切り取つて、下がる下がるとかいうことだけ言つて、全体の仕組みすらも否定するようなことは、余り、これは国民に対しては不安を招くだけだろうというふうに思つてはいるわけであります。

先ほど田村委員からもお話をあつたとおり、旧民主党のときの案でも賃金スライドでありますから、皆さん方もこの検証を、ではシミュレーションをお出しidaいているかといつたら、そんなものは私は見た記憶がございませんので、それはそういうことにならないようにしていくけれども、あらゆるケースに備えるということが大事なのであつて、最大限の努力をして、実質も名目も賃金が下がるようなことがないようにしていく

○柚木委員 そういうのが大事なことだというふうに思います。

私は、試算も、大臣は繰り返し、起きてほしくない、しかし、そういう経済状況が起つたときの備えだとおっしゃるんだつたら、起きてほしくない場合の試算も備えたらいいじゃないですか。そういう試算も出してください、十年間のうちに六回も発動するような状況が起つてているんですから。

では、私は、何でケースAからHまで、この経済前提が、常に賃金上昇率が物価上昇を上回つてプラスの状態で出すんですかと年金局に聞いて

は、大前提として、最低保障機能の強化、世代間公平、そして財源も、井坂さんがヘッドになつて今議論して、ちゃんとお示ししますよ。

そして、まず、私が本当に大丈夫かなと思うのは、先ほどの試算もそうなんですかけれども、ここに、現在議論されている、これは医療、介護にしましたけれども、主な負担増メニュー、これはこんなにあるんですよ。与党の皆さんも御存じですか。

これは本当に、医療も、低所得者の方々の医療保険料の軽減特例もやめる。七十歳以上の高額療養費の負担限度額も見直す。入院時の光熱水費の相当額に係る患者負担も上がる。受診時定額負担、病院に行つたら問答無用に自己負担分、診療以外にお金が取られる。こんなことになつたら病院に行けなくなりますよ。

介護はどうなんですか、介護は。

軽度者の方に

対する生活援助サービスを切り捨てる。

軽度者に

対する福祉用具貸与のあり方、これも利用できな

いなりません。

そして、では、お金がある人は大丈夫かとい

うと、そうじゃないですよ。総報酬割で負担もお願

いする。ですから、今回だつて、まさに厚生年金の影響額だつて書くべきなんですよ、しつかりと。下がるだけだし、上がるんですか、本当にこ

れは。上がりないから書いていないんじゃない

ですか。

そして、高額の介護サービス制度の見直し、こ

れも高額医療費と同時に進んでいく。利用者負担割合も二割が上がる。被保険者も、四十歳以上となつてはいるんでしょう。だったら、そういう不都合な現

実が起つたときの試算もちゃんと出して、その

上で審議するのが筋ぢやないんですか。

それから、ちょっと時間がなくなつてあれで、最後、七ページ目の資料にもつけているんですけども、我々は、もちろん、世代間公平は重要でありますから、そのことも、まさに井坂さんがヘッドになつて、我々の将来の年金制度、ビジョンを今協議しています、ちゃんとお示しをします。我々

○塙崎国務大臣 いろいろ御指摘を今いただきま

したが、介護にしても、当然のことながらこれ

は、高齢者の自立を支援し、要介護度の重症化と

いうか重度化を防ぐという介護保険の理念にのつ

とり、なおかつ、制度の持続性というのも大事

であるわけでありまして、その上で必要な方への

サービスは提供できるようにする、こういう考え方で臨んでいかなければならないというふうに思つています。

最低保障をどうするのか、全体として考えて

るのかということあります、答えとしてみれば、それは当然のことであつて、制度の持続性を

考える中につつて、先ほど申し上げたように、年金と同じように、やはり経済成長がなければ税の

負担も、あるいは保険料負担も、一部自己負担も

できるわけではないので、そのところのしつか

りとした支えもしていくとともにトータルに

考えるながら、これは今、経済・財政再生計画改革

工程表にあるメニューを御指摘いただいたわけで

あります。

これら一つ一つについて、どのようにしていくべきなのかといふことを、今それぞれの審議会の部会で議論していただいておりますけれども、全

体としてどういう形で進めていくのかといふの

は、まだこれから議論が詰まつていくことであ

りますので、あたかも、何か負担がどんどこふえて

いくようなことだけが起きるかのようなことを

おっしゃっていますけれども、それならば、民進

党の皆様方もぜひ、それぞれの制度についての持

続性を含めた、あるいは財源も含めた、提案政党としての提案をお願いできたら、一緒にいい議論

ができるのではないかなどというふうに思います。

○柚木委員 時間が来たので提言だけにしますけ

れども、我々は、財源も含めてちゃんと井坂さん

をヘッドに議論してますから。当然、高年金

者に対するさまざまな公的年金控除の検討、ク

ローバック、さまざま見直し、検討してます

し……(発言する者あり)いや、だから、井坂さん

はちゃんと対案を持った上で発言しているんです

ども、年金生活をしている人たちの暮らしが成り立たなくなるんじやないかということを言つているんですよ。ですから、そこをちゃんと検証すべきですよね。

それに当たっては、井坂さんの求めに応じて出てきたもののような、さつきから言つているよう

に、年金が下がるのを過小に評価して、そして将

来世代の年金額が上がるのを過大に評価して、そういうお花畠みたいな話をするんじやなくて、どちらかというとワーストシナリオみたいなものも織り込んで、ですから、過去六回も、起こらない

ということが起こっているわけですから、そんなのはわからぬぢやないですか。アベノミクスがうまくいくたら起こらないんだ、新ルールなんか適用されないんだと言つけれども、実際起こつて

では、起こったときのことも踏まえて、そういうことが起こったときに本当に高齢者の生活はこれでもうんですかといふことを検証しないと私は意味がないといふに思うんですが、大臣、いかがでしようか。

○塙崎国務大臣 マクロ経済スライドと賃金スライドとの関係をお触りいただいたと思うわけになりますけれども、言うまでもなく、マクロ経済スライドは、年金額がプラスの改定のときは発動されて、年金額がマイナスの改定のときは発動しないというルールになつていてるわけでありまして、マクロ経済スライドが発動しないと、今の高齢者の年金が高どまりして、限られた財源を世代間で分配する現在の年金の仕組みのとでは将来世代の年金水準が下がってしまう。したがつて、マクロ経済スライドが十分に効果を發揮すること大切だということあります。

一方で、その前提として、賃金が下がつたときに賃金に見合つた改定をしないとどうなるかという問題なんですね。足元の所得代替率が上がつてしまつて、賃金が下がつてゐるのに年金額を下げないといふことになれば、所得代替率が上がつてしまつて、

幾らマクロ経済スライドを発動させても調整期間は長くなる、そして、調整後の将来世代の基礎年金水準が下がつてしまつ、こういう問題が起きるわけです。結果として、マクロ経済スライドの効果は発揮をされないということになつてしまふんです。

ですから、マクロ経済スライドの効果を十分に發揮するために、今回の賃金を含む年金改革の改定ルールというのはいわば前提条件であつて、一

体改革大綱に書かれている課題を解決する上で必然的にこれは行わないといけない改正だというのが私どもの理解であり、また、このことは、平成二十四年の旧民主党政権が閣議決定された大綱の

「マクロ経済スライドの検討」という中で、「デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方にについて見直しを検討する。」という中に当然のことながらこの問題が含まれているといふに考え思つてゐるところでございます。

マクロ経済スライドそのものについては先生もお認めをいただいています。申し上げたとおりの理解で、今回賃金スライドについても、いつもこれが起きるという前提では全くなく、こういうときにも備えるという一体改革のときの宿題を果たす、未来への責任を果たす一つの法案としてお出しをして

いるということをございます。

○大西(健)委員 私は、マクロ経済スライドそのものは、確かにそういう考え方方は必要だろうと思つてゐるんです。ただ、それはやはり年金の財政をあくまでもたせる仕組みであつて、それと、年金が持つてゐる最低所得保障機能みたいなものを、ではどこまでも切り捨ててしまつていいのか

という話は、これは違う話なんですよ。

だから、そこがこの問題の私は本質だと思っていて、ですから、先ほど袖木さんの質問のところを大臣が勝手に、いつの間にか、基礎年金導入時つまり、基礎年金導入時には、国民年金導入時には、ここに書いてあるように、基礎年金で老後生活の基礎的な部分を保障できるようにこれは導入されたというふうに言つてゐるんですよ。それ

は衣食住といった基礎的な消費支出はカバーをされていて、単身世帯ではおおむねカバーをして

基礎年金の持つてゐる役割を大臣がどう考えておられるのかというのをちょっと議論したいんです。資料をお配りしましたけれども、この資料、一枚目ですけれども、上の段、会議録の抜粋なんですが、それとも、これは、昨年の三月の予算委員会、大臣は覚えておられるかわかりませんけれども、前原委員と大臣が質疑をされたときに、大臣が答えたのがここに載つてゐるんです。

この大臣の答弁と何は何を言つてゐるかと、いうと、基礎年金というのは、そもそも年金だけで生活するような、そういうものとして設定されたものぢやないんだということを言つてゐるんですね。

私は、ただ、そこを聞いていて、そこまではっきり言つちやつていいのかなと、いうちょっと疑問を持つた、ひつかかつたんです。つまり、国民の多くは、そうはいつたつて、年金というのは最低保障、最低というのがどこまでの範囲かというのは別にして、最低保障という役割を持つてゐるんだろうと年金のことについて国民は期待しているんですよ。それをここまで言つちやつていいのかなというふうに私は思つたんです。

それと、そんなことを言つちやつたら、では、年金とは何なんだという話になるわけですよ。

もう一つ、この右側の方に付けてゐる会議録で、それとも、これは昭和五十九年の十二月六日、衆議院の社会労働委員会の答弁なんですけれども、当時の政府委員がこういうふうに言つてゐるんですよ。基礎年金でもつて老後生活の基礎的な部分といふものを保障できるような水準にしようと、この右側の方に付けてゐる会議録で

現状の基礎年金の額について、今御提出をいただいておりますが、平成二十六年の支出は有業者も含まれてゐるわけであります。いわゆる高齢無職の世帯の支出との比較で見ますと、夫婦世帯は衣食住といった基礎的な消費支出はカバーをされていて、単身世帯ではおおむねカバーをしてるという格好になつております。

ただし、年金の支給額でどこまで貯えるのかと

いうことについては、国民年金については、年金で全てを貯えることは難しく、ある程度の蓄えはお

願いせざるを得ないということを考え、先ほどお話をあつた昨年の三月の答弁で前原委員にお答えを申し上げたところでござります。

こういうこともありますて、低所得、低年金の高齢

改めて、大臣、基礎年金が持つてゐる最低所得保障機能、この政府委員が言つてゐる、老後の生活の基礎的な部分というものの保障できるものと

して導入されたんですよ、そもそも。それをいつの間にか大臣が、いや、そんなものぢやないといつて言い切つちやつていいんでしようか。いかがでしようか。

○塙崎国務大臣 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、平成二十四年に、岡田副総理が当時こう予算委員会で答弁されています。このマクロ経済スライドについてでございますけれども、「なかなかきつい制度であります。きつい制度で

すけれども、賦課方式の限界というものを是正するための一つの手段としては非常に意味のあるもので、ここについてもう少し高く評価すべきであつたというふうに今思つてゐるところでござります」と。こういうことで、マクロ経済スライドそのものの仕組みについては、なかなかきつい制度だけれども意味が非常にあるということで、そ

の際に、同時に賦課方式の限界といふものについて触れをされてゐるわけでござります。

基盤年金の問題でございますが、年金制度といふのは、老齢あるいは障害、死亡によつて生活の安定が損なわれることを防止することを主たる目的としているわけであります。

現在の基礎年金の額について、今御提出をいただいておりますが、平成二十六年の支出は有業者も含まれてゐるわけであります。いわゆる高齢無職の世帯の支出との比較で見ますと、夫婦世帯は衣食住といった基礎的な消費支出はカバーをされていて、単身世帯ではおおむねカバーをしてるという格好になつております。

ただし、年金の支給額でどこまで貯えるのかと

いうことについては、国民年金については、年金で全てを貯えることは難しく、ある程度の蓄えはお

願いせざるを得ないということを考え、先ほどお話をあつた昨年の三月の答弁で前原委員にお答えを申し上げたところでござります。

こういうこともありますて、低所得、低年金の高齢

者の生活を支援するために何をすべきなのかといふことが一体改革のときに議論になつて、皆様方の閣議決定の中にも、そして三党合意の中にもつぶさに書かれてゐるわけでありまして、その一つが、消費税一〇%への引き上げ時に年最大六万円の福祉的給付を行ふこと、そして、基礎年金と相まつて高齢者の生活を支えるということであり、もう一つは、二十五年を十年にするということで無年金者あるいは低年金者に年金がお届けできるようにするというようなこともあるわけであります。

同時に、一体改革の際には、例えば、医療、介護の保険料負担の軽減についても消費税の引き上げとともに御提案があつたわけで、それそれにつけは、当然のことながら、消費税の財源手当をしっかりとしながら実現していくことによつて低所得者に対する対策を社会保障全体を通じて行うというのがそもそも三党合意で合意をされたことであり、それに従つて、今、私どもも次々と法案を御提出申し上げているところのございます。

○大西(健)委員 何度も言いますが、私はマクロ経済スライドを全面否定しているわけじゃありません。ただ、これをずっとやつていつて、本当に、年金額がどんどんどんどん減つていく、そして、今回、物価が上がつても賃金が下がつたら賃金に合わせて年金を下げるみたいなことがやつていくと、これは、幾らマクロ経済スライドをどんどん徹底させていくつ、さらに支えているかというと現状でもそれは残念ながらそうならない。それを、さらにマクロ経済スライドをどんどん徹底させていくつ、さらには、今言つたように、物価が上がつて賃金が下がつた場合も賃金に合わせて引き下げるみたいなことを徹底していくと、まさに、もっともっとこれがはもたなくなるわけです。そして、最後に柚木さんが言つたみたいに、年金だけの問題じやなくて、介護や医療や他の負担もふえてくる。

ますます老後の生活はもたなくなるということを問題にしているんです。
今、先取りをしてちょっと言つていただきましたけれども、もう一度この昭和五十九年の答弁を見ていたら、何が書いてあるかというと、老後生活の基礎的な部分を支える水準として、昭和五十四年の全国消費実態調査の六十五歳以上の単身者の衣食住を中心とした基礎的な消費額が四万七千六百円だ、だから、その額に基づいて五万円という水準を決めたんだという説明をしているん

です。実際には、この表に書いたように、五万円じゃなくて五万一千九百円で始まつてあるんですね。つまり、この時点で比べると、四万七千円に対しても五万一千九百円ですから、どこまでを見るかは別にして、いわゆる衣食住の基礎的な部分というのはカバーできているわけです。

今回、私、ちょっとと総務省に頼んで、では、この五十四年当時の四万七千六百円を現在で計算するはどうなるのか計算してくれと言つたら、ここに書いてあるように七万六千五百十二円になる

と。ところが、では、今満額もらつてゐる人が幾らもらつてゐるかといったら、六万四千四百円ですよ、満額でもね。そのまま括弧で書いてありますけれども、受給者平均額だつたらもつと下がるわけですが、満額もられていない人がいるから。五万四千四百九十七円ですよ。ですから、基礎的な衣食住だけ計算しても七万六千円のところが、満額でも六万四千四百円。さらには、平均でいうと

もつと低い額しかもらえていない。

基礎年金が本当に老後の生活の基礎的な部分を支えているかというと、現状でもそれは残念ながらそうならない。それを、さらにマクロ経済スライドをどんどん徹底させていくつ、さらには、今言つたように、物価が上がつて賃金が下がつた場合も賃金に合わせて引き下げるみたいなことを徹底していくと、まさに、もっともっとこれがはもたなくなるわけです。そして、最後に柚木さんが言つたみたいに、年金だけの問題じやなくて、介護や医療や他の負担もふえてくる。

ますます老後の生活はもたなくなるということを問題にしているんです。

えをお願いしないといけないということを申し上げたわけあります。

マクロ経済スライドのことを今先生は評価をしました。岡田当時の副総理が言っておられるように、三党それぞれ議論をいただいて、結果を出していただいたわけであります。

それによつて、全体として、福祉的給付はもとより、それから、先ほど申し上げた介護保険の低所得者への手当、あるいは医療もそうですねけれども、そしてまた就労機会を高齢者にどう提供していくのかということもそうでありますし、それから、公的年金においては、厚生年金の適用拡大

というのも広げていこうということでこの十月一日から新たに広がつてまいりましたし、今御提案申し上げている中に、これは、労使合意があれから、公的年金においては、厚生年金の適用拡大を中小企業といふとも広げることができるということです。それから、個人のいわゆる確定拠出年金、この加入範囲も拡大をした。

そういうことと組み合わせていくくといふことが大事であり、原則はまた、経済が活性化するといふ中で物価も賃金も健全な形で上がつていくといふことで、あらゆる世代の所得が上がりしていくよ

うにしていくといふことを全体としてやることが大事なのであって、どこか一部の減つたところだけを拡大鏡で見るような形で誇張するといふことだけでは、社会全体を、うまく皆さんに御納得いただけるようにしていただくといふのはなかなか難しいんじゃないですか、大臣。いかがですか。

○塩崎国務大臣 先生、先ほど来、マクロ経済スライドについては基本的に賛成だということを言つていただいているんです。ですから、昔、自営業とか農業が主体だったときは、それは定年がないので、基礎年金のことは補助的な役割でよかつたんでしょう。

そういう時代はあったのかもしれない。だけれども、今はそれじやもたないんですよ。

こういう、年金の受給者の、あるいは加入者の構成が大きく変化しているといふことを大臣はどう捉えられていますか。

○塩崎国務大臣 御質問に答える前に、さつきの、福祉的給付は、少なくとも、基礎年金満額のみの方、この方は対象になるといふことであつて、一体改革の際に、先生の今御指摘をいただいたような問題意識は、大前提としてそれを議論していただいたんだろうというふうに思います。そ

の際に、福祉的給付というものをやるといふことには、先生が今御指摘になつた、年金制度だけで百円に対しても五万一千九百円で、ちゃんとオーバーしているんですよ、カバーできているんですけど、岡田当時の副総理が言っておられるように、基础年金にマクロ経済スライドをかけるのはやめた方がいいんじゃないかと

私たちも、だから、マクロ経済スライドそのものは否定しないけれども、例えば、一部の年金部会の委員の方々にも、基礎年金にマクロ経済スライドをかけるのはやめた方がいいんじゃないかと

所得の方々の暮らしが守ることができるだらうかということを深く議論いただいてこの福祉的給付というものが生み出され、そして、基礎年金満額のみで暮らす方、この方は全て対象とするということになつたのではないかといふに私は理解をしているところでござります。

今、自営業などの方々が減つて、被雇用者あるいは無職、こういった方々がふえているじゃないかといふお話をありました。

非正規労働者の増加など、近年の就労状況の多様化を背景に、国民年金の被保険者のうち約四割が被用者となつてゐる、今お話をありました。こうした実態を踏まえれば、被用者にふさわしい保障を受けられるように、被用者保険の適用拡大、これを進めていくことがやはり重要なんだというふうに思います。

このため、本年十月から、大企業で働く約二十五万人の短時間労働者を対象とした適用拡大に加えて、中小企業で働く約五十万人の短時間労働者についても、労使合意に基づく適用拡大の道を開く法案を提出しております、法案の早期成立にぜひとも御協力をいただきたいと思ひますし、また、納付期間を二十五年から十年にするということで、私は、二つの法律は非常に関係が深いといふことを繰り返し申し上げてゐるわけであります。

その上で、さらなる適用拡大は引き続き検討することとなつていて、短時間労働者の就業調整を防いで労働参加を支援するとともに、所得や年金の確保を図つていかなければならぬというふうに考えておるところでございます。

○大西(健)委員 私は、結構、年金財政をもたせるということと年金の最低保障機能のバランスをどう考えるのかと、本質的な議論をしようと思つてゐるつもりなんですね。なかなかかみ合わないなというのが正直なところであります。要は、どんどんどんどん年金を下げていけば、

これも最後に柚木さんがさつき言われたとおりで

すけれども、生活保護に頼らざるを得なくなるわ

けですよ。さつき言つたような水準と、では、生

活保護でもらえる額を見た場合に、逆転しているのが残念ながら現実ですよ。そして、現在でも、さつきこれも柚木さんが示されていましたけれども、六十五歳以上の生活保護者のうち年金受給者が五割ですから。ですから、こうなつていくん

す。生活保護になつたら、結局そこは税金を突っ込むんでしょう。ですから、年金の最低保障機能と、このを、どこまでとめるのか。もう本当に

生活できないようなところになつたら、結局、生

活保護になるわけですよ。

だから、そこをちゃんと議論しましようということを言つてゐるんですが、年金カット法案、いつ審議できるか知りませんけれども、そのときにしっかりとまたやつていただきたいというふうに思つてます。

きょうは、もう少し時間がありますので、テレビのワイドショーとかを見ていると、残念ながら、豊洲の話とか、あるいはボート、カヌーの競技場の移転の話とか、都政の話ばかりで、我々国政に身を置いている者としては、何か少しじくじたる思いもあるんです。

そういう中で、第二の豊洲と呼ばれている問題があるんです。これは何かと、広尾病院の移転という問題です。都立の広尾病院の移転について、当時の院長を始め、地元の医師会だと関係者に全く、ほとんど事前に何の相談もなく、移転ありきで、ブラックボックスの中でこの広尾病院の移転が決まつたんじやないかといふ指摘があるんです。

当初、広尾病院が外部に委託した調査で、現地

で改築、改修する方がメリットがあるとされてい

たのが、もう移転ありきでまた何か再調査を委託

したことについて、なほんどの事前に何の相談もなく、移転ありきで、ブラックボックスの中でこの広尾病院の移転が決まつたんじやないかといふ指摘があるんです。

つまり、この土地について、この城の跡地について、公共利用が優先するという財務省理財局

に対し、平成二十六年度末をめどにこのものを城を閉鎖し、今後土地建物を売却していくことについて、事務的に情報提供を行つてきたところが発言したことについてお話をありました

が、財務省が示してゐる、国有財産の処分に当たりては公共利用が優先するという財務省理財局長通知、平成二十三年五月二十三日付であります。まさに地元の自治体である東京都に、そのルールにのつて声掛けを厚生労働省がしたということであ

ります。

私が申し上げたのは、舛添知事には、子供の遊びの機能を取り込んで再開発をするならば、あの地域の隣は東京都の土地でありますから、考えてほしいということを話したことはござります。私の子供たちがあそこで遊んでいたということもあって、子供の遊びの機能を残すということを考えたわけで、実は厚生労働省も、あそこはもう手放しましたが、子供の遊び開発のことにつまましては引き続き雇児局で担うということで、そういうふうな形で、引き続き子供の遊びを全国に発信できるような形になつてゐるところでござります。

○大西(健)委員 ちょっと念のために確認ですけれども、今言われたみたいに、自治体に声をかけますということを言つていて、声はかけたんですね。要は、ただ病院の用地じゃなくて、今の大臣の答弁だと、引き続き子供のことに使うんだったらしいんじやないかということで舛添さんと話したということで間違ないですか。

つまり、この土地について、この城の跡地について舛添さんと大臣が話をされたんですね。それとも、事務官を通じた、先ほど何か、事務的な情報提供と言いつつ、後の答弁では、舛添さんに引き続き子供の関係で使つてくれと言つて話したみたいですが、この土地について舛添さんと大臣は話したのか話していないのか、それを教えてください。

○舛添国務大臣 まず第一に、厚生労働省は、事務的に、ルールにのつとつて、一番近い自治体である東京都にお話をしているというのが一つであります。

私のことは、私は挨拶でこう言つています。この隣接地は東京都のものであります、舛添都知事の方には、もしこの地域を再開発するときには、ぜひ子供の遊びの機能を取り込んで再開発を考えてほしいということを舛添知事には私から直接お話ををして、お願いをしておるところであります。まだ再開発の計画が決まつたわけではありませんけれども、いろいろ吟味をしているよう

ありますと。というのは、この再開発をどうするかというのをやつてあるらしいけれども、何をするのかは何もその時点では決まっていないという話がありました。

おりましたが、午後は、まず最初は提案型からいきたいと思いますので、ぜひ、大臣初め政務三役の皆様方、真摯な御答弁をよろしくお願ひいたします。

び場として非常に評価が高かつたわけでありまして、多くの人たちが、あそとの別れを告げるのがつらいという方々がたくさんおられたことは事実でござります。

○大西(健)委員・昼休みがなくなつてしましますので終わりますけれども、最初にも言いましたけれども、一時間開会がおくれたのは、この年金者カット法案と無年金者救済法案の切り離しの話がどうなるかということでありますから、無年金者救済の法案を人質にとるようなことはやめていただいて、それはそれで、我々は大賛成ですから、しっかりとやつていただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○丹羽委員長 午後一時から委員会を再開するごととし、この際、休憩いたします。

おりましたが、午後は、まず最初は提案型からいきたいと思いますので、ぜひ、大臣初め政務三役の皆様方、真摯な御答弁をよろしくお願ひいたします。

今、皆さんのお手元に新聞の記事をお配りさせていただいております。ぜひごらんになつていただきたいと思います。中日新聞の記事なんですけれども、九月十六日付の中日新聞です。我々民進党所属の名古屋市議会議員の日比健太郎さんに書いて書かれた記事です。

日比さんは、三十五歳という若さで、ことしの五月に急性混合性白血病を発症し、現在、無菌室で闘病生活を送っております。我々民進党的若手の市議会議員、地方議員のリーダーとして本当に熱心に活動をされてきた方で、お子さんも、一歳になるかなならないかぐらいの小さいお子さんを抱えている、そういう中での病気ということで、本当に我々、同志としても何かしたいという思いを持つております。

私は今、民進党の中で青年局長を拝命しているんですが、一昨日、全国の青年委員会の役員会が

○初鹿委員 ゼビ、対象年齢になつて、健康であるという条件、また、輸血をしていないとかいろいろありますけれども、対象になる議員の方はドナー登録をしていただきたいと思います。

私は実はドナー登録をしておりまして、二年ほど前だったと思いますが、適合したんです。それで、何度も直接をやり、健康診断もやつて、何度も本当に意思確認をされるんですけれども、最終の面談を待っているときにコーディネーターの方から電話がかかってきて、最終面談の日程の連絡かなと思つたら、患者さんの都合でコーディネートを中止しますという連絡で、移植には至らなかつたんですね。あちら側に何らかの、健康状態が悪くなつたとか、いろいろな理由があつたんだと思います。その理由は教えてもらえていませんが、結局、移植に至りませんでした。

この日比さんの件なんですが、今回、四名の方と適合したんですね。四名もいたんですよ。ところが、結果として移植に至らなかつた。この患者さんの気持ちというのはいかがなんでしょうかね。病気になり、もう治らないかもしれないとい

髓バンクというものが当たり前のようになつていて、ドナー登録を積極的に行おう、そういう機運は何か今、滯つてしまつてゐるんじゃないかななど、いろいろうに思います。

一枚めくってください。

ドナー登録の推移と、いうグラフを皆さんにお示しをさせていただいておりますが、ごらんのとおり、二〇一一年から減少傾向になつてゐるんですね。もうかなりの減少傾向になつてゐるんです。順調にずっと登録者数が伸びていたんですが、かなり最近減つてきてる。

そして、もう一枚めくつていただきたいんですね。問題は次のページなんですよ。ぜひこちらのページを見てください。

年齢構成です。四十年代は結構多いんですねけれども、二十代、三十代が非常に少ないんです。皆さんも当然わかると思いますが、骨髄移植ですかね、ドナーが、やはり若い人が健廉なわけですとか、五十四歳までということですから、この四十代の方々は、十年、十五年すると、みんなもう登録か

○丹羽委員長 午後一時開議 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

今、皆さんのお手元に新聞の記事をお配りさせていただいております。ぜひご覧になつていただきたいと思います。中日新聞の記事なんですけれども、九月十六日付の中日新聞です。我々民進党所属の名古屋市議会議員の日比健太郎さんについて書かれた記事です。

日比さんは、三十五歳という若さで、ことしの五月に急性混合性白血病を発症し、現在、無菌室で闘病生活を送っております。我々民進党の若手の市議会議員、地方議員のリーダーとして本当に熱心に活動をされてきた方で、お子さんも、一歳になるかなならないかぐらいの小さいお子さんを抱えているそういう中での病気ということで、本当に我々、同志としても何かしたいという思いを持つております。

私は今、民進党の中で青年局長を拝命しているのですが、一昨日、全国の青年委員会の役員会がありまして、その場で日比さんからのビデオメッセージをみんなで見て、そして、日比さんが、今回闘病することでさまざまな気づきがあり、それを世に聞いていきたい、そういう思いを持ってるということ、党としてこれをバックアップし

○初鹿委員 ぜひ、対象年齢になつて、健康であるという条件、また、輸血をしていないとかいろいろありますけれども、対象になる議員の方はドナー登録をしていただきたいと思います。

私は実はドナー登録をしておりまして、二年ほど前だったと思いますが、適合したんです。それで、何度も本当に意思確認をされるんですけども、最終の面談を待つているときにコーディネーターの方から電話がかかってきて、最終面談の日程の連絡がなと思つたら、患者さんの都合でコーディネートを中止しますという連絡で、移植には至らなかつたんですね。あちら側に何らかの、健康状態が悪くなつたとか、いろいろな理由があつたんだと思います。その理由は教えてもらえていませんが、結局、移植に至りませんでした。

この日比さんの件なんですが、今回、四名の方と適合したんですね。四名もいたんですよ。ところが、結果として移植に至らなかつた。この患者さんの気持ちというのはいかがなんでしょうがね。病気になり、もう治らないかもしれないと思って、いたところで、骨髄バンクから、適合したドナーの方が四名いる。恐らく非常に期待を持つたんだと思います。ところが、結果としてそれがうまくいかなかつたというときの落胆は、病気になつたとき以上に落胆をしたんじゃないのか、

髓バンクというものが当たり前のようになつていい、ドナー登録を積極的に行おう、そういう機運は何か今、滞つてしまつてゐるんじゃないかななど、いうふうに思います。

一枚めくつてください。

ドナー登録の推移というグラフを皆さんにお示しをさせていただいておりますが、ごらんのとおり、二〇一一年から減少傾向になつてゐるんですね。もうかなりの減少傾向になつてゐるんです。順調にずっと登録者数が伸びていたんですが、かなり最近減つてきていてる。

そして、もう一枚めくつていただきたいんです。問題は次のページなんですよ。ぜひこちらのページを見てください。

年齢構成です。四十年代は結構多いんですけども、二十代、三十代が非常に少ないんです。皆さんも当然わかると思いますが、骨髄移植ですかね、ドナーが、やはり若い人が健廉なわけですから、移植につながつていくわけですね。そして、五十四歳までということですから、この四十代の方々は、十年、十五年すると、みんなもう登録から外れていつてしまふわけです。そうしたときに、二十代、三十代がこういう傾向のままだつたら、十五年たつたらかなりドナー数が減つてしまふと思いませんか。

それを私も危機感を持つておりますし、日比ざ

質疑を続行いたします。初鹿明博君。
○初鹿委員 どうもお疲れさまです。民進党的初
鹿明博です。

おりましたが、午後は、まず最初は提案型からいきたいと思いますので、ぜひ、大臣初め政務三役の皆様方、真摯な御答弁をよろしくお願ひいたします。

今、皆さんのお手元に新聞の記事をお配りさせていただいております。ぜひごらんになつていただきたいと思います。中日新聞の記事なんですかれども、九月十六日付の中日新聞です。我々民進党所属の名古屋市議会議員の日比健太郎さんについて書かれた記事です。

日比さんは、三十五歳という若さで、ことしの五月に急性混合性白血病を発症し、現在、無菌室で闘病生活を送っております。我々民進党の若手の市議会議員、地方議員のリーダーとして本当に熱心に活動をされてきた方で、お子さんも、一歳になるかなならないかぐらいの小さいお子さんを抱えている、そういう中での病気ということで、本当に我々、同志としても何かしたいという思いを持つております。

私は今、民進党の中で青年局長を拝命しているんですが、一昨日、全国の青年委員会の役員会がありまして、その場で日比さんからのビデオメッセージをみんな見て、そして、日比さんが、今回闘病することでさまざまな気づきがあり、それを世に問うていきたい、そういう思いを持つていいこうと、ということになりました、我々民進党として、ドナー登録をもつと進めていくようなキャペーンを行おうということを決めました。

まず、お伺いしますけれども、ドナーに登録するものは五十四歳以下ということになるんですが、

○初鹿委員 ぜひ、対象年齢になつて、健康であるという条件、また、輸血をしていないとかいろいろありますけれども、対象になる議員の方はドナー登録をしていただきたいと思います。

私は実はドナー登録をしておりまして、二年ほど前だったと思いますが、適合したんです。それで、何度も直接をやり、健康診断もやつて、何度も本当に意思確認をされるんですけども、最終の面談を待つているときにコーディネーターの方から電話がかかってきて、最終面談の日程の連絡がなとthoughtたら、患者さんの都合でコーディネートを中止しますという連絡で、移植には至らなかつたんですね。あちら側に何らかの、健康状態が悪くなつたとか、いろいろな理由があつたんだと思います。その理由は教えてもらえていませんが、結局、移植に至りませんでした。

この日比さんの件なんですが、今回、四名の方と適合したんですね。四名もいたんですよ。ところが、結果として移植に至らなかつた。この患者さんの気持ちというのはいかがなんでしょううかね。病気になり、もう治らないかもしれないと思っていたところで、骨髄バンクから、適合したドナーの方が四名いると。恐らく非常に期待を持ったんだと思います。ところが、結果としてそれがうまくいかなかつたというときの落胆は、病気になつたとき以上に落胆をしたんじゃないのか、まあ、想像にすぎないですけれども、そういうふうに思うんです。

ですので、できるだけやはり移植に結びついていくようにしていくことが重要で、そのためには、まずは登録するドナーの方があえていかない

髓バンクというものが当たり前のようになつて、ドナー登録を積極的に行おう、そういう機運は何か今、滯つてしまつてゐるんじゃないかななどといふふうに思います。

一枚めくつてください。

ドナー登録の推移というグラフを皆さんにお示しをさせていただいておりますが、ごらんのとおり、二〇一一年から減少傾向になつてゐるんですね。もうかなりの減少傾向になつてゐるんです。順調にずっと登録者数が伸びていたんですが、かなり最近減つてきてる。

そして、もう一枚めくつていただきたいんですね。問題は次のページなんですよ。ぜひこちらのページを見てください。

年齢構成です。四十年代は結構多いんですけども、二十代、三十代が非常に少ないんです。皆さんも当然わかると思いますが、骨髄移植ですかね、ドナーが、やはり若い人が健廉なわけですから、移殖につながつていくわけですね。そして、五十四歳までということですから、この四十代の方々は、十年、十五年すると、みんなもう登録から外れていつてしまふわけです。そうしたときには、二十代、三十代がこういう傾向のままだつたら、十五年たつたらかなりドナー数が減つてしまふと思いませんか。

それを私も危機感を持つておりますし、日比谷人も病床の中から、ドナー登録をやはりふやしていく、そのためには、まず若い人たちにしつかりと、骨髄移植というものがどういうものなののか、骨髄バンクというものがあるんだということだと、あと、ドナー登録をする、そして、ドナーは

きょうは、委員会が一時間、与党側の理由といることでおくれた結果、休み時間が三十分しかなくなつて、皆さん、まだ御飯を食べられなかつたという方もいらっしゃるんじやないかと思いますが、ぜひ、今後こういう委員会の運営がないように気をつけたいと苦言をまず呈させたいだきたいと思います。

きょうは、午前中は年金の議論がずっと続いて

おりましたが、午後は、まず最初は提案型からいきたいと思いますので、ぜひ、大臣初め政務三役の皆様方、真摯な御答弁をよろしくお願ひいたします。

今、皆さんのお手元に新聞の記事をお配りさせていただいております。ぜひごらんになつていただきたいと思います。中日新聞の記事なんですかれども、九月十六日付の中日新聞です。我々民進党所属の名古屋市議会議員の日比健太郎さんについて書かれた記事です。

日比さんは、三十五歳という若さで、ことしの五月に急性混合性白血病を発症し、現在、無菌室で闘病生活を送っております。我々民進党の若手議員、市議会議員、地方議員のリーダーとして本当に熱心に活動をされてきた方で、お子さんも、一歳になるかなならないかぐらいの小さいお子さんを抱えている、そういう中での病気ということで、本当に我々、同志としても何かしたいという思いを持つております。

私は今、民進党の中で青年局長を拝命しているんですが、一昨日、全国の青年委員会の役員会がありまして、その場で日比さんからのビデオメッセージをみんな見て、そして、日比さんが、今回闘病することでさまざまな気づきがあり、それを世に問うていきたい、そういう思いを持つているということ、党としてこれをバックアップしていくこうということになりました、我々民進党として、ドナー登録をもつと進めていくようなキャンペーンを行おうということを決めました。

まず、お伺いしますけれども、ドナーに登録するには五十四歳以下とということになるんですが、五十四歳以下ですと、橋本副大臣、該当しますよね。ドナー登録されていますか。

○橋本副大臣　まだ登録はしておりません。

○初鹿委員　橋口政務官も対象年齢に入っていますが、いかがですか。

○橋本副大臣　失礼いたします。

○初鹿委員　ぜひ、対象年齢になつて、健康であるという条件、また、輸血をしていないといろいろありますけれども、対象になる議員の方はドナー登録をしていただきたいと思います。

私は実はドナー登録をしておりまして、二年ほど前だったと思いますが、適合したんです。それで、何度も本当に意思確認をされるんですけども、最終の面談を待っているときにコーディネーターの方から電話がかかってきて、最終面談の日程の連絡がなと思つたら、患者さんの都合でコーディネートを中止しますという連絡で、移植には至らなかつたんですね。あちら側に何らかの、健康状態が悪くなつたとか、いろいろな理由があつたんだと思います。その理由は教えてもらえていませんが、結局、移植に至りませんでした。

この日比さんの件なんですが、今回、四名の方と適合したんですね。四名もいたんですよ。ところが、結果として移植に至らなかつた。この患者さんの気持ちというのはいかがなんでしょうかね。病気になり、もう治らないかもしねないと思つていたところで、骨髄バンクから、適合したドナーの方が四名いると。恐らく非常に期待を持ったんだと思います。ところが、結果としてそれがうまくいかなかつたというときの落胆は、病気になつたとき以上に落胆をしたんじゃないかなあ、想像にすぎないですけれども、そういうふうに思うんです。

ですので、できるだけやはり移植に結びついでいくようにしていくことが重要で、そのためには、まずは登録するドナーの方がふえていかないとなならないんだというふうに思います。

骨髄バンクが始まつてことしで二十五年なんですね。くしくも、きのう厚生労働省で記者会見をされたんですね。おとといの日に移植が二万例近くを超えたということで、記者会見をされたということです。

て、ドナー登録を積極的に行おう、そういう機運は何か今、滞つてしまつてゐるんじゃないかななどいうふうに思います。

一枚めくつてください。

ドナー登録の推移というグラフを皆さんにお示しをさせていただいておりますが、ごらんのとおり、二〇一一年から減少傾向になつてゐるんですね。もうかなりの減少傾向になつてゐるんです。順調にずっと登録者数が伸びていたんですが、かなり最近減つてきてる。

そして、もう一枚めくつていただきたいんです。問題は次のページなんですよ。ぜひこちらのページを見てください。

年齢構成です。四十年代は結構多いんですけども、二十代、三十代が非常に少ないんです。皆さんも当然わかると思いますが、骨髓移植ですかね、ドナーが、やはり若い人が健廉なわけですから、移殖につながつていくわけですね。そして、五十四歳までということですから、この四十代の方々は、十年、十五年すると、みんなもう登録から外れていつてしまつわけです。そうしたところに、二十代、三十代がこういう傾向のままだつたら、十五年たつたらかなりドナー数が減つてしまふと思いませんか。

それを私も危機感を持つておりますし、日比さんも病床の中から、ドナー登録をやはりふやいく、そのためには、まず若い人たちにしつかりと、骨髓移植というものがどういうものなのか、骨髓バンクというものがあるんだということだとか、あと、ドナー登録をする、そして、ドナーはどういうことがあるんだということをきちんと教えていくとどうか、普及していく、啓発していく、ということが非常に重要な件だなと思います。

皆さん、もう一枚めくつてください。

参考までに、全国のデータ、都道府県別のデータをつけさせていただきました。ぜひ先生方、自分の県を見てください。大臣は愛媛県でしたね。

これを見ていたらわかるんですが、登録者の数の少ないところは年間で二桁しか登録しているんですね。そして、右側から二番目の、対象人口当たりのドナー登録割合というデータをつけておりますが、千人当たりという数字です。全国平均が八・一〇に対して、下の方は四・幾つというふうに、非常に都道府県によるばらつきもある。上を見ていただきたいんですが、一番上の方を見ていたら、沖縄が非常に高いんですよ。沖縄は三三・七九と、もう突出して高い。そして若年層でも二九・二%と、本当に、比較をしていたら非常に突出して高いんですね。

これに対する、では何ができるのかということをやはりちゃんと考えていかなければいけないと思うんですね。一部の自治体では、ドナーになつて休むと一日当たり幾らか助成金を出すというような自治体が今ふえてきております。埼玉は県を挙げてやつていて、全ての自治体がその対象になつてているんです。

確かに、そういう自治体が徐々にふえてきているんですけども、今八都県でやつていていうことです。ただ、住んでいるところによつて、そういう制度があるからドナーになりやすい、でも、ないところは、結局、そういう制度がなくてなかなかドナーになりづらいということです。何か当たり外れみたいなことというのには余り好ましいことじゃないと思うんですね。

そこで、私が提案ですけれども、まず、働いている人がドナー登録をして、ドナーになるといふことになつて仕事を休む場合、ドナー休暇制度のようなものをつくつて、育児休業とかそういうのと同じように雇用保険の方から、事業所に出すのか個人に支給するのか、そこはやり方はさまざまあると思いますが、事業所でも本人にでも何らかの支給がされて、自分の有休をあえて使わないでも安心して休めるようにする、そういう制度をつくつたらいかがかなというふうに思います。

ただ、これはサラリーマンというか雇用労働者の場合なんですね。中には、やはり経営者だったり、また若い人というふうに考えると、非正規で働いていたりアルバイトで働いていたりといふます。

とで、まず、日給になつてているような人は働くないとともに減収になる。やはりそういう方に対しても、今自治体がやつてているような補助の制度というのも一定程度必要なんじやないかなと思います。

恐らく、これまで、厚生労働省のスタンスからいふと、あくまで骨髓バンクというのはボランティアで、ボランティア精神にのつとつてやるんだからそこに金錢を発生させるのはどうなかなという考え方や、患者に対する支援は行うけれど

をやはりちゃんと考えていかなければいけないと思つてますね。一部の自治体では、ドナーになつて休むと一日当たり幾らか助成金を出すというような自治体が今ふえてきております。埼玉は県を挙げてやつていて、全ての自治体がその対象になつているんです。

確かに、そういう自治体が徐々にふえてきているんですけども、今八都県でやつていていうことです。ただ、住んでいるところによつて、そういう制度があるからドナーになりやすい、でも、ないところは、結局、そういう制度がなくてなかなかドナーになりづらいということです。何か当たり外れみたいなことというのには余り好ましいことじゃないと思うんですね。

そこで、私が提案ですけれども、まず、働いている人がドナー登録をして、ドナーになるといふことになつて仕事を休む場合、ドナー休暇制度のようなものをつくつて、育児休業とかそういうのと同じように雇用保険の方から、事業所に出すのか個人に支給するのか、そこはやり方はさまざまあると思いますが、事業所でも本人にでも何らかの支給がされて、自分の有休をあえて使わないでも安心して休めるようにする、そういう制度をつくつたらいかがかなというふうに思います。

ただ、これはサラリーマンというか雇用労働者の場合なんですね。中には、やはり経営者だったり、また若い人というふうに考えると、非正規で働いていたりアルバイトで働いていたりといふます。

とで、まず、日給になつてているような人は働くないとともに減収になる。やはりそういう方に対しても、今自治体がやつてているような補助の制度というのも一定程度必要なんじやないかなと思います。

恐らく、これまで、厚生労働省のスタンスからいふと、あくまで骨髓バンクというのはボランティアで、ボランティア精神にのつとつてやるんだからそこに金錢を発生させるのはどうなかなという考え方や、患者に対する支援は行うけれど

も、ドナーさんは患者さんじやないですよといふことで、なかなかそこに支援がしづらいというのが今までの考え方だつたのではないかなどというふうに思います。

やはり、ドナーの方に対する支援は、結果として移植につながつて患者さんを助けることにもつながりますので、ちょっとと考え方をもう一回ここで整理していただいて、まずは、働いている人に對しては雇用保険の中での制度がつくれないのか、そして、そうじやない方々に對しては今自治体がやつているような制度を全国的に一律の制度で対しては雇用保険の中での制度がつくれないのか、それを検討していただきたいんですけども、大臣、いかがでしようか。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○塩崎国務大臣 働きながらドナーになつていただける方について、移植に伴う通院・入院、これは休暇がやはり必要になつてくるわけでありまして、企業がそのための配慮をしていただけるかどうかという点は大変大事な問題だと思います。

国が直接ドナー御本人に金錢的支払いを行うことについては、今、初鹿委員からお話をありますように、なかなかそう簡単ではない、金錢を理由に移植することを助長するというような危険性もあるという点で、日本骨髓バンクにおいて、企業に対してもドナーのための休暇制度を導入してもらうための普及啓発というものを行つております。

ただ、これはサラリーマンというか雇用労働者の場合なんですね。中には、やはり経営者だったり、また若い人というふうに考えると、非正規で働いていたりアルバイトで働いていたりといふます。

とで、まず、日給になつてているような人は働くないとともに減収になる。やはりそういう方に対しても、今自治体がやつてているような補助の制度といふと、あくまで骨髓バンクというのはボランティアで、ボランティア精神にのつとつてやるんだからそこに金錢を発生させるのはどうなかなという考え方や、患者に対する支援は行うけれど

が、事業主の保険料のみを財源に、失業の予防となるが、雇用機会の増大などに資する事業のうち、事業

も、ドナーさんは患者さんじやないですよといふことで、なかなかそこに支援がしづらいというのが今までの考え方だつたのではないかなどというふうに思います。

やはり、ドナーの方に対する支援は、結果として移植につながつて患者さんを助けることにもつながりますので、ちょっとと考え方をもう一回ここで整理していただいて、まずは、働いている人に對しては雇用保険の中での制度がつくれないのか、そして、そうじやない方々に對しては今自治体がやつているような制度を全国的に一律の制度で対しては雇用保険の中での制度がつくれないのか、それを検討していただきたいんですけども、大臣、いかがでしようか。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○塩崎国務大臣 働きながらドナーになつていただける方について、移植に伴う通院・入院、これは休暇がやはり必要になつてくるわけでありまして、企業がそのための配慮をしていただけるかどうかという点は大変大事な問題だと思います。

国が直接ドナー御本人に金錢的支払いを行うことについては、今、初鹿委員からお話をありますように、なかなかそう簡単ではない、金錢を理由に移植することを助長するというような危険性もあるという点で、日本骨髓バンクにおいて、企業に対してもドナーのための休暇制度を導入してもらうための普及啓発というものを行つております。

ただ、これはサラリーマンというか雇用労働者の場合なんですね。中には、やはり経営者だったり、また若い人というふうに考えると、非正規で働いていたりアルバイトで働いていたりといふます。

とで、まず、日給になつているような人は働くないとともに減収になる。やはりそういう方に対しても、今自治体がやつてているような補助の制度といふと、あくまで骨髓バンクというのはボランティアで、ボランティア精神にのつとつてやるんだからそこに金錢を発生させるのはどうなかなという考え方や、患者に対する支援は行うけれど

が、事業主の保険料のみを財源に、失業の予防となるが、雇用機会の増大などに資する事業のうち、事業

主の共同連帯によって負担をすることが適切なものに限定をして今、二事業が実施されているところでございまして、移植推進の環境整備を行つとうございます。

やはり、ドナーの方に対する支援は、結果として移植につながつて患者さんを助けることにもつながりますので、ちょっとと考え方をもう一回ここで整理していただいて、まずは、働いている人に對しては雇用保険の中での制度がつくれないのか、そして、そうじやない方々に對しては今自治体がやつているような制度を全国的に一律の制度で対しては雇用保険の中での制度がつくれないのか、それを検討していただきたいんですけども、大臣、いかがでしようか。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○塩崎国務大臣 働きながらドナーになつていただける方について、移植に伴う通院・入院、これは休暇がやはり必要になつてくるわけでありまして、企業がそのための配慮をしていただけるかどうかという点は大変大事な問題だと思います。

国が直接ドナー御本人に金錢的支払いを行うことについては、今、初鹿委員からお話をありますように、なかなかそう簡単ではない、金錢を理由に移植することを助長するというような危険性もあるという点で、日本骨髓バンクにおいて、企業に対してもドナーのための休暇制度を導入してもらうための普及啓発というものを行つております。

ただ、これはサラリーマンというか雇用労働者の場合なんですね。中には、やはり経営者だったり、また若い人というふうに考えると、非正規で働いていたりアルバイトで働いていたりといふます。

とで、まず、日給になつているような人は働くないとともに減収になる。やはりそういう方に対しても、今自治体がやつてているような補助の制度といふと、あくまで骨髓バンクというのはボランティアで、ボランティア精神にのつとつてやるんだからそこに金錢を発生させるのはどうなかなという考え方や、患者に対する支援は行うけれど

が、事業主の保険料のみを財源に、失業の予防となるが、雇用機会の増大などに資する事業のうち、事業

族の同意が得られないというのが一〇%ぐらいあるんですね。

実は、骨髓移植が適合すると、本当に、家族の同意をきちんととつてくださいというのを非常に念押しされるんですよ。私も、余りちゃんと真剣に考えていいなかつたわけではないんですけども、このパンフレットをちゃんと家族に読んでもうつかりながらりますので、ちょっとと考え方をもう一回ここで整理していただいて、まずは、働いている人に對しては雇用保険の中での制度がつくれないのか、そして、そうじやない方々に對しては今自治体がやつているような制度を全国的に一律の制度で対しては雇用保険の中での制度がつくれないのか、それを検討していただきたいんですけども、大臣、いかがでしようか。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○塩崎国務大臣 働きながらドナーになつていただける方について、移植に伴う通院・入院、これは休暇がやはり必要になつてくるわけでありまして、企業がそのための配慮をしていただけるかどうかという点は大変大事な問題だと思います。

国が直接ドナー御本人に金錢的支払いを行うことについては、今、初鹿委員からお話をありますように、なかなかそう簡単ではない、金錢を理由に移植することを助長するというような危険性もあるという点で、日本骨髓バンクにおいて、企業に対してもドナーのための休暇制度を導入してもらうための普及啓発というものを行つております。

ただ、これはサラリーマンというか雇用労働者の場合なんですね。中には、やはり経営者だったり、また若い人というふうに考えると、非正規で働いていたりアルバイトで働いていたりといふます。

とで、まず、日給になつているような人は働くないとともに減収になる。やはりそういう方に対しても、今自治体がやつてているような補助の制度といふと、あくまで骨髓バンクというのはボランティアで、ボランティア精神にのつとつてやるんだからそこに金錢を発生させるのはどうなかなという考え方や、患者に対する支援は行うけれど

同様に、白血病などに対する治療法としてあるわけでありまして、今、我が国において、平成二十三年の三月から開始をされております。平成二十八年九月末現在で二百二十五例が既に実施をされているということで、骨髓移植の実施が一萬九千七百、約二万件ということでありまして、まだまだこれからということございます。

これは、骨髓移植と比べまして、疾患によつて適応にならないケースがあること、それから、移植を受けた方に拒絶反応が起きるケースが多いなどの特徴もありますけれども、骨髓移植と異なる点で、今御指摘のように全身麻酔が要らない、それからドナーへの身体的な負担が軽いということから、厚労省としても、今後この普及を図つていこうというふうに考えております。

まだ歴史が浅いということで、末梢血幹細胞移植のドナーをふやすためには、国民の方々にこの

で、これは、介護保険から外す検討はやめたということでありまして、やはり議論の途中で質問をしておかないと、安倍総理は、今議論中で、決まつたことのように言うなみたいなことを言うんですね。されども、決まってから言つたら遅いので、今言つたわけですね。

厚生労働省はわかつていたんだなと思いますよ、これで。確かに、これを財政審から言われて、それで検討しなきやいけなかつた。でも、本音はやりたくないだらうなと思ひます。

この結果、維持をすることになつたのは、私は一定の評価をしますけれども、それは言いながら、介護報酬は大幅に下げるような検討がされてゐるということなんですが、それは事実ですか、大臣。

○ 塩崎国務大臣 そもそも、この「生活援助」維持の方向」とか、いろいろな報道が行われておりますが、

か、重度化がとまるんですか。逆ですよね。逆なんですよ。

だから、この全額自己負担なんというのは絶対にやるべきではないと私は思いますが、今の検討状況をぜひお答えください。

【高鳥委員長代理退席、委員長着席】

○塩崎国務大臣 福祉用具の貸与についてでござりますけれども、これは、哲学は、先ほど申し上げたとおり、四つの連立方程式を解くという中で考えていくのが基本方針でございますけれども、例えば、同じ特殊寝台といいますかベッドでもいろいろ値段に幅があるて、平均でこれは約八千八百円ぐらいですけれども、それに対して、一番高くて十万円というのがあって、これの一割とか、一部二割負担もありますけれども、こういうこといいんだろかということは考えていかなきやいけないんじゃないかというふうに思つております。

一割が二割ぐらいいいんじやないかと思う方もいるかもしれません、二割になると倍ですからね。

この認知症の人と家族の会のアンケートによりますと、「二割負担は、これからいろいろ大変になるので、生活を切り詰めていくしかないと思う。在宅介護ができるなくなつた場合に、施設に入れるか不安がいっぱい」。七十代女性、要介護一の夫を自宅で介護中、それとか、「月二・五万円の負担増。増える前は年金で何とか支払っていたが、今は毎月二・五万円の持ち出しが続いている。こんな状態がいつまで続くのか、お先真っ暗だ。」八十代女性、こういう声が実際に来ているわけですね。

ですので、二割に拡大というのも、私はここは今の時点でやるべきではないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

まだ歴史が浅いということで、末梢血幹細胞移植のドナーをふやすためには、国民の方々にこの移植の特徴を十分知つていただく必要があると考えております。現在、骨髄バンクのドナー登録時に末梢血幹細胞移植があることを周知するということに努めておりまして、今後とも積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○初鹿委員　ぜひ大臣、よろしくお願いします。

また、委員の先生方も、ぜひ骨髄バンクのドナー登録を地元の支援者等に勧めていっていただきますようお願いをいたします。

それでは、時間が大分なくなつてしまつたので、ちょっと飛ばしまして、介護の問題に移らせていただきます。

十月四日の日に予算委員会で、安倍総理に、要介護一、二の生活援助サービスを介護保険から外す、そういう検討が行われているのではないか、そういう質問をさせていただきました。そのときにも、大臣を何で呼ばないんだというような話もありましたが、こうやって厚生労働委員会で幾らでも議論ができるので、あえて総理に聞かせていただきました。

○塩崎国務大臣 そもそも、この「生活援助」維持の方向」とか、いろいろな報道が行われておりますけれども、基本的にまだ審議が続いているということでありますけれども、我々の考え方の基本は、介護保険の理念であります高齢者の自立と、そして重度化を防ぐ、そして制度をきちっと維持ができるようにする、さらに必要なサービスは提供する、この四つの連立方程式をきちっと解いて、うまく回っていくようにしていかなければいけないということになりますので、引き続き議論していくたいと思いますが、また先生の御意見もしっかりと聞かせていただければというふうに思います。

○初鹿委員 今、非常に重要なことを言っているんですね。自立と重度化を防ぐなんですね。これはもう安倍総理も何度も言っているんです。

そこで、私は、生活援助サービスだけじゃなくて、もう一つ懸案事項になっていて、多くの方が心配しているのは、福祉用具の貸与が全額自己負担になるんじやないかという問題ですね。これはどうなるのかまだはつきりしていないわけです。

いいんだろかということは考えていかなきや
す。

我々はやはり、さつき申し上げたとおり、自立
促進、重度化防止、そして制度の維持、さらには
必要なサービスは提供する、この四つだというふ
うに思います。

○初鹿委員　はつきりと言つていただきたいと思いま
す。

確かに、私も、同じ役割を持つてゐる車椅子に
してもベッドにしても、金額の幅があり過ぎる、
これは上限なりは定めてもいいのではないかと思
います。ただ、全額自己負担とかそういうことに
なつたら、それは使わないという選択をする人も
出てきて、結局重度化につながるので、それだけ
はやらぬでほしいということを念押しさせてい
ただきます。

もう時間が来たので、あともう一点、これは確
認ですけれども、前回の改定で二割負担の人が出
ましたね、一部二割負担になりました。これを拡
大するんじやないか、場合によつては全額基本的

今時の時点でやるべきではないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 結論的には、さつき言つた四つの方程式をしつかり考えて決め込んでいくこと、これが最後は大事なんだろうというふうに思いますが、繰り返さないのでもう申し上げませんが、やはり原点に立ち返つて物事を考えるということが大事なんじゃないかななどいうふうに思います。

○初鹿委員 時間になりましたので終わりますが、それでも、とにかく、自立と重度化を防ぐということが、これがやはり介護保険の理念ですからね。財政の問題も重要だと思いますが、やはりそれ以上に高齢者の生活、またそれを支える家族の生活ということも重要なと思いますので、ぜひ、財務省からのプレッシャーもあると思いますが、それをきちんととはね飛ばして、介護保険の制度をきちんと維持するよう取り組んでいただきたいと思いますよ。お願いをして、質問を終わります。

○丹羽委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 民進党の長妻でございます。

特に、大臣におかれましては、端的な答弁をお願いいたします。

その結果、数日後に、今、新聞の記事を載せておりますが、「生活援助」維持の方向」ということ

よ。生活援助は一、二は残るとなつたけれども、これが全額自己負担になつたら自立が進むんです

に二割負担にしていくんじやないか、そういう懸念も今出てきているわけです。二割負担にして、

けさの質疑を聞いておりましたら、冒頭、与党の方から旧民主党の年金案について非常に批判的

なお話がございましたが、私は非常に見識がある与党の議員の方だと思つていたんですが、一番肝心なことを、あえてなのか、忘れてなのか、おつしやつていませんですね。

旧民主党のときの年金制度の最大のポイントは、最低保障年金ということで、最低保障機能があるということなんですよ。そこを、一番肝心なところを飛ばして批判ばかりするというのはフェアじゃない。ちょっととがつかりました。

そしてもう一つは、塩崎大臣からちょっとお話をありましたけれども、今回のいわゆる年金カット法案、言われていますけれども、新ルール、年金を下げる新しいルールについて、何か三党合意で決められた一体改革大綱に書いてあるから民主党も言つたじやないかというような趣旨の御答弁がありましたが、これは間違いですので、訂正を求めていきたいと思います。

平成二十四年二月十七日に閣議決定した社会保障・税一体改革大綱では何が書いてあるかというと、「デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。」ということなんですね。今回の年金カット法案の新しいルールというのはマクロ経済スライドではありませんから、誤解があれば、これは訂正をしていただきたいわけであります。

私が、ちょっと役所にも、そんなことを言つていいから資料を出してくれと言つたんですよ、その理屈の資料を。そうしたら、非常に時間はかかりましたけれども、この資料が出てきたんですね。その大綱にも書いてある、今回の件がと。その理由の資料を出してくれと言いましたら、そのものずばりは出てこないので、大変苦しいんですよ。社会保険・税一体改革大綱において示された検討事項の問題認識に通じるものと考えている、通じるもの、これは非常に曲解をしたようなこじつけのペーぺーが出てきました。これは事実、私自身が民主党の責任者、社会保険の責任者として三党協議に実際参加しているわけですから、私が、確かに、デフレ下のマクロ経済スライドは議論しまし

たけれども、このケースは一切議論していないであります。ですから、そういうことをおっしゃるのはやめていただきたいということをまず申し上げます。

そして、るる今回出ておりますけれども、いわゆる年金カット法案の試算でありますけれども、これは私は、ちょっと子供だましの試算だと思います。というのは、今後百年間、この今回出てきた年金カット法案における新ルール、年金を下げる新ルールは一度も発動しません、こういう前提で試算をつくっている。では、この法案は要らないじゃないですか。

いや、我々が知りたいのは、国民の皆さんも知りたいのは、将来この法案が発動した場合、どのくらい年金に影響があるんだ。こういうことを知りたいのに、それは出されない。百年間、発動しません。試算の意味ないじゃないですか。

今回の法案の影響の試算を出してくださいと

言つてはいるわけでありますから、将来そういうことが、万が一というふうに与党はおっしゃるのかもしませんけれども、では、その方が一起こつたときに、私は万が一じやないと思いますよ。御

存じですか、過去十年間で、今回の新ルールは六

回、六年起こつてあるわけですよ、半分以上。こ

れは、将来起こつたときにはこのくらい減るんだ

よ、こういう試算を出していただきたいと思うんで

すが、いかがですか、大臣。

○塩崎国務大臣 今回の額の改定ルールの見直しにつきましては、賃金が物価よりも低下するとい

う望ましくない経済状態となつた場合でも、所得代替率が上昇しないようになる、これが大事なこ

とであつて、将来世代の年金水準をしつかりと確

保していくことだと思います。

先ほど、一体改革とは関係ないというお話をさ

れておりましたが、それはそういうことではなくて、マクロ経済スライドが長期化しないように

化をしないようにするということが、この賃金スライドによつて回避ができるということでありま

して、そういう意味で、将来の年金をどう確保していくか、これが大事なことだと思います。

今回の試算の前提としている平成二十六年の財政検証では、デフレから脱却をして、長期的には、物価、賃金ともにプラスとなる経済前提を想定しているわけであつて、今回の改正はあらゆる事態に備えて見直しを行うものでありますけれども、安堵政権としては、何よりも重要なことは、何度も申し上げますけれども、強い経済をつくっていく、そのため、デフレから脱却をし、賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組むということでありまして、それがちゃんと達成するよう、今回のように御提案を申し上げて、年金も、将来世代のあるべき代替率が下がつてしまわないようにするということを行なうところでござります。

どういう条件でやるかというのは、先ほど、これは井坂議員の場合には十七年から当てはめてみるということで計算をいたしましたが、私どもとしてはこういうケースを、実質、名目ともに賃金が下がるというような場合のケースに備えた手立てをお示ししたということになりますので、御理解を賜りたいと思います。

○長妻委員 非常に一枚舌的なお話を思うんで

すよね、これは

つまり、そういう経済状況は起こらない、安倍内閣としてはそういう経済を達成するんだ、こう

いうことでありますから、ただ、これは万が一

考えながらの御発言だと思うのですが、塩崎大臣は大臣ですから、年金局長ではないわけですので、これは、本当に今の年金が年金の役割を果たしているのか、こういう観点からの議論を我々は求めているんですよ。

ところが、そうでないお詫ばかりが返つてくるわけで、今、年金受給者が約四千万人でありますけれども、半数近くが一人当たり一ヶ月十万円以下の中金額であります。これは本当に老後の安心を確保できるのかということなんですね。

国民年金法の目的条文を見ると、国民年金制度は、憲法二十五条二項の理念に基づいて、国民生

活の安定が損なわれることを防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与すると。憲法二十五条を引き出しているんですね。つまり、最低限度の生活、これが視野に入つてゐるのに、国民年金、厚生年金もそうですけれども、生活の下支えになつていいということなんですね。

ちょっと私、一つ問題提起をしたいと思うんですが、所得代替率というものが非常に誤解を生み始めているのではないか、実態を示していない

んじゃないのか。

所得代替率、今のモデル世帯、これはマクロ代替率とも言いますけれども、今のモデル世帯、専業主婦を四十年間やつてゐる奥様と四十年間正社員で働いてる御主人、旦那さん、これをモデル

世帯としてマクロ代替率、所得代替率を出してい

るわけでございますけれども、これが今現在は六二・六%だ、こういうことなんですね。つまり、これ

は物差しとしては今使われてゐるわけで、これ

は法律にも書いてありますから、こういうふうに計算するんだよと。

しかし、この所得代替率が果たして国民の皆さ

んの実感、あるいは、我々政治家が議論するときの非常に誤解を与えるような数字になつてゐるん

じやないのか。六二・六%、ああ、現役の皆さんに比べて六二%年金をもらえる、こういうような

感覚を与えてしまつてゐるのではないのか。最終的には、五〇パーを切るときには法律を改正して

手当てをする。だから、ある意味では、五〇パー
を切るまではしようがないですね、こういう制度
なんですよ。

これの一つ大きな問題点、先ほど柚木議員も指摘をされました。保険料がどんどん高くなる、これまで、実質的な手取り年金はどんどん減っていくにもかかわらず、今の所得代替率、モデル所得代替率については、分子について、年金の受給額は名目なんですよ。つまり、保険料とか税金を引いていない手取りの分子なんですね。

ところが 分母は現役世代の 現役世代といつても当時じやなくて今の現役世代なんですが、その賃金なんですけれども、この分母については可処分所得なんですよ。つまり、税金と社会保険料を引いたものが分母なんですよ。

そうすると、誰が考へてもわかるように、大きくなつちやうんですね、数字が。だつて、上は手取りなんだから、分子。失礼、額面。額面なんで

これはちよつと、一応、言葉が混乱しないよう
に用語を統一したいと思うんですが、グロスと
言つたときは、これは額面、つまり名目。保険料
とか税金を引く前のものをグロスと呼びましょ
う。ネットというのは、これは税金と保険料を
差つ引いたものをネットと呼ぶとすると、今ネッ
ト分のグロスなんですよ。受給額がグロス。それ
で、現役世代の給料はネットになつちやつてい
る。これはおかしいんじゃないのかといふこと
で、これは私はそろえて計算した方がいいと思つ
んですね。

これは、大臣、事前通告しておりますので、分子と分母がネット・ネットで合わせた場合、どのくらいの数字になるのか、このモデル世帯の代替率は。それをちょっと教えていただきたいんです。

○塩崎国務大臣 今先生からお配りをいただいているモデル世帯の所得代替率という資料、これは国会図書館作成というふうになつてますが、基本的にはここで出しているものと同じであります

が、分母と分子を、今言うグロス、名目でそろえた場合の所得代替率につきましては五〇・九%お配りのとおりでございます。一方、分母と分子を可処分所得、いわゆるネットでそろえた場合の所得代替率につきましては、仮に機械的に、議員が配付をいただいております国会図書館が作成した資料と同様に、夫が六十五歳以上、妻が六十歳以上の無職世帯、この可処分所得割合を用いること、五三・九%、こうなります。

仮に分母の賃金を名目といたしますと、つまり

クロスなどいたしますと、例えば、名目の賃金が変わらずに保険料負担だけが上昇して可処分所得が減少した場合、分子の年金だけがそれに応じて減少する結果、現役世代の生活レベルと比較した年金の水準は変わらないにもかかわらず所得代替率が減少するといったことが生じて、物差しとしての役割が変わってくる。場合によつては役割を果たせないということもあります。私はこれがどう思つております。

は、やはりそれなりの意味のあるお考えをお示し
いただいていると思いますが、所得代替率をどの
よう規定するのかということについては、今ま
での連続性というのもありますし、何に重きを置
いてこの代替率というものを使うのかということと
も考えなければいけないので、さまざまな方法が
あることは先生おっしゃるとおりだと思います
が、こういった点については、今申し上げたよう
なこれまでの物差しとして使つてきた代替率と、
それを年金制度の改革に使つてきた、そこへのイ

ンプリケーションであつたり、それから、今後変えることで何を言うことになるのかといふことなども含めて、こういつたことを、次期財政検証に向け、これは引き続き議論をしていくべき課題かななどいうふうに思うところでございます。

○長妻委員 これは恐らく、厚生労働大臣が初めてこの数字の御答弁をされたんだろうというふうに思います。

%、こういう数字だけが聞かされていたわけですが、ざいますけれども、正直言つて、私も、今回お話を聞いて、計算をいただいて、ちょっと衝撃を受

けました。ショックを受けました。非常にショック
キングな数字だと思います。六二・六という数字
ではなくて、グロスでは五〇・九パーだ、半分だ
と、現役の方々の賃金の。ネットでいうと五三・
九、これもほぼ半分だと。もう相当低くなる。
では、これは、最終的に今の法律でも、よく政
府も答弁しているのは、いやいや、五〇%、所得

代替率が半分を切るような見込みがあればちゃんと手当てをするから大丈夫なんだ、年金制度は。こういうふうにおつしやつて、ああ、では、半分は確保できているんなら、まあ、その後手当てを考えてくれるんなら半分ぐらいまで下がつてもいいのかなと思う国民の皆さんもおられるかもしないんですが、実態は全然違うということなんですよ、実際の数字、実感は。

六二・六%が五〇%になつたときに、グロス・グロス、ネット・ネットの所得代替率は大体どのくらいになるか、出していただけますか。

替率、何パーになるんだと、最悪、今の法律で。五〇パーというのはモデルですから、物差しで、余りというか、ほとんど意味のない、私は、物差しとしては意味があるけれども、実感としては意味のない数字だと、それは多分共有していると思うんですね。

字上は統いてしまうというふうに考えておられます。ちょっと、きょう国会図書館来られておられるので。

O E C D が所得代替率を比較する、あるいは米国とかイギリスとかほかの主要国は、日本はばらばらでありますて、分母がネットで分子がグロスなんですかれども、そういうばらばらで計算している国というのはあるのか、O E C D とかほかの国はどうなのか、ちょっと御説明いただけますか。

○堀部國立国会図書館専門調査員 お答えいたし
ます。
ただいまお尋ねのありました件でござります
が、主要国、アメリカ、イギリス、スウェーデン
の所得代替率の算出におきまして、私どもが調査
した範囲においては、いずれもネット分のネッ
ト、グロス分のグロスというふうに計算されてい
ます。
それから、OECD加盟国の計算方法につきま
しても、これも、私どもが調査した範囲におきま
しては同様である、このように考えられるところ
でござります。
○長妻委員 今聞いた限り、私が国会図書館に世
界を調べていただいた限りでは、日本だけなんで
すよ、こういううちぐはぐなのは。何か数字を大き
く見せるような感じになつてるので、この実感
をちゃんといただくためにも、五〇%というの
は、実際はネット・ネット、グロス・グロスでは
どのぐらいの感覚なのかということをぜひ出して
いただきたい。

そして、これに関連するんですけれども、今、年金が、あるいは老後の生活が相当疲弊をしているということで、これもショッキングな数字なんですが。

きょうは総務省副大臣に来ていただいておりま
すけれども、私、配付資料の六ページに配つてい
る、高齢世帯の赤字が急に拡大しているというこ
となんですが、この説明と原因をちょっとお話
しいただけますですか。

○原田副大臣 お答えをさせていただきます。

総務省の家計調査によりますと、一人以上の世帯のうち世帯主が六十五歳以上の無職世帯において、二〇一三年及び二〇一四年は赤字が拡大している状況が見られます。

この理由といたしましては、社会保障給付の減少が挙げられる。また、二〇一三年には、翌二〇一四年四月の消費税率の引き上げに先立ちまして、駆け込み需要などの影響によって消費支出が増加したことが要因と考えられます。

なお、二〇一五年は、社会保障給付や勤め先収入の増加によりまして、赤字幅は縮小している傾向があります。

六

九月の赤字が六万円を超えたと安倍内閣になると、六万円近くになつて、それで二〇一四年に六万円を超えて、若干は下がりましたけれども、二〇一五年も六万円を超えたまま、こういうような状況で、今お話しのとおり、一つ大きいのが、社会保険料が上がつたと。これは、恐らく、後期高齢者医療制度あるいは国保等々あると思うんですけども。

つまり、今の所得代替率であると、分子の年金額は額面ですから、全然、保険料が上がらうが何うが関係ないんですよ。ですから、そこが本当に実態を合わせていかないといけないし、そもそも我々が今回、いわゆる年金カット法案について取り下げて、抜本改革を議論した方がいいと由し上げているのは、今の年金が年金の役割をもう

果たすことができないんじゃないのかと。それにもかかわらず、ちまちまちまちまちま、どんどんどんどんカットしていくって、本当にいいのだろうか、年金だけを見て物事を論じていいくのだろうかと。こうかと。

ことし三月には、生活保護に占める高齢世帯が初めて半分を超えました。私、相当危機感を持つているんですよ、生活保護にどつと流れ込んでくるんじゃないのかと。

しかも、これは、実は捕捉率調査というのも厚労省がいたしました。それによると、本来は、データ的にはあと三倍ぐらいの生活保護の方が非請すれば受けられる可能性があるけれども、ある意味では三分の一になつていて、捕捉率。つまり、生活保護を受けずに我慢しようという方が非常に多くおられるという実態でありますから、このまま年金制度をほつたらかしておくと、どうとくらくなつていてるんですか。

○塩崎国務大臣 盛りだくさんの御質問をいただいたので、お答えをしたいと思いますが、冒頭、所得代替率についての定義の問題提起がありました。

それは、先ほど申し上げたとおり、次期財政検証に向けて課題の一つとして検討することだとうことを申し上げたわけであります。さつき申し上げたように、いろいろな角度で見なければいけないということになります。それは、例えば、OECDでは単身の所得代替率を見ますけれども、日本の場合には夫婦二人というのを見ていくというようなこともあります。

平成十一年から、先ほどの、ネット分のグロスとなつていてる今の所得代替率をずっと使つてきました。言つてみれば先ほどの、物差しとしての役割はあつたわけでありまして、この給付水準の方を連続性を持つて見るという意味においては、これもまた意味のあることだろうというふうに思います。

それから、先ほど総務省から答弁をもらいましたけれども、この黒字、まあ赤字というか、六十五歳以上の無職世帯の最後の三年間について、あたかもアベノミクスがこのような結果をもたらしたかのようなふうにも聞こえかねないような御表現がありました。これは、社会保障給付の内訳には公的年金それから生活保護などが含まれているわけで、社会保障給付が対前年で減少を続けている二〇一三、一四あたり、これに関しまして

は、実は、これは先ほど、私どもとしても高く評価をしている民主党政権時代の特別水準の解消というのがあつて、これがちょうど一三年度から一五年度にかけて解消され、その影響が大きく出でるということがございまして、将来世代の給付水準の確保のために必要な措置として行われている、こういうことの調整を先送りしないで素早くやつていこうということが、今回の提案の、将来世代を考えた我々の手立てであるわけでござります。

それから、生活保護の推計の話をいただきまし
た。

○長妻委員 いや、私の懸念は、生活保護が今一度の給付というものが優先をされることになつて います。

したがつて、今後どのくらいの方が生活保護を受けることになるかについては、高齢者の世帯構成の変化とか就業の状況などの経済情勢、個人の資産の状況、あるいは扶養関係など家族の関係など、さまざまな要因、要素の影響を受けるために、正確に見通すということはなかなか難しいと いうふうに考えるべきかというふうに思うところ でござります。

後、六十五歳以上の方の急増、予想を超えた急増があるのではないか、このままでいくんですね。そういう問題意識と、先ほどの赤字幅についても、七ページ目に内訳を載せておりまして、やは

り、社会保険料の高騰というのが、値上がりとともに、今、うのが大きくなりてはいるわけでありまして、今、一ヶ月六万円でありますと、例えば一千万円貯金があつても単純計算すると十四年でその貯金は枯渇してしまう、こういう計算になるわけで、そこで抜本改革が必要だということを我々は主張しているところであります。

これを、三年間、安倍内閣はサボつてきたといふうに私は強く考えるところで、どうしてかと

いうことなんですが、そもそも御記憶をたどつていただきますと、「三党合意に基づいてこれは法律ができました。社会保障制度改革推進法案という、これはもう法律です。法律の中に「公的年金制度」という条文がありまして、今後の公的年金制度については、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得ると法律に書いたんですね。

その国民会議が平成二十五年の八月六日に報告書を出しました。これが法律に基づく報告書。これは三年前でありますけれども、そこに、「将来の制度体系については引き続き議論する」、こういうふうに報告書に書いてあります。この意味は、将来の制度体系というものは抜本改革のことです、今予定されている、私に言わせると微修正改革ではなくて、制度体系全体を見直す抜本改革について引き続き議論する、こういうことが明記されているのであります。この三年間、政府の中において全然議論されていない。

議論されているのは、今回突然出てきた、年金をちまちまちまちまカットする、年金の範囲内で。そればかりの議論は先行するんですけれども、この抜本改革の議論は、この三年間、政府の中やられていないわけございまして、ぜひその議論をしていただきたい。

予算委員会でも、安倍総理と質疑いたしましたら、抜本改革の議論は拒むものではないというような趣旨の御発言もされておられますので、ぜひ塙崎大臣の御決意をいただきたいと思います。

○塙崎国務大臣 先ほど御指摘をいただいた社会保険制度改革プログラム法、ここに、公的年金制度の検討課題というのは、四つ明確に書かれております。

これは、国民年金法及び厚生年金保険法の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みのあり方とか、短時間労働者に対する厚生年金のいわゆる適用拡大、それから高齢期における職業生活の多様性に応じて一人一人の状況を踏まえた年金受給のあり方、高所得者の年金給付のあり方及び公的年

も、やはり財源についての御説明がもつと必要なんじやないかという御意見をよく私も聞いたところでもございますし、今のドイツとかイギリスの制度などについても、必ずしも保険制度でやっていない、年金制度に基づくものであつたり、いろいろあると思うので、そういったことではやはりトータルに考えなければいけないので、それぞれの国によつて違うのではないかと思います。

ただ、今、長妻委員おつしやつたように、生活保護は生活保護、年金は年金、そういうことではやはり、一人一人生きていらっしゃる方々をその方トータルとして見ていくという意味においては、今御指摘のような問題意識はしつかり私どもも持つて、省内縦割りみたいなことをやるのではなくて、一人一人の方々の暮らしに焦点を当てながら、ケース・バイ・ケース、いろいろありますけれども、それに対応するよう、総合的に判断していくというのは大事な問題意識だなというふうに私も思つたところでござります。

一方で、一体改革について振り返つてみると、今先生が御指摘をいたいたいなことをやるのではなくて、一人一人の方々の暮らしに焦点を当てない、ケース・バイ・ケース、いろいろありますけれども、それに対応するよう、総合的に判断していくというのは大事な問題意識だなというふうに私も思つたところでござります。

やはり、塩崎大臣、ちょっと率直に、最後、一問だけ聞

りますけれども、これからも消費税率一〇%で社会保障を維持できるというふうに思われますか。
○塩崎國務大臣 ちまちまやるだけではダメだということでござります。

しかし、先ほど、当時の野田総理もおつしやつて、いたように、まずは改善をして、それでツーステップでいけるという国民会議の話にあるように、抜本的なことも考えるということです。

これから一〇%で間に合うのかという話でありますけれども、まずはその範囲内で何をやつてどこまでいけるのかということを徹底的にやつて、一つ一つやるべきことをやつて、それが現状でありますから、今お出しをしている二つの法案についてもぜひ有機的に結びつけて御議論をいただいて答えて出していただくとともに、やはりそこから先についても御一緒に考えて、提案型の政党に脱皮をするということであれば、また我々も勉強させていただきながら、これから高齢社会がさらに進んでいくわけですから、こういったことを踏まえてみればさまざまな選択肢を考えていかなきゃいけないというふうに思つてますし、何度も申し上げて、いるように、社会保険全体を見ていくことと、これは働くといふことに関しては、もちろんできる範囲内ではありますけれども、そういったことも含めて考えるという、総合的な見方を持つていかなければいけないのでないかというふうに思います。

○長妻委員 財源についても、我々旧民主党のとき、最低保障年金について、消費税換算すると、三バターン出して、きちっとその財源の税率も出しておられます。やはり、塩崎大臣、ちょっとつらいとは思いま

すけれども、消費税率一〇%の後、社会保障を本当にどうするんだというのは、これはやはり言いづらいく思うんですよ、野党も与党も。ただ、これはそろそろ議論し始めないと、財源がないないと、ちまちまちまちま削るだけで、後は野となれ山制度が破綻する前に本当に国民生活が破綻したら、そういうふうになると思うんです。

塩崎大臣、ちょっと率直に、最後、一問だけ聞

りますけれども、これからも消費税率一〇%で社

会保障を維持できるというふうに思われますか。

○丹羽委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 年金の話はよくようかんの話に例えられます。

よろしくお願ひします。

○丹羽委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 年金の

○塙崎国務大臣 資料四の上から四つ目の丸に書いてあるのは、要は、特例水準が解消されない限り当該ルールによる年金額の減額も起らぬこと言つてゐるわけですけれども、これは機械的に起こせとすることありますから、下の丸で機械的に当てはめてみて、五回のケースにおいてそういうことが起きるということで計算をして、一%の差が出てきているということでござります。

○玉木委員 五回のケースは何年と何年と何年ですか。
○塙崎国務大臣 二十年度、二十二年度、二十三年度、二十四年度、二十五年度、この五年度でございます。

○玉木委員 私が示した年と同じなんですが、当然同じになります、ベースが同じですからね。それぞれ、新ルール適用による追加の減は、私が示した〇・二、マイナス〇・四、マイナス一・二、マイナス一・五、マイナス一・三、マイナス〇・六は、それぞれ政府試算では幾らになりますか。

○塙崎国務大臣 先生がお出しになつた資料六のこの黄色の部分、それが同じじゃないかというお話をあります、御質問がちょっと今よくわからなかつたんですが、この一番右のマイナスの〇・二といふところは、先ほど申し上げた、可処分所得割合の減少分というのを除いて見るとこれが変わつてくるので、先生の場合には六年度でそれども、私どもの場合には五年度、こういうことになつて、二十八年度は当てはまらないというところでございます。(発言する者あり)
○とかしき委員長代理 浩みません、もう一度質問の方をよろしくお願ひいたします。

○玉木委員 二十八年度だけ可処分所得割合の影響の話をしますけれども、それは全部に当てはまります。
だから、そこだけ話しても、私はそういうことを聞いているのではなくて、私の資料六の、これは我々が計算したものですから、我々は間違つているかどうかわからない、ただ、信じていますけれども、この青に黄色で書いてある、新しいルー

ルを入れることによつて追加で、これは適用がある年とない年があります、先ほどのような賃金と物価のパターんによつて。ただ、我々は、過去六年あつて、平成二十年がマイナス〇・四、二十二年度がマイナス一・二、二十三がマイナス一・五、二十四がマイナス一・三、二十五がマイナス〇・六、二十八年度がマイナス〇・二、それぞれそれを累積のマイナスで五・二になると言つたので、この黄色に当たる数字が政府試算ではそれぞれどうなつてゐるのか。

二十八年度については、可処分所得割合の減のことを入れれば、計算上、マイナス〇・二ですか、そこに〇・二プラスで〇・〇になるのはわからりますが、私の質問は、残りの五つのところが政府試算では具体的にどのようなマイナスになつてゐるのか、各年の数字をお答えください。

○塙崎国務大臣 何度も申し上げますけれども、可処分所得割合の減少分マイナス〇・二というのを除外して見ると各年度についてやつていくということをありますから、例えば、数字を申し上げれば、十九年度はプラス〇・二、二十一年度はマイナス〇・二、それから二十二年度はプラス一・一、二十二年度はマイナス一・四、それから二十三年度はマイナスの二・〇、次はマイナス〇・四、二十六年度がマイナス〇・五、二十七年

度はプラスの一・六であります、二十八年度は〇・〇ということをございます。

○玉木委員 それは新ルールによる影響ではありませんね。

つまり、新しいルールを適用したときの追加の影響をそれぞれ聞いてるので、これはある種、私もわかつてゐるから書いているんです、可処分所得割合の減を入れれば、それ下げなければいけないということで、それはわかっています。
私が聞いてるのは、現行ルールと、新ルールを適用したことによる、英語で言うとマージナル

な、追加的な影響がどうなつか。

それが、私はこういふうに書きましたけれども、もし可処分所得割合を入れると言うのだったなら、それぞれプラス〇・二を足していくば、我々のも減つて、四・〇になりますから、それは我々もできます。

聞かたいのは、その根っこになる、政府試算の

もとになる、政府は追加で新しいルールを入れた

から、それぞれの年でどれだけ減つたのかというこ

とを教えてもらいたいんです。可処分所得割合の

ことを聞いているのではありません、それは後で

足せば全部計算できますから。根っここの数字を教

えてください。

○塙崎国務大臣 井坂試案というのが最初に出てきて、マイナスの五・二というのが出てきたわけですね。その中で、私どもは、新たに試算を出すようにということで、お出しをしました。

これは先ほど申し上げたとおりであつて、三十

三年度以降には可処分所得割合の減少分の影響と

いうのは生じないわけでありますので、井坂提案

にプラス〇・二していただきて、ずっと足し上げ

ていただければ、基本的に、申し上げている3%

になるわけでございます。

○玉木委員 本当にですか。
そうすると、我々がここに計算した、可処分所得割合の話は除きますね、除いたときの、では、この青地に黄色で書いているのは、基本的に政府も同じだという理解でよろしいですか。

○塙崎国務大臣 さつきお読み上げしたとおりの

数字を私どもは持つてゐるわけでありまして、必

ずしも同じというわけではございません。

○玉木委員 各年の六回、最後の、二十八年度

も、私は入っていると思うんですけど、なぜ

か入つていないので、この減の影響を除い

た、私はこの可処分所得割合の減の話をするの

が、過去五回の可処分所得割合の話は出でこなくなるわけ

から、可処分所得割合の話は出でこなくなるわけ

でありますから、その意味では、将来出できませ

んから、過去のことを振り返つてやるときも、条

件を同じにするんであれば、可処分所得割合はそ

の影響を除いて計算するというのが私は正しいの

げする前のデータをそれぞれ五ヵ年分教えてください。(発言する者あり)

○とかしき委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○とかしき委員長代理 速記を起こしてください

○塙崎厚生労働大臣

これは玉木委員がおつくりを

ただいた新ルールと書いてあるものに数字が並んでおりますけれども、私どものさつき読み上げた

のはこれにプラス〇・二したものでござりますの

で、そういう意味では、新ルールとしてお書きをいただいている数字がそれを除いたものというこ

とであります。

○塙崎国務大臣 大丈夫ですか。

では、基本的に、まず単純に可処分所得割合の

話を除けば、我々が出したこの数字は正しいとい

うことでよろしいですね。この数字自体は正しい

ですね。

○玉木委員 ありがとうございます。明確になりました。

可処分所得割合を、〇・二%をどう扱うかとい

うのは、これは解釈の問題みたいなところはある

と思うんですね。ただ、過去十年間に適用してみ

ると、やはり五・二%分、国民年金でいうと月額

三千三百円、年間四万円減るような規模のルール

が入つてくるということであることは今厚生労働

大臣から明確にお認めをいただいたとということ

で、感謝を申し上げたいと思います。

次の質問に移りたいと思いますが、もう一つ言

うと、平成三十三年以降はそもそも、平成三十三

年以後にならなくとも保険料の上昇はとまります

から、可処分所得割合の話は出でこなくなるわけ

でありますから、その意味では、将来出できませ

んから、過去のことを振り返つてやるときも、条

件を同じにするんであれば、可処分所得割合はそ

の影響を除いて計算するというのが私は正しいの

かなと思いますから、その意味では、井坂議員が
出したこの五・二%減 国民年金で四万円 厚生
年金で十四万円、それぞれ年間で減るということ
を政府にもある程度お認めいただいたと思いま
す。

次の議論に移りたいんですが、我々は年金カツト法案というふうに呼んでいますけれども、これは、単に今削るから年金カット法案と言っているんではなくて、私は、一番やはり問題が大きいなと思うのは、冒頭、ようかんの話をしました。保険料と運用利回りと国庫負担分の税金の三つの材料を使つた一定の面積のようかんをどの世代がとり合うのかというのだが、どるというか、給付を受けるのかとというのが、この年金財政の根本的な問題だというふうに思つています。ですから、現役世代が制度が予定している以上にとり過ぎれば次の世代は制度が予定したよりももうえなくなるのでバランスをとりましょ、この話はよくわかります。

我々が提案したいのは、そもそもこのようかんがその体積あるのかどうかということに疑念があるということです。きちんととした縦、横、長さのようかんがあれば、ちょっと今の世代が食べ過ぎたら次のが少なくなるからという話があるんですが、そもそも次の世代のようかんは、あるように見えて実は細くなっているか、ないか、エアようかんかエア年金みたいになつていて可能性があるではないのかというのが心配で、それなのに、今を削つて将来のためといつたら、今も削るし、では将来それでふえるのかと思ったら、もともと予定されたものがない。このことの不信感が、やはり一番大きな問題。私は、これをどう払拭するかが与野党を超えて政治家に問われていると思つております。

そこで、申し上げます。将来の、百年安心といふことでバランスをとるということにしていくんですが、資料の七をごらんください。

まり年金・財政のもととなる重要な要素は、生産性の向上です。

これが財政計算でどのように置かれているか。七を見てください。内閣府がやっている経済再生ケースと内閣府の参考ケース、二つのケースでういんと伸びていますが、二〇一二三と二〇一二四で非連続な断続があります。ずっと伸びすんですけども、それぞれそこから幾つかのパターンに分かれていますが、参考ケース、経済再生ケース、いずれも、そこにたどり着いたのがピークであって、後は下がる一方なんですね、どのパターンも。順調に伸びてきているのに、何で二〇一二三年まで上がっているのに二〇一二四年からやたらめつたら下がるんですか。何か成長率がぐんと下がるようなイベントがそこにあるのか、あるいは逆に、二〇一二三年までの経済の見通しが過度に楽観過ぎるのではないか。なぜ非連続が起こるのか、お答えください。

つの意味できいてきます。一つは、まあ、三つの意味でききますけれども、まずは景気がよくなつて賃金が上がれば、その賃金というのは保険料のもとですから、賃金が上昇する、保険料が入つてくる。景気がよくなれば運用もよくなつて、では運用の回りもよくなる。税金が上がれば税収も制度を変えれば上がつてくるかもしれない。ですから、どういう経済成長をするかというの、ようかんの体積を決める上で極めて大事なんですね。

先ほど、資料二の、国民年金で四万円減とか厚生年金十四・二万円減を私どもが認めたかのようないいえます。表現がありましたが、これはあくまでも、私たちが三%と言っているのは、機械的にあり得ない条件ではあるけれども計算をしてみたということだけでありますし、こういう数字がひとり歩きをするようにいたずらに不安をあおるというのは責任政党としていかがなものだろうかと私は思いました。

今、平成二十六年財政検証における経済前提についての御指摘だと思いますが、これは、平成三十五年度までは、御案内のように、内閣府が行つた中長期の経済財政に関する試算に準拠して設定をしておりまますし、平成三十六年度以降は、今お話をありましたけれども、内閣府試算を参考にしながら、経済、金融の専門家による検討を経て、中長期的な視点に立つて置かれている前提でござります。

先ほど、資料二の、国民年金で四万円減とか厚生年金十四・二万円減を私どもが認めたかのよう表現がありましたが、これはあくまでも、私たちが三%と言っているのは、機械的に得なない条件ではあるけれども計算をしてみたということだけでありますし、こういう数字がひとり歩きをするようにいたずらに不安をあおるというのは責任政党としていかがなものだろうかと私は思います。

今、平成二十六年財政検証における経済前提についての御指摘だと思いますが、これは、平成三十五年度までは、御案内のように、内閣府が行った中長期の経済財政に関する試算に準拠して設定をしておりまますし、平成三十六年度以降は、今お話をありましたけれども、内閣府試算を参考にしながら、経済、金融の専門家による検討を経て、中長期的な視点に立って置かれている前提でござります。

これはもう言うまでもなく、社会保障審議会年金部会のもとに設置した専門家によってつくられている専門委員会において客観的な議論を経て設定されたものであつて、前提が非現実的ということではないということです。

今、生産性が何でここで不連続なんだという御指摘であります。これは、内閣府の試算は今申し上げたとおり十年先まで行われているわけでありますので、これを基本として、しかし、私どもは八つのケースを設けていまして、例えば、一番上のケースでいえば、これはバブル期の約十年間の平均であり、それから、一・〇というところでは、バブル期プラス失われた二十年、この三十年の平均であり、失われた二十年の平均程度というのがその下のレベルでございます。

そういうことで、いろいろなケースを想定して、それぞれどういうことになるのかということをお示ししながら、年金の運用のあり方について絶えず検証をしていくというふうになつていてるわ

百年安心ですから、なだらかな生産性の向上曲線が引かれるべきであるのに、二〇二三年と四年の間でこんなに非連続になるような財政計算で本当に大丈夫なんですか。ようかんの体積は予定どおり確保されているんですかということを問題なんですね。

ちなみに、資料の八を見ていただきたいと思いますが、これは、TFPと言われる、トータル・ファクター・プロダクティビティーという生産性上昇率の一つの指標であります。これをプロットしてみました。青い丸の線は過去の実績であります。経済再生ケースとベースラインケース、さつき言つた参考ケースですね、内閣府に資料をいただきまして、これをプロットしてみたんです。皆さん、これは本邦初公開なんですけれども、この生産性の向上で実は全ての内閣府のマクロの計算がされていて、加えて、それに基づいて年金の財政計算も行われているんです。ちょっとこれは異常だと思いませんか。

確かに、絶対値として二台の生産性の上昇率というのはバブル期にありました。しかし、二〇二〇年に向けて生産性が向上していくようなこの傾きは、過去一度もありません。

これは内閣府を疑うわけではありませんが、六百兆という目標が総理から、官邸から言われたので、多分唯一いじれる、難しい言葉で言うと外生的に与えられる数字はTFPなんですね。そうすると、六百兆になるように逆算すると、こんな無理な生産性の向上のラインを描かないと六百兆にたどり着かないんです。

もっと罪深いのは、昔は年金は年金、内閣府は内閣府でやっていたんですが、やはりそこは整合性をとれという話もあって、数字があるうちはなまじつかこっちを使わなきやいけないので、年金の財政検証においても内閣府の数字を使うので、常に足元、極めて過度で楽観的な経済前提において財政計算をしているのではないか。そのことによつて、賃金もすごくふえます、運用もいつばり出ます、税収も上がりますといふことを前提に

ようかんの体積が決まっているんじゃないかな。常にそれは、五年ごとの財政検証の中で、毎回毎回外していくわけですね。

こういうことを見直さないで、単に現役世代を削つたらその分が将来世代に行くから安心ですよ」という議論は、趣旨はよくわかります、それは。

ただ、ようかんの体積が確定していない、あるいは、少なくとも将来食べるであろうようかんがない可能性があるので、こうした過度に楽観的な経済前提において財政検証をするのは私は間違っていると思うので、もう一度財政検証をし直した上で今回のようない給付抑制法案を議論すべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○塙崎国務大臣 恐らく、玉木委員はよくわかった上でおっしゃっているんだろうと思いますが、経済前提の設定の基本的な考え方をお示しいただいていますけれども、二〇二三年までと二〇二四年から右側が何か同じぐらいのタイムスパンに見えますが、こっち側は、言つてみればあと九十年あるわけであります。

したがつて、最初は、内閣府が政府としての経済の見通しをこのような形で十年間に限つて設けているわけでありますから、我々は一応それをベースにしてこの十年は考える。しかし、その一・八というだけでも今る御指摘をいたしましたように、私も日銀で設備投資とかいろいろやっていましたからよくわかりますが、一・八を達成することでもなかなか難しいということだと思っていますね。

したがつて、それを上限としてケースを八ヶース設けて、下は〇・五という低い伸びの生産性を前提とした場合のシミュレーションというものをやつてあるわけございますので、そういう意味で、ここから先九十年といいましょうか、トータルで約百年の見通しを毎回やつてある中には権時代の見直しのときも同じようにやつていただけでございまして、今回は、政府の試算の、経済再生ケースの内閣府試算は上限とするということ

でやつてあるということで御理解をいただければ、ようかんが小さくて使えないんじゃないかなみたいなことはないということは御理解いただけます。

○玉木委員 I.F.I.という議論が最近O.E.C.D.なんかでやられていますけれども、独立財政機関となるんだろうというふうに思います。

○塙崎国務大臣 なんかでやられていますけれども、独立財政機関といつて、中立的なところがきちんと財政の見通しを、余り政府のポリティカルなプレッシャーとかあるいは希望を反映してやらないように、特に年金のような長期にわたって国民生活に影響を与えるものについてはそういうものを設けて客観的にやるべきだという議論もあります。

ですから、私は、責めるというよりも、塙崎大臣、これは一度本当にどこかで見直した方がいいと思つてているんです。

これはまた事務方に聞いてもらつたらいいと思いますが、例えば、一九八三年から一九九三年の間の平均的な生産性をとつてこうですと言つてください。

ですが、同じ一九八三年から一九九三年、とる期間は同じところをとつてあるのに、その平均値が、実は内閣府は変えていたるんですよ、御存じですか。

一・八から、なぜか一・二に変わつたりする

が、だんだんだんだん、要はきつくなるわけです。

よ、後始末をしなきゃいけないので、最新のものになればなるほど、なつていく。例えば、前回の財政検証のときにこれは一・八でしよう。最新の、ことしの夏かに出た後、一・二になつているんですね。

だから、こういうことをやはり客観的にやらなければなりませんと私は思つております。

最後にお伺いします。

その意味で、今回のマクロ経済スライド、いわゆるキャリーオーバーの制度は別ですが、賃金スライドの強化については、平成三十三年、二〇二一年からの施行になっています。五年後ですね。その前にもう一回財政検証があります、二〇一九年。その財政検証を踏まえてからでも、どうせそ

の後施行ですから、次の財政検証を踏まえた上で、賃金スライドの徹底については、より正確なたいなことはないということは御理解いただけます。

○塙崎国務大臣 今回の中の賃金スライドの私どもの提案につきましては、もう平成二十一年の財政検証で指摘がされていて、その後、二十六年の財政検証でもさらにそれが確認をされた。その途中に一体改革があつて、先ほど申し上げたように、そ

のときに既にマクロ経済スライドのデフレ下での運用のあり方ということについてお話をあつた。

明示的に賃金スライドという言葉が出てきていないじゃないかという御指摘に近いものが先ほど申上げているように、代替率が上がつてしまつたことでもマクロ経済スライドが長期化をしてしまつたかと思ひますけれども、それは、先ほど来ていましたが、例えは、一九八三年から一九九三年の問題でもありますから、当然このマクロ経済スライドの問題として踏まえていたわけであります。

したけれども、下がるというふうに見ておられるのか、その数字を、バックデータを提出していただくことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○丹羽委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党的高橋千鶴子です。大臣、きょうは私は十五分ですので、どうか答弁は簡潔にお願いをいたします。

ありがとうございました。

○丹羽委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党的高橋千鶴子です。大臣、きょうは私は十五分ですので、どうか答弁は簡潔にお願いをいたしました。

資料の一枚目、これは一斉配信の記事ではあります。あえて、構成がわからずかたので、お地元の愛媛新聞にいたしました。「原発対応課長「過労自殺」」という見出しであります。高浜原発一、二号機の再稼働と運転延長審査の対応を申し上げているように、代替率が上がつてしまつたことでマクロ経済スライドが長期化をしましたか。これはまた事務方に聞いてもらつたらいいと思いますが、例えは、一九八三年から一九九三年の問題でもありますから、当然このマクロ経済スライドの問題として踏まえていたわけであります。

資料の一枚目、これは一斉配信の記事ではあります。あえて、構成がわからずかたので、お地元の愛媛新聞にいたしました。「原発対応課長「過労自殺」」という見出しであります。高浜原発一、二号機の再稼働と運転延長審査の対応を申し上げているように、代替率が上がつてしまつたことでマクロ経済スライドが長期化をしましたか。これは抑制的話も、将来どれだけふえるといふか、むしろ抑制が、抑えられるかという話は正確に国民に私は伝えるべきだと思います。

最後に、ちょっと途中の議論で、少し、必ずしも明確じやなかつたので、委員長にお願いしたいのは、四の政府が出した資料の中に、「今回の額

私は、十二日の予算委員会で、二〇一三年に労働局長通達ということで出されている、原発再稼働の審査対応業務を公益性のある業務として残業時間限度基準の除外を認めていたことを質問いたしました。同じものでありますけれども、資料の

②と③、これは現物をつけてあります。それから、そのときに除外された原発が、どこの電力会社で、どこの原発の何号炉かということが③――

ます。

私は、十二日の予算委員会で、二〇一三年に労働局長通達ということで出されている、原発再稼働の審査対応業務を公益性のある業務として残業時間限度基準の除外を認めていたことを質問いたしました。同じものでありますけれども、資料の

②と③、これは現物をつけてあります。それから、そのときに除外された原発が、どこの電力会社で、どこの原発の何号炉かということが③――

ます。

私は、このときに、やはり過労死ラインを超えて残業して再稼働審査に間に合わせることがな

ぜ公益性かと追及をいたしました。それからわずか一週間なんです。高浜一、二号機は、この表を見

まで残業して再稼働審査に間に合わせることがな

ぜ公益性かと追及をいたしました。それからわずか一週間なんです。高浜一、二号機は、この表を見

まで残業して再稼働審査に間に合わせることがな

ぜ公益性かと追及をいたしました。それからわずか一週間なんです。高浜一、二号機は、この表を見

まで残業して再稼働審査に間に合わせることがな

について、大臣の御所見をお願いします。

○塙崎国務大臣 御指摘の件につきましては、個別の労災認定にかかるところでございますので、回答は差し控えたいと思います。

いずれにしても、働き過ぎから命を落とすということは、御本人、御家族にとって、これは大変な、はかり知れない苦痛であるとともに、社会にとっても大きな損失になるわけであります。過労死をなくしていくかなきやいけないということは我々にとつても大事な命題だというふうに思っています。

厚労省としては、管理監督者も含めて、働く方の心身の健康確保を図るために、一定の長時間労働を行った方への医師による面接指導とか、メンタルヘルス不調の予防を目的とするストレスチェックの実施などの措置を事業者に義務づけて指導を行っているところでございます。

また、過重な労働による過労死等に対する労災請求が行われた事業場に対しては監督指導を徹底しているということで、今後とも、働く方が安心して活躍できるよう、働く方の心身の健康確保、長時間労働の是正に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○高橋(千)委員 個別なので回答を避けるとして、活躍できるように、働く方の心身の健康確保、長時間労働の是正に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

報道でも、関電は、この方が社員であるかどうかかも含めて回答を避けるという態度なんですね。当然、審査業務に当たっていた人が社員でないかもしれない、そのこと自体が信じられない話なんですかけれども、きのうもレクのときに、やはり回答できぬというお答えであります。

しかし、これはおかしいと思いませんか。報道されて、なぜ、どこから漏れたのかわからぬといふ話なんですよ。では、どうして電通は、私は、この予算委員会のときと同じ電通の話をしまして、抜け打ち検査だと言ひながら、テレビカメラ、だつと入つて検査をしているんですか。関電だつて明確にすればいいじゃないですか。

○山越政府参考人 お答えさせていただきます。

御指摘をいたしました個社の労働時間の状況でございますとか労災補償の状況でございますけれども、これは個別の企業にかかる事項でござりますし、あるいは、労災については個人情報に關するものでございますので、答弁をすることは差し控えさせていただきたいと思います。

一般論でございますけれども、過労死等の労災補償の請求があつた場合には、まず迅速にその審査を行うとともに、請求内容から過重労働が疑われる事業場につきましては監督指導を行い、法違反については厳正に対処してまいる所存でございます。

○高橋(千)委員 だから、何で、電通はテレビカメラまで入つて抜き打ち調査、しかも子会社まで調査をしているのに、これはできないんですけど聞いています。

○山越政府参考人 お答えをさせていただきます。

御指摘の企業につきましても、立入調査の内容につきましては、個別の事案でございますので、明らかにすることは差し控えさせていただきたい

と思います。

○高橋(千)委員 次の質問をしたいので指摘などめますけれども、大臣、きのう、電通のことは二〇〇〇年の最高裁の判決があつたから特殊なん

だと説明を受けました。だから、抜き打ち調査したとか、抜き打ちじゃないけれども、はつきり言つて、みんな知つていてるわけですから、そういうことを子会社までやつたということをおつしやつたんですよ。だったら、もつと早くやれば取り組んでいきたい、そういうことをするおつしやつてあるわけなんですね。

私は、本当におかしいんじゃないかなと思うんですけど、最初の記事の中にも書いてありますけれども、数万ページに及ぶ資料にミスが見つかるたびに、規制委員会への説明に追われていた、四月の高浜発電所一、二号機については、御案内のように、運転期間が本年七月七日に満了するという法律上決められた状況がありました。それから、美浜三号機については、十一月三十日で満了になると、そういうことがあります。関西電力だけに関して言えば、そのほか大飯の三、四号機の審査も同時並行でしたので、関電の社長さんに来ていただいて、どういうふうに会社としての考え方があるのかということを確認した上で、高浜、美浜もということでありましたので、やはり期限を見ながらそれに対応できるような、私どもも対応をさせていただいたということであります。

その分、当然、ほかの事業所の審査は少しうれしいこともあります。が、本当に精力的にやつていらっしゃいますが、そういうことについても十分に関西電力の社長にはウォーニングを出しまして、私どもとしての対応をさせていた

十二日の予算委員会では、同じ関電の美浜原発三号機の審査について指摘をいたしました。美浜

三号機は、ことし十一月三十日に四十年を経過してしまって、そうすると期限切れで、つまり、そこまでに審査が終わらなければ、あと延長できませんというので、何で規制委員会が急げ急げと言うんですかという指摘をいたしました。

さくらは、田中委員長に来ていただきております。一時間おくれて申しわけありませんでした。実は、高浜原発も同じように七月七日が四十年の期限なわけですね。それで、新規制基準の適合審査と四十年を超える運転期間の延長審査を並行して行つていただいていると聞いております。

これは、次のページ、関電のホームページからとりましてけれども、新規制基準適合性審査の状況ということで、高浜一、二号機と美浜三号機、審査をまさに同時に進行で、そして、期限が切れることに線を引きながらスケジュールを組んでいたことが明らかになります。

そして、美浜については、これは昨年の十月二十七日ですけれども、田中委員長から発言があつたことも記されております。関西電力側の希望をしっかりと聞いて原子力規制委員会としてしつかり取り組んでいきたい、そういうことをするおつしやつてあるわけなんですね。

私は、本当におかしいんじゃないかなと思うんですけど、最初の記事の中にも書いてありますけれども、数万ページに及ぶ資料にミスが見つかるたびに、規制委員会への説明に追われていた、四月の高浜発電所一、二号機については、御案内のように、運転期間が本年七月七日に満了するという法律上決められた状況がありました。それから、美浜三号機については、十一月三十日で満了になると、そういうことがあります。関西電力だけに関して言えば、そのほか大飯の三、四号機の審査も同時並行でしたので、関電の社長さんに来ていただいて、どういうふうに会社としての考え方があるのかということを確認した上で、高浜、美浜もということでありましたので、やはり期限を見ながらそれに対応できるような、私どもも対応をさせていた

うんです。なぜなら、電力会社からも大変な圧力がありました。二〇一三年の七月に新規制基準が発表されているわけですが、それに駆け込むために電力会社が激しく早く自分のところをやつてくれと言つているわけですね。

例えば、二〇一三年の六月六日の日経新聞、ある電力会社の幹部が、再稼働が一日おくれるごとに経営状況が悪くなる、このままでは株主代表訴訟に呼ばれるかもしれない、こういうことまで言つて、早く早くと規制委員会をせかす。だから、規制委員会も大変だったとは思うんです。

でも、やはり、電力会社の要望に合わせて審査の優先順位を変えたり、期限の四十年を無理やり合わせるために早く早くとやるのは、やはり規制委員会としてののりを越えているのではないかでしょうか。

○田中政府特別補佐人 原子力規制委員会の事情によつて事業者に審査の対応を怠がせたということはありません。

基本的に、先生御指摘のように、多くの審査件がありまして、日々私どももチームを編成して対応させていただいております。

高浜発電所一、二号機については、御案内のように、運転期間が本年七月七日に満了するという法律上決められた状況がありました。それから、美浜三号機については、十一月三十日で満了になると、そういうことがあります。関西電力だけに関して言えば、そのほか大飯の三、四号機の審査も同時並行でしたので、関電の社長さんに来ていただいて、どういうふうに会社としての考え方があるのかということを確認した上で、高浜、美浜もということでありましたので、やはり期限を見ながらそれに対応できるような、私どもも対応をさせていた

だいたい、最大限の努力をさせていただいてきたと
いうことでござります。

○高橋(千)委員 きょうは、これ以上は委員長に
はお話ししませんけれども、先ほどの原発の一覧
表をもう一度見ながら聞いていただきたいんです
が、結局、順番を変えたことによって、後の方の
原発もまた早く早くというふうになつちゃうわけ
ですね。そういう中で今の事案が出てきたので
はないかと思うんです。

予算委員会では、大臣は、この除外をするに當
たって、九州電力から要望があつて通達を發出し
たと答弁をいたしました。では、どうして九州電
力だけではなく、今ここにあるほかの電力会社の
原発にまで除外を認めたんでしょうか、個別審査
するべきではありませんか。

○塩崎国務大臣 十月十二日の衆議院の予算委員
会で御答弁申し上げましたが、九州電力からの要
望は、発電用原子炉が新規制基準に適合してい
るかの審査、これに関する業務を限度基準の適用除
外としてほしいというものでございました。

九州電力からの要望は自社の原発についてのも
のでございましたけれども、当時の厚生労働省労
働基準局において、新規制基準に適合しているか
の審査に関する業務の内容を精査した結果、公益
事業の安全な遂行を確保する上で集中的な作業が
必要になると認めて、平成二十五年時点において
原子力規制委員会に申請されていたものに限定し
て、三六協定の限度基準告示の適用を除外するこ
ととしたものでござります。

こうしたことは、同時に原子力規制委員会に
申請のあつた他の原発にも当てはまるときの労
働基準局が判断をして、通達の發出を行つたもの
というふうに理解をしているところでございま
す。

○高橋(千)委員 これは、全然おかしいと思うん
ですね。労働局の立ち位置がおかしいんじゃない
ですか。九州電力が自社のことだけ頼んだと言つ
ているのに、何でほかの原発のことまでそんたく
して、大変だらうと除外してあげるんですか。応
こつたら、個別だから答えられない、こんなばか

援していることになりませんか。

これは、結局、多分この時期に、七月八日の申
請に間に合わせるために、もう既に違法状態、限
度基準を超えている労働実態があつたんじやない
ですか。それをわかつていてから、何とかした
い、そうお願いもあつたし、よそもそうだと、そ
ういう態度をしたんじやないですか、明らかにし
てください。

○山越政府参考人 お答えいたします。

今大臣からも御答弁申し上げましたとおり、平
成二十五年当時、九州電力から要望がございま
して、これを受けまして、当時の厚生労働省労働基
準局におきまして、新規制基準に適合しているか
どうかの審査に関する業務の内容を検討いたしま
して、その結果、こういつた業務が公益事業の安
全な遂行を確保する上で集中的な作業が必要にな
るものについて除外を認めることとしたものでござ
います。

○高橋(千)委員 これは一言で終わります。
最後の資料に西日本新聞をつけておいでいます
ので、左側の記事を見ていただきたいんですね。
これは私が質問した翌日の記事で、九州電力に取
材をしてくださつてます。

そうすると、要請した時期は二〇一三年の七月
だと認めた上で、アンダーラインを引いています
が、九電が言つてるのは、「法令順守の觀点か
ら適用除外の可否を労働基準監督署に問い合わせた」と書いております。これはおかしくないで
すか。ルールを守るために、自分のところをルー
ルから外してくれと言つて。こんなのを認めているの
が今の厚労省だということなんです。だから働き
方改革なんて言つていられないと言つて。そうしたら、
何でもありじゃないですか、外してもらつたら、
ルールを守れますつて。こんなのを認めているの

な話はありません。除いた企業の労働時間の状
態、労災の実態、これをきちんと調査して、この
委員会に出してくださいことを要求して、終わり
ます。

○丹羽委員長 次に、堀内照文君。
一億総活躍の中でも位置づけられております保育
の問題について質問をしたいと思います。
総理は施政方針演説で、「保育の受け皿整備を
加速します。」というふうに述べておられます。し
かし、なお待機児童があつて、この間、保育園を落
ちたのは私だと、お父さん、お母さんたちの声や
運動が一齊に広がつていきました。

国はその世論に押され、九月二日に、いわゆ
る隠れ待機児童の数を発表いたしました。それによ
ると、ことしの四月一日現在で、待機児童は二
万三千人に対して、いわゆる隠れ待機児童数はそ
の約三倍の六万七千人もいるということがわかり
ました。待機児童の解消のために、こうしたり
アルな実態把握の必要性というのが改めて私は明
白になつたと思います。

そういう中で、国は、保育所等利用待機児童数
調査に関する検討会というのを立ち上げておられ
ます。この検討会の目的は何なんでしょうか。
○吉田政府参考人 お答えいたします。

待機児童数につきましては、国が定めた基準に
基づきまして、保育の実施主体である市区町村が
個別の状況を踏まえて把握をしているところでござ
います。

このような中で、特定の保育園を希望する者な
どの取り扱いについて、市区町村ごとに異なると
いう指摘もございましたことから、学識家や自治
体関係者などの参集を求めるとして、本年九月から
保育所等利用待機児童数調査に関する検討会を始め
させていただいたところでござります。

○堀内(照)委員 ぱらつきがあるから、解消に向
けての調査なんだと思うんですが、検討会の資料

などを見ますと、入所申し込み後六ヶ月以上た
ば、一方的に求職活動を休止しているものとみな
して待機児童からは外しているという例ですと
か、第二十希望まで書いて、二十希望に当たつて
も結局遠くで通えないと断念をしても、これも待
機児童にカウンタされないと、見せかけの待機
児童を減らすために、保育が必要な人がはじめ
ているという実態がある。そういうニーズを正
確に把握しているとはとても言えないような状況
が報告されております。

しかし、この検討会で検討しても、定義自体の
見直しはないわけであります。解釈を統一するた
めにガイドラインをつくるんだということを、き
のうちよつとレクチャーで伺いました。これで
は、保育所入所を求めているのに、待機児童に数
えられない人がきちんとカウントされる保証はな
い、リアルな実態がつかめるのかと私は思うわけ
であります。

さようは、一例として、育休の問題について少
しお聞きしたいと思います。育休を待機児童から
外すことができるという規定ですので、数えないと
ことから、現場では、とりわけ保護者と子供に大
変な混乱と矛盾が持ち込まれています。

最近、ネット上で話題になつたブログ記事がござ
ります。筆者は、これは記事が十月頭に書かれ
ています、その時点で、三歳と生後三週間のお子
さんを育てておられる国分寺市在住の父親です。
突然、市から、産休中の母親が育児休業に入る
と、現在保育所に通つている上の子は、この十一
月で退園してもらいますと連絡があつたといふ
です。国分寺市では、育児休業を前提にした入所
申し込みをするとき、育児休業期間の開始とともに
に、その通つている上の子が退園をさせられる、
そういう運用をしております。入所する四月一日
時点での下の子の妊娠の事実があると退園させられ
るということなんです。入所申し込み時点で妊娠
がわかつていても、上の子が入所する四月一日
時点で妊娠しているということが、これは下の
子が生まれた時期でわかりますから、そうなると

今後とも、自治体と連携をして、重大事故の防止に厚生労働省としても全力で取り組んでまいりたいというふうに思います。

○堀内(照)委員 背景としてはということではお認めになつたんだと思うんです。

なぜ認可外で死亡事故が多いのかということについて、二〇〇九年に厚労省が初めて、「保育施設における死亡事例について」ということで、事故の集計を公表しております。その取りまとめの中、専門家のコメントが掲載されているんですね。そこでは、こう指摘されています。「認可外保育施設の中には、保育体制の不備や観察不足があつたと考えられ、認可保育所よりも事故の発症率が高い。」

もう七年も前から、こういう観点で、認可外で死亡事故が多いその原因について、保育体制の不備、観察不足と、つまり、子供の安全確保に必要な保育士の体制が確保されていないことがあり問題だと、既に明確に書かれているんですね。

既に対策ということでは大臣今お答えいただいだんですが、このときの指摘に対し、認可外保育施設の保育環境の改善へ、今大臣がお答えになつたこともありますので、ちょっと簡潔に、どういう対策を打たれているのかということをお聞かせください。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

保育施設における死亡事例について、今委員御指摘のように、平成二十一年十二月に、各自治体からの報告を取りまとめてさせていただきました。その際に、専門家のコメント、今引用をいただきましたようなコメントとともに公表を当時させていただいております。

これを受けて、この御質問でござりますけれども、平成二十二年一月に、事故発生防止のため、事故発生時の報告様式というものを定めさせていただいて、さらに、考えられる事故ごとに、睡眠時の観察、点検、あるいはあおむけに寝かせるなどの注意すべきポイントを取りまとめて、各自治

体宛てに、平成二十二年一月の段階でまず通知をさせていただいております。

これ以降、自治体からの事故報告につきましては、年間集計をし、毎年公表させていただいております。当然、それに基づきまして、保育施設における事故防止について注意喚起、また、必要に応じての指導というものを行つていただいているところでございます。

さらに、国においては、本年三月三十一日に、重大事故の予防や事故発生時の対応に関するガイドラインというものを作成いたしまして、その中で、事故の発生防止のための体制整備、あるいは重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項といふものについて定めて、施設や事業者、自治体が具体的に取り組むべき内容を明らかにして、周知をしているところでございます。

○堀内(照)委員 今あつた報告様式は、ちょっと後でもやりたいんですけども、実際になかなかやはり減らないんですね。

ことしの死亡事故の事例を新聞などで拾つてみると、七月、千葉県君津の認可外施設で、一ヶ月の男児が昼寝中に亡くなっています。二人以上の保育従事者が必要であります、一人でここは見ていたと。

四月には、大阪市の認可外施設で、一歳二ヶ月の子供がやはり睡眠中に心肺停止で発見されました。初めて預けた日でありました。大阪市の立入調査で、やはり従事者一人で保育する時間帯がありました。その際、専門家のコメント、今引用をいたしましたようなコメントとともに公表を当時させていただいております。

三月には、東京都中央区の認可外施設、これは事業所内施設ですが、一歳二ヶ月の男児が死亡しております。入園当初からなかなか寝つけないこの子を一人だけ別室で寝かせていたんだ、その日は、月一、二回しか来ない非常勤職員がうつ伏せにさせて、およそ五十分間放置をしていたと。

死亡事故の多くが乳児のうつ伏せ寝であります。その危険性への知識を持つ有資格者がいない、必要な人員がない、子供を見る目に行き届かず、放置をされる。今、ことしになつてようやく、それに対する注意喚起も含めてお話をあります。

七年前のこの専門家の意見をもつと真正面から受けとめて、保育条件そのものを改めるということに向かっておれば、こういった事件といふものは防ぐことができたんじゃないかと思は思うわけではありません。

大臣にお伺いしたいと思います。

現行の認可外保育施設指導監督基準、今大臣も少しお話しいただきました。保育従事者は、保育士資格は三分の一でいいとか、十九人以下の施設でも、保育従事者が一人の時間帯、これは本来あってはならないんですけども、「必要最小限」という表現がありまして、一人であつてもいいと、どういふなことになつていて、最小限にすべきことになつていて、非常に緩いんです。

○塙崎国務大臣 現状で、認可外の保育施設が、認可保育園のみでは受け切ることができない保育ニーズに応えているという側面があるわけでありますけれども、保育の受け皿確保に当たっては、やはり一定の保育の質というものを確保されいいふる認可保育園等をふやしていくこと、これが望ましいのは、もう言うまでもないわけでございます。

このため、国としては、認可保育園等への移行というのを希望する認可外の保育施設に対しては、運営費や改修費の一部を補助して、その移行を促すということをしているわけでござります。認可外の保育施設についても、適正な保育内容や保育環境を確保するために、指導監督基準を定

めるとともに、その基準が満たされていることを確認するために、都道府県等による立入検査を、原則、年に一回以上は行うということになつております。

○堀内(照)委員 資格者は三分の一でいいということも、その前には「概ね」という言葉があったり、だから、もともと緩いのに、さらに、それを受けとめて、保育条件そのものを改めるということに向かっておれば、こういった事件といふものは防ぐことができたんじゃないかと思は思うわけではありません。

○塙崎国務大臣 現状で、認可外の保育施設が、認可保育園等への移行促進を図ることとともに、実効的な指導監督を進めることで、認可外保育施設における児童の安全確保を図つていかなければならぬというふうに考えているところでございます。

認可保育園等への移行促進を図ることとともに、実効的な指導監督を進めることで、認可外保育施設における児童の安全確保を図つていかなければならぬというふうに考えているところです。

○中島政府参考人 委員お尋ねの企業主導型保育事業は、本年の四月から展開させていただいたところでお答えいただきたいと思います。

このため、國としては、認可保育園等への移行は、認可外保育施設ということではございます。ただ、その人員配置、施設設備の基準につきましては、子ども・子育て支援新制度におけるます事業所内保育事業、また小規模保育事業の基準と実質的に同等なものとなるようにという形で、より

高い基準を設けさせていただいているということです。

また、職員配置基準につきましては、特に保育の質の向上のため、保育士の割合を七五%、一〇〇%と上げるごとに補助単価もふえるという仕組みを設けておるところでございまして、質の確保をしつかり図るべく制度を組んでおるところでございます。

○堀内(照)委員 補助単価を上げて保育士を確保していくということではありますけれども、もともとが小規模等と同等ですから、資格者は半分ということになるわけであります。規制緩和された施設です。

この春以来の、保育園落ちたの私だというお父さん、お母さんたちの運動は、国会内でも何回も院内集会も開かれましたが、中には、我が子を、それこそ保育事故で亡くしたという方も見えました。やはり共通して言われているのは、質の確保をという訴えであります。大臣は、この三月のこのときにも、そのお母さんたちと直接、署名も受け取られたんだと思うんです。質の確保をと求めているにもかかわらず、基準を緩めた企業主導型の導入ということでいいのかということあります。

先ほど紹介した、三月に東京都中央区の事業所内施設で我が子を亡くされたお母さんも、五月の院内集会に来られておりました。私も直接お話を伺いましたけれども、三月に亡くなつて五月の集会ですから、この二ヶ月は怒りだけで生きてきたと、声を振り絞つて発言をされておりました。その方が言つていたのは、まさに、五万人もの企業主導型保育の導入なんて意味がわからないという声で、厳しい批判でありました。真っ正面からやはりこれを受けとめるべきだと思いますね。

資格者は半分でいい、現在の小規模保育等と同等などはいえ、小規模保育の場合ゼロ歳から二歳まであります。対して、企業主導型保育はゼロ歳から五歳まで預けられるわけであります。定員規模の規制もありません。既に応募されたもの

を見ますと、二百人の大規模な園も見られます。本当に安全がこれで確保できるのかと思います。

そこで大事なのが指導監督体制なんだと思います。ですが、一つは、そういう施設整備や運営費の助成の業務をつかさどる児童育成協会からの、助成要件の確認にかかる指導監査だと思いますが、この協会は、現在何人の体制、どれぐらいの人員規模で今後進めようとしているのか、教えていただきたいと思います。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○中島政府参考人 児童育成協会におきましては、現在、助成申請に係る御相談、さらには申請書類の審査に係る事務をつかさどらせていただいているところでございます。

この保育事業につきましては、児童福祉法に基づきまして都道府県が立入調査などの指導監督を行なうということになつておりますが、児童育成協会におきましても、助成要領に基づいて、必要と認めると、事業所の設備、運営について調査を行なうとともに、必要に応じ、助言及び指導を行なうことができるということでおります。

現在、整備費及び運営費の申請をいただいておりますが、その審査においても、いささか気になります。児童育成協会の職員が実地調査等を行うような対応をしております。

整備が終われば、いよいよ運営ということが本格化していくので、今後、児童育成協会としての計画的な指導監査等の体制整備といふものが言つていたのは、まさに、五万人の企業主導型保育の導入なんて意味がわからないという声で、厳しい批判でありました。真っ正面からやはりこれを受けとめるべきだと思いますね。

資格者は半分でいい、現在の小規模保育等と同等などはいえ、小規模保育の場合ゼロ歳から二歳まであります。対して、企業主導型保育はゼロ歳から五歳まで預けられるわけであります。定員規模の規制もありません。既に応募されたもの

だきます。

今のところ、整備費中心でござりますけれども、それぞれ、整備が終わつた園については運営

が開始されますので、そういった情報といふもので的確にシミュレーションして、現在どの程度の体制が必要なのか。少なくとも年に一回入る、または気になる事業所については臨時でも立ち入れるような体制を整える、もちろん、どういう条件のもとに指導していくのか、そしてどれだけの量をカバーするのかということで、現在、検討させていただいて、準備をしたいと思つておるところでござります。

○堀内(照)委員 立ち入りも含めてやるとなると、今十四人では到底、これは五万人の規模ですから、恐らく数千という施設で、これは本当に、それに見合う体制が必要であります。では、やはり、ここはしつかりやつていただかなればならないと思います。

もう一方の指導監督の目は、各都道府県や政令市などによるものであります。しかしこれは、自治体によつて立ち入りの、原則年一回ですが、入力方というのが非常にばらつきがあるなと思いました。東京都はほとんど進んでいないというのが報道もされたし、きのう参議院では我が党の田村智子議員も内閣委員会で指摘をしたところだと思います。

ほかの、さいたま市とか千葉市などでも実施率

が低いことや、中核市では、箇所数は少ないにもかかわらず一〇〇%入れていらないと。そういうところを、きちんと監督の目が行き届く必要がやはりあると思うんです。国として、これをしつかりやらせるということでは、どういう対応をされますか。

○吉田政府参考人 認可外の保育施設に対する立

入調査につきましては、適正な保育内容あるいは保育環境を確保するという観点から、先ほど来御

指摘いたでいていますように、原則として年一回以上行なうということを私どもとして通知で示しておきました。

○中島政府参考人 先月に、第一回目の募集の第一次内示をさせていただいたところでございました。今後、第二次募集、第三次募集とさせていた

導監督が実施されるように促しているところでござります。

一方で、今幾つか例を挙げられましたけれども、認可外保育施設が多数設置されている都市部の一部においては、その施設数に対応する指導監督をする職員が十分に配置されていない状況といふことがあります。

ただ、全体を拝見しますと、それぞれの自治体、一〇〇%きちんと対応していただいているところもございますので、今申し上げたところ、一部かとは思いますけれども、御指摘いただいたような低調となつてている自治体もあるということは、私ども十分認識をしてございます。

厚生労働省としましては、二十九年度の概算要求において、睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面などの指導を行なう巡回支援の指導員というものを、配置を要求してございます。

自治体において、この指導員と従来の指導監督部門が十分に連携を図つていただいて、適切な立案調査の実施につなげていくことが必要かなどというふうに思つております。

認可外保育施設における保育の質の確保という意味では、実効的な指導監督が行われるように、私ども厚生労働省としましては、先ほど来申しておりますよう、指導監督に係る通知というものの内容を自治体の方々に再度認識いただくようなく周知徹底をいろいろな機会に重ねさせていただくとともに、それぞれの自治体の取り組みを私どもとしても支援してまいりたいというふうに考えております。

○堀内(照)委員 次年度の概算要求でも、というお話をありました。立ち入りは、通常は事前通告をしてですので、抜き打ちではありません。本当に実効ある立ち入りができるような人員配置、これは本当に最後まで、ぜひ見届けていただきたいと思っております。

都道府県などが立入調査に入った際、またはそ

さきに紹介した、二〇〇九年、大阪の認可外で四ヵ月の男の子が亡くなった事件でも、施設からの報告では、十分ごとに触診をして午睡のチェックをしていたというものでありました。裁判の中で明らかになつたのは、ゼロ歳から五歳、さらにもう一人の男の子が亡くなつた事件でも、本来三人で見るはずの体制のところ、有資格者の保育士が急遽休みになつて欠員状態で、無資格者一人で保育していました。

とてもじゃないけれども、当日の状況から見れば、そんな十分ごとに午睡チェックなんかできなといふことが客観的に明らかなんですが、一審では、その証言が採用され、SIDSとして敗訴しました。

高裁でようやく、園唯一の有資格者である元職員が勇気を出して証言台に立つていただきまして、園の実態が明るみになつて、実は経験の浅い二人で見ていたことで、窒息死だと施設の責任を認めただという判決になつたんです。

判決が出たのは昨年の十一月、亡くなつてから実に六年なんですね。今、改善がとうふうにあります。いまたけれども、ぜひ家族の皆さん思いを酌んで、そういうことがないようにしていただきたいと思つております。

また、事故の検証の改善も大事だと思っています。この検証委員会のあり方についても、外部の者で構成されているということや、家族が推薦した専門家も入れてほしいという要望もあります。時間がありませんので、これはそういう要望があるといふことで、つけ加えておきたい、ぜひお願ひしたいと思います。

一方で、認可外の一つである、先ほどやりました企業主導型、この四月の施行以来、順次、事業者の応募があつて、助成が決定されておりますが、この運営主体、関係する企業が主体となる場合はもちろんですが、いわゆる保育事業者が設置をして、複数も含めて、契約企業の従業員の子供たちや、それ以外の地域の子供たちも受け入れられる、そういう参人が可能になつています。

この保育事業者というのは、従来認可園を経営していたような、そういう人も当然可能なんでしょうか。「高島委員長代理退席、委員長着席」

○中島政府参考人 企業主導型保育事業につきましては、子ども・子育て拠出金を負担していただいている事業主の方で、みずからまたは共同で設置していただく場合とともに、認可保育所等を運営しておられるような保育事業者さんが設置される場合についても対象となるというところでござります。

○堀内(照)委員 そして、この設置の場所も、企業内のみならず、事業所外でも、ショッピングセンターなんかでもできるわけでありまして、そうすると、従来は認可保育所を経営する、そんな力のある事業者が、同じような施設をつくるのに、保育士などの基準は緩い、しかし施設整備や運営の助成は認可並みにもらえるということで、企業主導型に参入した方がうまいがあると流れるといふことも否定できないんじゃないかと思うんですね。現に、今、助成決定をした事業所を見ますと、三十二カ所、八百十人分、こういった保育事業者設置型だということです。

○堀内(照)委員 もう終わりますけれども、十六日付の毎日新聞で、認可を運営する株式会社で、

公定価格の積算では人件費相当分は大体七割ぐらいうことと言つてますが、それではともできな

いだと言つてますが、それではともできなかつたよな懸念を私はするわけであります。

○河野(正)委員 日本維新の会の河野正美です。今国会で、私は初めて厚生労働委員会の理事会のメンバーとさせていただきました。冒頭よりい

きなり戸惑うことばかりでございましたが、こうしてようやく質問の機会が来ましたことをうれしく思つております。

最初の方に、きょうの委員会も一時間ずれ込んだということで、いろいろ与党の先生方に対して厳しい声があつたかと思います。

私どももいたしましては、大臣所信の聴取が完全に終わらない中で閣法審議の話がどんどん

どんどん進んでいつてしまい、そして、そういったことに對してやはり真摯に、与党だけではなくて野

党第一の先生方も考えていただきたいなというふうに思つてゐるところでござります。

また、委員会セットがきのう六時半ぐらいになつたかと思うんですけども、そういったこと

で、我が党は公務員の制度改革、行財政改革を掲げてゐる政党でございまして、なるべく残業をしていただかないようにしようということで、国対

でも常に今言つてゐるところなんでござりますが、結果として、六時半過ぎに委員会がセットさ

れるということで、もう既にそれで通告が残業の時間帯に入つてしまつたということで、この辺もしっかりと与野党ともによろしくお願ひ申し上げます。

そういうことをお話ししさせていただいて、早速質問に入りたいと思つております。

御所見をいただきたいと思うんです。

○塩崎国務大臣 今回、企業主導型ということ

で、かなり条件も緩和をして、受け皿の促進とい

うことを打ち出しているわけでござります。

一方で、保育の質を確保するということも当然大事でありますことは、先ほど来私からも申し上げておおりであります。そのところは、やはり待機児童の数を考え、そしてまた働く方々の働き方いろいろあります。

く方々、お母さんたちに便利な、あるいはカップ

ルにとつて便利なものをできる限り用意すると同

時に、質をどれだけ確保しつつそういうことを

く方々、お母さんたちに便利な、あるいはカップ

ルにとつて便利なものをできる限り用意すると同

きょうは、最初は相模原の事件から伺いたいんですが、平成二十八年七月二十六日、神奈川県相模市の津久井やまゆり園で発生した事件におきまして多くの犠牲者が出来ました。心より御冥福をお祈り申し上げるところでございます。そして、二度とこういった事件を起こさないように、国会としてもしっかりと対応しなければならないのかなと思っております。

この事件を受けて、安倍総理は、施設の安全確保の強化、措置入院後のフォローアップなどを例示して、必要な対策を早急に検討し、できることから実行に移すようにと指示をされたかと思います。

これまでに既に実行に移されたこと、また、いつまでに実行するか決まったようなことがあればお示しいただきたいと思います。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘の七月二十八日に行われました関係閣僚会議における総理からの指示を踏まえまして、八月八日に関係閣僚会議幹事会を開催し、十日には検証・検討チームを開催するなどの会議を経て、さまざまの対応を図つてきてござります。

まず、八月十日、報道等を通じてこの事件に接した全国の障害者やその家族等の心のケアの充実について万全を期すため、適切な相談支援や必要な情報提供等を行うよう地方自治体や関係団体宛てに通知をいたしました。

また、社会福祉施設等の利用者の安全確保のため、八月二十四日に閣議決定されました今般の平成二十八年度第二次補正予算案におきまして、障害者支援施設等について、非常通報装置、防犯カメラの設置や外構等の設置、修繕などの安全対策に要する費用への補助を盛り込み、十月十一日にその成立を見るとともに、九月十五日、事件の検証・検討チームにおいて確認した事実関係等を踏まえまして、社会福祉施設等における防犯に係るものでございます。

検証・検討チームでは、九月十四日に事実関係

の検証結果を取りまとめたところであり、直ちに九月二十日より再発防止策の検討を進めしており、十一月にも取りまとめに向けまして検討を急ぐようにしてまいりたいと考えてございます。

今後、速やかに障害者施設の防犯設備の設置等の対応を進めるとともに、検証・検討チームでまとめる再発防止策の具体化を図つてまいります。

○河野(正)委員 補正予算の中でも、御説明に我が党に来られましたときにちょっとお話をさせていただきましたが、防犯対策ということは言われていませんですが、やはり、そもそも精神障害者が退院された後のフォローアップというのがなかなかできないのが現状だと思いますので、そつちの予算も少しつかりつけないといけないのではないかなどと思います。またそれは後で触れさせていただきます。

今お話をありました、九月十四日、政府の検討チームによつて中間取りまとめが公表されました。その中で、容疑者に措置入院の経験があつた。その件は、精神障害者入院の経験があつたが、今回の事件は極めて特異なものであり、事件を機に精神障害者に偏見や、差別されることはあつてはならないとの記述があります。事件を極めて特異なものと位置づけてしまつていいのかといふ問題であります。

精神障害者に限らず、多くの障害者の方々は、差別や偏見を受けた経験を多く持つていらっしゃると思います。極めて特異なことだから気にしなくていいといふような、社会全体がこの事件を人事と捉えてしまうことになりはしないか、心配されるところであります。

インターネット上では、容疑者が示したような考え方を簡単に開陳している方も多くいらっしゃいます。差別や偏見に満ちた言葉というものは世の中にたくさんあふれています。その言葉を実際に行動へと移したのが今回の事件じゃないかと思ふことはできないといふうに思います。障害者は決して特別な存在ではありません。

そういったことから、オリンピック、パラリン

ピック等々もあつて、だんだんメディアで取り上げられることも少なくなりましたのかなといふようになりました。極めて特異的なことだからということで、そのままどんどん進んで事件が風化していくというのも看過できません。

こうした懸念について、厚生労働省はどのように考えておられるか、伺いたいと思います。

○堀江政府参考人 御指摘の九月十四日の中間取りまとめで「極めて特異」と表現いたしましたのは、今回の事件により、地域で生活する精神障害者の方々に偏見や差別の目が向けられるることは断じてあつてはならないということを確認する文脈で表現されたものでございます。

精神障害者の地域社会との交流、共生を進めてきたこれまでの流れは、精神障害者的人権擁護の観点から、また、全ての人々が、地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合う地域共生社会の推進の観点から、決して揺るがしてはならないというふうに考えておりまして、その旨報告書に盛り込まれているところでございます。

今回の事件は、十九人の命が奪われ、二十七人が負傷してしまつた非常に凄惨な事件でございます。実際に起つてしまつたことを重く受けとめまして、議員の御指摘のとおり、事件を風化させることなく、再発防止策の取りまとめに向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○河野(正)委員 私が精神科医として臨床の現場におつたときには、あの池田小学校の事件がありまして、町で、統合失調症で退院してようやく社会生활を始めたばかりの人が、こういう事件を起こされて精神障害者だといつて名乗られると僕たちが一番つらい思いをするんだということを外来の診察室で憤つておつたのが本当によみがえってきましたので、よろしくお願ひいたします。

神奈川県では、この事件だけではなく、施設入所者を狙つた無差別な犯罪が相次いでおります。事件前の昨年は、川崎市の老人ホームの入所者三

いう事件が新聞報道であつたかと思います。事件後、先月になつて、今度は横浜市で、病院の入院患者が何者かにより点滴に異物を入れられて亡くなつたということが報道されております。たまたま神奈川県ということなのかもしれませんのが、いずれにせよ、お年寄りであるとか患者さん、障害者など抵抗しにくい方々を無差別に殺傷する事件が続いて発生しており、社会全体を脅かす事態が進んでいるのではないかと危惧しております。

塩崎厚生労働大臣の所感を伺いたいと思います。塩崎厚生労働大臣が進んでいるのではないかと危惧しております。塩崎厚生労働大臣の所感を伺いたいと思います。塩崎厚生労働大臣は、川崎市で、病院の入院患者が何者かにより点滴に異物を入れられて亡くなつたということが報道されております。たまたま神奈川県ということなのかもしれませんのが、いずれにせよ、お年寄りであるとか患者さん、障害者など抵抗しにくい方々を無差別に殺傷する事件が続いて発生しており、社会全体を脅かす事態が進んでいます。

○塩崎国務大臣 確かに、打ち続いて発生をいたしております、神奈川県にあつてのさまざまな事件がございましたけれども、中には、現在まだ警察で捜査をしているというようなものもありますが、高齢者あるいは障害者といった弱い立場に置かれている方々のとうとい命が奪われる事件が相次いでいるわけでありますので、これはもう非常に残念なことであります。また、許されることでは決してないふうに思います。

厚生労働省では、川崎市の事件では、施設の運営会社の親会社に対して業務管理体制の改善勧告等を行つてまいりました。それから、相模原の事件では、事件発生後、速やかに、事実関係を検証して再発防止策を検討するためのチームを立ち上げるなどの対応を行つておられます。

一人一人の命の重さ、あるいは、介護や療養を必要としているか否か、障害があるか否かによつて少しも命の重さという意味では変わらないわけでありまして、こうした事件が二度と起こらないようにするためにも、関係省庁とも連携しながら、全ての人々がお互いの人格と個性を尊重し合はずつらが共生できる社会を実現するとともに、それぞれの問題について、何が欠けていて、何を足さなければいけないのか、あるいは、今までやつて当たり前と思っていたことが問題として浮き彫りになつてくることも多々あるかと思いま

すので、虚心坦懐に、どうあるべきかについて、

それぞれのケースについてよく見て対応していかなければいけないというふうに思つております。○河野(正)委員お示しした三件のうち、施設で働いていた方が起こした事故というのもござります。

そういった中で、私も医学部を出たわけですが、医療関係の大学とか学校を出られた方といた方々がそういうふうな事件を起こしてしまうというは、医の倫理であるとか生命倫理について相当時間もかけて勉強しているんじゃないかなと思います。そういうことをもつて就労されたいた方々がそういうふうな事件を起こしてしまうというは、極めてゆきしき事態じゃないかなと思います。

実際に入所している方々やその御家族の不安は尽きないと想ひますし、現場で一生懸命に患者さん、入所者さんを支えている職員の方々にとっても、この事件で受けた衝撃というのは極めて大きいのではないかなどというふうに思います。

そういう意味で、今、厳しい労働環境の中

で、低賃金とも言われておりますが、そういう中で一生懸命働いている人がいる一方で、こういった事件を起こしてしまう方がいる。病んでいた職場になりつつあるのかなどという懸念もござります。

改めて、この辺、厚生労働大臣、いかがでしようか。

○塩崎国務大臣 御指摘のよう、施設で働いていらっしゃる方が重大な事件を起こすということです、余りそういうケースは今まで統計で接するよ

うか。

○塩崎国務大臣 御指摘のよう、施設で働いていらっしゃる方が重大な事件を起こすということです、余りそういうケースは今まで統計で接するよ

うか。

改めて、この辺、厚生労働大臣、いかがでしようか。

今般、ニッポン一億総活躍プランが閣議決定をされおりましますけれども、介護や障害福祉に携わる従業員の待遇改善に向けた取り組みをさらに進めることとしております。これまでも、待遇改善に際しては、ミーティングなどによる職場内のコミュニケーションの円滑化、あるいは心の健康管理面の強化といった労働環境の整備を事業者に求めおりまして、今後もさらなる労働環境の向上を進めていかなければならぬというふうに思っております。

今後、川崎あるいは相模原、こういった事件につきましては、裁判や捜査の進展を通じて、職員が犯行に至った経緯などが明らかになってくると思つております。

つきましたは、裁判や捜査の進展を通じて、職員が犯行に至った経緯などが明らかになつてくると思つております。

ことを考へると、防犯というようなものも極めて難しい問題があるんじゃないかなと思います。そういう意味も含めて、措置入院患者さんの待遇であるとか精神障害者の支援ということに対する非常に厳しい問題があるんじゃないかなと思いますが、この辺、大臣は、ちょっとざっくりとした感じで、いかがでしようか。

○塩崎国務大臣 失礼いたしました。

今御指摘をいたしましたけれども、障害者支援施設につきましては、障害のある方ができるだけ地域社会で交流や共生を進められる地域共生社会の推進が重要ではないかということで、厚生労

働省の中でも、この地域共生社会づくりというのを今、福祉の新しい考え方として強調しているところをやつていて、厚生労

た、今大臣がお答えいただいたような、措置入院

の患者さんを後で地域でフォローしていくというところがどうも欠落しているんじゃないかなと思つましたので、ちょっとお話を伺いました。

実際に、障害者の地域での生活を支えていく役割は自治体が負つておりますが、その支援には地域差も生じております。例えば、措置入院患者の退院や退院後の支援について、明文化されたル

ルに基づき実施している自治体や、支援自体を全くやっていないという自治体もあります。こういったものが検証チームの会合で資料として出ているかと思います。

また、今回の事件のように、措置入院後に生活拠点を別の自治体に移すとしながら実際には移さなかつた場合、自治体間での連携に課題があることを事実かと思います。

現場の自治体の取り組みを支えるため、国の役割は大きいと考へますが、どのように改善を進めしていくのか、厚生労働省の見解を伺いたいと思います。

今回、事案などを見てみても、継続的な支援をしていくという体制に欠けていたということが相模原の事案などでは如実にあらわれていたわけであります。

ございますので、そういうことも極めて大事な問題として改善をしていかなければならないといふように思ひます。

今後とも、あらゆる方々が共生できる社会を目指すという考え方のもとで、利用者のニーズに即合に、自治体の方で明文化されたルールに基づいて退院後の支援を実施している都道府県及び政令市といふのは全体の一〇〇%程度ということでございまして、そのほかにも、明文化されたルールは

ないけれども必要に応じて実施しているといふところまで入れますと八割を超すわけでございます。

けれども、ただ、ルールとして必ず、退院後の支援といふのをどういうふうにやつていくかといふことを明文化しているところは大変少ないといふふうに調査した結果が出ているわけでございま

す。

また、退院後に継続的な支援を行うためには、それを支える人具体制が必要なわけでござります。

けれども、例えば、指定医あるいは精神保健福祉士などについて、人口十万人当たりの、都道府県あるいは政令指定都市当たりの人数というものには大きな差異があるということもわかつてござい

ます。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第一号 平成二十八年十月二十一日

まして、把握しているところでございます。

九月十四日に公表しました事件の検証チームの中間取りまとめでは、措置入院者に対して、退院後に必要な支援を継続的に確保していくような仕組みづくりが課題として指摘されておりまして、今後、全国の保健所などの人員体制、その専門性などの実態を把握しながら、地方自治体等が患者に対する退院後の医療支援等を継続的に行えるよう必要な対応というのを検討して、支援していくたいと考えてございます。

○河野(正)委員 そう言つていただきながら、余り地域が特定できるとまずいんですが、きのうまたま会った先生とお話をしていたら、措置入院三ヵ月になりましたよ、そろそろ退院どうですかと役所の方が言つてこられたりとか、もう機械的に、三ヵ月たつたら退院させて地域社会に出したらどうかというような指導というのかお説いがあるという声も伺いました。

さらに、よく交通事故とかで高齢者の逆走事故とかがありますけれども、それで免許証の返納と許證返納をどれくらいというノルマを課して返納させようとしている県警があるというのも聞いておりまして、お年寄り、特に過疎地域と言われるようなところにいらっしゃるお年寄りにとって、免許証を取り上げるということは本当にライフラインが閉ざされるようなことになりますから、そういうふたところにノルマをかけていくというのにはいかがなものかなというふうに思いますので、こういった問題は少しづつやつてきたいと思いますが、そういうふた現状もある。

厚生労働省の方は、そうやつてちゃんと地域でフォローしましようと思つておられるかもしれないが、地域の現場ではそういつたことも起きてるといふに思います。

兵庫県では、措置入院の解除を判断する際に精神保健指定医が相談できる専門家の第三者機関を年内に設置する方針を表明しておられるそうで

す。昨年三月、兵庫県洲本市で五名が殺害された事件におきまして、今回と同様、措置入院を経験した者が逮捕されたことを受けまして、措置入院

組みののような、自治体の特徴やニーズに応じた創意工夫が必要じゃないかなと思います。こういつたことに対して、政府の対応を伺いたいと思います。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

まず、精神保健福祉法上、措置入院の解除につきましては、精神保健指定医の判断を踏まえ、都道府県知事が判断を行うこととなつてございますが、兵庫県では、御指摘のとおり、措置入院の解除や治療方針について、必要に応じて第三者から助言を受ける仕組みを検討しているというふうなことでお聞きしてございます。

また、兵庫県では、本年四月から、措置入院後の支援を退院後も丁寧に実施しているということもございまして、既に塩崎大臣が八月二十一日に兵庫県にございます精神保健福祉センターを視察されていますけれども、検証・検討チームの方も、今月二十四日、今度の月曜日でございますけれども、構成員が現地に赴きまして兵庫県の先進的な取り組みについてヒアリングを行つて、検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、措置解除後の継続的な支援に限らず、入院中の精神障害者の地域移行については、各地の実情、いろいろあると思いますので、そうしたものが共有されて、グッドプラクティスが全國に紹介できるような形というのを推進していくたいといふふうに考えてございます。

○河野(正)委員 薬物事犯が治療回復プログラムを受けることを条件に刑の一部執行猶予という法律ができるております。その法案審議の際にも法務委員会に伺いまして質問させていただいたんで

の治療、回復を支える施設や専門家がもう十分いわゆると言えない状況どころか、ほとんどいないという現状があります。

あらゆる人々が地域とともに生きる共生社会を実現するためにも、地域の中で依存症や精神疾患、障害に向き合い、寄り添いながら支えていく医師や精神保健福祉士を初めてとした人材の力を高めていくことが必要なのではないかと思います。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

一億総活躍社会を掲げる安倍内閣におかれましては、地域共生社会の実現のために、専門人材の養成や確保について積極的な取り組みが不可欠と考えますが、この点の見解はいかがでしょうか。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

相模原市の事件の検証チームが作成いたしました中間取りまとめにおいて、今委員御指摘の点が非常に明確に記載されているところでございます。

養成段階から生涯にわたる医学教育の充実を通じて、退院後の医療等の継続支援を企画可能な医師、それから、薬物使用に関連する精神障害について専門的な知識を持つ医師を養成し、質の高い医療を提供することが課題ということで指摘されています。

このため、今後の再発防止策の検討に当たりまして具体化していくことが必要というふうに考えています。

また、平成二十六年度から今年度にかけまして、依存症治療拠点機関設置のモデル事業を実施してございまして、薬物を含む依存症患者が早期に適切な支援を受けられるよう地域における支援体制の構築を進めていますが、平成二十九年度概算要求におきまして、これを全国展開できるよう requirement に求めてございまして、引き続き、個々の疾患にも対応できる地域の体制整備に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○河野(正)委員 我が国は、薬物依存症だけではなく依存症全般に関して、対策やりハビリ可能な施

設というのが極端に不足していると思います。今国会で I-R 法案の審議がどうなるか、今まだまだわからないところかと思いますが、I-R、いわゆるカジノとかを含めて考えるのであれば、この機会にぜひ、依存症対策、精神疾患の社会生活プログラムの充実が望まれるというふうに考えているところであります。

精神保健指定医の不正取得についてございますが、昨年四月、聖マリアンナ医科大学で発覚した精神保健指定医の不正取得について、これまでも取り上げましたが、新聞報道では、百名ぐらい調査によって疑わしい例が出たと。今後、ヒアリングをされるんじゃないかと思います。また、先ほどお話しした、相模原の事件の容疑者の措置入院にかかわっていたお医者さんもこの中に含まれているという報道もございます。

この事実関係を含めて、その後の調査の進捗状況や結果について教えていただきたいと思います。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

昨年、聖マリアンナ医科大学病院の精神保健指定医二十三名の取り消し処分を行つたことを踏まえまして、昨年四月及び六月に処分を行つたわけですが、厚生労働省で現時点で確認のできる三千五百人の精神保健指定医の申請全件につきまして調査を行いまして、必要に応じ、ヒアリング、聴聞を行つてきております。

お尋ねの処分の対象者などにつきましては、今後審査予定のため、具体的な内容は差し控えさせていただきますが、今月の二十六日に、来週でございますけれども、医道審議会・医師分科会精神保健指定医資格審査部会の開催を予定してございまして、全国調査の結果について議論をいただき、対応を図つていくことになるというふうに考えております。

なお、相模原事件の措置診察にかかわった医師のうち一名につきまして、全国調査の対象となつていたのですけれども、調査の過程において、提

出したケースレポートの患者について、みずから診療録に何も記載していないかった事実を認めまして、既に指定医の辞退届を提出し、指定医の資格を喪失しているという事実関係がございます。

○河野(正)委員 精神保健指定医というのは、患者さんの、病気の方の、何ら悪いことをしていな

い、病気がゆえにいろいろな、興奮状態になつたりした方の人権を束縛してしまう、極めて重たい

仕事をいたしますので、そういった意味では、精神保健指定医を不正に取得できるというようなこと、また、信頼関係を失うようなことがあつてはならないというふうに考えております。

今後の精神保健指定医の資格取得や指定医制度そのものの方について見直していくことはどうなるのか、厚生労働大臣、いかがでしようか。

○塩崎国務大臣 今お取り上げをいただいており

ます精神保健指定医は、患者の人権を尊重して、個人の尊厳に配慮した医療を提供するという上で重要な役割を担つてきたものでございます。

昨年の聖マリアンナ医科大学病院の事案は、精神保健指定医制度の根幹にかかる重大なものと

して処分を行つてしましました。同様の事案に対しても、厳正な対応は私どもとしては必要である

といふふうに考えております。

現行制度では、指定の審査の際に、例えばケー

スレポートなどの書面だけで実務経験を証明しておるわけありますけれども、このような取り扱いには課題があるといふふうにも考えております。

精神保健指定医制度の根幹にかかる重大なものと

して処分を行つてしましました。同様の事案に対しても、厳正な対応は私どもとしては必要である

といふふうに考えております。

昨年の聖マリアンナ医科大学病院の事案は、精

神保健指定医制度の根幹にかかる重大なものと

して処分を行つてしましました。同様の事案に対しても、厳正な対応は私どもとしては必要である

といふふうに考えております。

現行制度では、指定の審査の際に、例えばケー

スレポートなどの書面だけで実務経験を証明しておるわけありますけれども、このような取り扱いには課題があるといふふうにも考えております。

今月二十六日に開催を予定しております医道審議会の部会での議論も踏まえて、審査方法を見直すなど、適切に対応してまいりたいといふふうに思つてはいるところでございまして、以前にも河野先生の方からこの制度の問題について御意見を拝聴させていただいたことがあります、ぜひこの改善方について御意見を賜れればありがたいといふふうに思つております。

○河野(正)委員 ありがとうございます。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二号 平成二十八年十月二十一日

資格の不正取得があるということはあつてはならないというふうに思いますし、まだ、それを見過すこともできないと思います。厳しくして、ただかなればいけないなんですが、一方で、そういったことが見過ごされて多くの精神保健指定医

の方の資格を取り消しということになりますと、地域の精神科救急医療であるとか、本当に医療体制が崩壊しかねないということになります。

○河野(正)委員 精神保健指定医が診療しますと診療報酬がないということがあります。

一方で、民間病院であれば、児童思春期、小

さい、中学生ぐらいのお子さんの病気というのは、

みんな大体大学病院に入院を希望されるので民間

病院に入院することがないということから、なかなか症例が集まらないといったこともあって、使

い回しをされていたのではないかなどというよ

こともあります。

先ほど来お話ししているように、患者さんの自

由を束縛するような仕事もしますので、極めて重

たい仕事ですから厳しくしなければいけないと

思つておりますが、そういう中でも、なかなか

取りづらいというような声も聞こえてくるわけで

あります。この点について、厚生労働省の見解は

いかがでしようか。

○堀江政府参考人 今委員の方から御指摘ございましたように、症例の類型によつては、なかなか

レポートの要件を満たすのが、症例が少なくて書

きにくいくつたような臨床現場の声があるとい

うことは承知しております。

現行では、精神保健指定医として必要な精神科

医療のさまざまな分野における実務経験を確認す

るために、精神保健指定医の指定申請に当たりまし

ては、統合失調症、躁うつ病、中毒性精神障害、

児童思春期精神障害、器質性精神障害、老年期認

識症の六分野の八症例以上の措置入院等の症例を

中心にケースレポートを書面で提出するとい

うことを求めているわけでござります。

○河野(正)委員 精神保健指定医の不正取得事件に係る支援協力を要請してございまして、こうし

て確保されますよう努めてまいりたいといふうに考えてございます。

○河野(正)委員 指定医資格取得に必要な症例レポートというのがなかなか難しくて、今八症例必

例の経験を確保するとともに、実際に臨床現場で

ケースレポート等の作成が可能な申請要件を勘案

して、制度の改善を図つていきたいといふうに考えてございます。

○鈴木(康)政府参考人 精神保健指定医の指定取

り消し及び診療報酬との関係についてお尋ねでござります。

個別事例についてはちょっとお答えを差し控えさせていただきたいと思いますが、一般論で申し上げれば、診療報酬上の算定要件に適正を欠くと

いうことであれば、これは返還の対象ということになります。

あわせて、今後不正が発覚した場合、指定医でなければ診療報酬の加算がないのに、指定医でな

い方が、不正に取得した方とが加算を取つてい

たという場合、返還についての措置をとるのかど

じやないかなど思います。昨年質問した際には、

「必要な調査等も含めて検討」という答弁でございましたが、その後の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木(康)政府参考人 精神保健指定医で

なければ診療報酬の加算がないのに、指定医でな

い方が、不正に取得した方とが加算を取つてい

たという場合、返還についての措置をとるのかど

うか、対応方針をお示しいただきたいと思いま

たいと思います。

そこで、先ほどのお話を申し上げましたピアリング

あるいは聴聞を精神保健指定医を今お持ちの方に

対しまして行う際に、都道府県あるいは政令市に

対しまして、これから聴聞、ヒアリングを行いま

すということをお伝えしてございまして、そうし

た場合の善後策といいますか対応につきまして検討いたゞくよう働きかけを行つてござります。

また、精神科医療を行う団体にも指定医の配置

に係る支援協力を要請してございまして、こうし

た取り組みによりまして、地域の医療提供体制が

尊厳に配慮した医療を提供するという重要な役割を担うということを考えました上で、精神保健指定医として必要な能力を担保するために十分な症

例の経験を確保するとともに、実際に臨床現場で

ケースレポート等の作成が可能な申請要件を勘案

して、制度の改善を図つていきたいといふうに考えてございます。

○河野(正)委員 精神保健指定医の不正取得事件

上一定の加算がつくケースがあります。本来、指

定医の資格を有していない方が診ていた部分につ

いては診療報酬返還といふことも生じてくるん

じやないかなど思います。昨年質問した際には、

「必要な調査等も含めて検討」という答弁でございましたが、その後の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、今後不正が発覚した場合、指定医で

なければ診療報酬の加算がないのに、指定医でな

い方が、不正に取得した方とが加算を取つてい

たという場合、返還についての措置をとるのかど

うか、対応方針をお示しいただきたいと思いま

たいと思います。

○鈴木(康)政府参考人 精神保健指定医の指定取

り消し及び診療報酬との関係についてお尋ねでござります。

個別事例についてはちょっとお答えを差し控えさせていただきたいと思いますが、一般論で申し上げれば、診療報酬上の算定要件に適正を欠くと

いうことであれば、これは返還の対象ということになります。

あわせて、今後不正が発覚した場合、指定医で

なければ診療報酬の加算がないのに、指定医でな

い方が、不正に取得した方とが加算を取つてい

たという場合、返還についての措置をとるのかど

うか、対応方針をお示しいただきたいと思いま

たいと思います。

そこで、先ほどのお話を申し上げましたピアリング

あるいは聴聞を精神保健指定医を今お持ちの方に

対しまして行う際に、都道府県あるいは政令市に

対しまして、これから聴聞、ヒアリングを行いま

すということをお伝えしてございまして、そうし

た場合の善後策といいますか対応につきまして検討いたゞくよう働きかけを行つてござります。

また、精神科医療を行う団体にも指定医の配置

うことで、大変な」とでござります。今までそういうことが見過ごされてしまつたがゆえに、今こういう問題となつておりますので、今後、そういうことは厳しく見ていただきたいなというふうに思います。

時間もありませんので、ちょっと質問をかえてまいりたいと思います。

ことし四月、文部科学委員会で薬学教育について質問をいたしました。

我が国は、二〇〇〇年代に入りまして薬学教育に大きな環境変化がありました。薬科大学や薬学部の定員が、二〇〇一年は、四十六大学、入学定員八千人でしたが、二〇一五年には、七十三大学になり、一万三千三十四人と、受け皿がおよそ一・五倍というふうになりました。それだけ薬学教育が人気なのかもしれないが、このように専門的な薬学教育を受ける人がふえることについて、厚生労働省の受けとめをますお聞かせください。

○武田政府参考人 お答え申し上げます。

薬学系大学の数、定員の増加についての御質問がございました。

薬学部の卒業生につきましては、従来から、病院や薬局の薬剤師のみならず、研究者でありますとか企業における医薬情報担当者など、薬学の基礎的知識を持つた人材として社会のさまざまな分野において活躍しているところでございます。

このため、薬学部で学生が習得いたしました薬学の専門知識は、御指摘のように薬学部の定員の数が増加している中にありますても、卒業後、この知識を生かして活躍できる場が多くあるものと認識しているところでございます。

○河野(正)委員 何をお話しさたいかといいますと、入学定員が一・五倍にふえたものの、薬剤師国家試験の合格率というものが大学によって極めて差が大きい。残念ながら、国家資格取得に至らぬ薬学部卒業生がたくさんおられます。後で合格率もちょっとと披露していただければと思ひますが、薬剤師として活躍できなくとも、六年にわたりました。

る薬学専門教育を身につけた人たちに何らかの形で社会で頑張つていただけるようなことも選択肢としてつくらなければいけないのではないかなどとあります。

薬学部の国家試験の合格率がどれぐらいかということと、卒業しても試験に受からなかつた方の働き先というものについてお話ししただけたらと思ひます。

○武田政府参考人 薬学部の卒業者の薬剤師試験の合格率の御質問がございました。

直近でいいますと、第一百一回の薬剤師国家試験、これは平成二十八年、ことしの数字でござりますけれども、全体としては合格率七六・八五%とということになつてござります。

学区、学校ごとの数字も公表しているところでござりますけれども、御指摘のとおり、学校によりまして差があるのが現状でございます。

○河野(正)委員 質問主意書を出させていただいているので、済みません、ちょっと意地悪だった

かもしませんが、第百一回の薬剤師国家試験では、最高は九八・七%という大学がある一方で、最低は四四・四%ということでございまして、卒業したけれども薬剤師になれない方というのがたくさんいらっしゃいますので、製薬企業であるとか研究者とかいう道は免許を持っていなくていいのかもしれません、いろいろな選択肢というのを考えなければいけないときなかなかなど。本当に、一気に二〇〇〇年代から薬学部はふえましたので、そういういた教育の問題といいうのが生じているんじゃないかなと思いますし、その辺も問題意識を持つていただけたらなと思います。

そして、何を言いたいかというと、医療従事者を養成するためには極めて多くの税金が投入されおりますので、そういった意味でも、学生さん個人の問題であるとか学校の教育レベルの問題であるとかいうことだけで見過ごしてはいけないんじゃないのかな、税金の使い道はしっかりと正していくなければいけないのかなと思ひます。

もう時間がほとんどないので、最後にちょつと、一つだけお聞きしたいんですが、消費税一〇%に上ることは先送りされたわけですが、今、医療、介護にかかる消費税という問題がござい

ます。

そういった中で、医療、介護は診療報酬が非課税ということになつておりますので、診療報酬の中に入つてはいるというたてつけにはなつてゐるわけですが、やはり今、本当にいろいろな医療器材とか、あるいは耐震構造の見直しで病院を建てかえなければいけない、たくさんあります。

よく僕がお話ししさせていただくのは、昔のガラ携で撮つた写真でそこに病巣があるかどうかを判定するのと、今のスマホで撮つた写真だと写真の画質が全然違うので、そういうことを考へると、やはりみんな、いい、きれいな写真を撮つてもらつて病気があるかないかを判定してもらいたいということで、どんどんどんどん機械を買いかえなければいけない時代に来ております。

そういった意味で、診療報酬に包括してやつてあるから、そこそこ費用がかかるわけですが、それは、診療報酬に含まれる部分で、その費用が延期されたのに当たつて、検討するということはございませんでしようか。

○塩崎国務大臣 消費税の医療に係る課税のあり方については、平成二十九年度の税制改正におきましても、抜本的な解決に向けて、総合的に検討し、結論を得るよう要望しております。引き続き、関係者の議論の状況等も踏まえつつ検討してまいりたいというふうに思ひます。

診療報酬で貰うということについての御意見を今賜りましたが、さまざまな御意見がございます。仕入れ税額控除を可能とするために、課税した上でゼロ税率にするという御意見もございました。

〔本号末尾に掲載〕

○丹羽委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。塩崎厚生労働大臣。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

承知をしていますので、引き続

き議論を深めていただきたいというふうに思ひます。

○河野(正)委員 本当に、診療報酬に包括させていくというのは、極めて今後無理が生じてくるんじゃないかなと思ひますので、早く議論しなければいけない問題だと思っております。

時間が来ましたので、終わります。ありがとうございました。

と、一つだけお聞きしたいんですが、消費税一〇%に上ることは先送りされたわけですが、今、医療、介護にかかる消費税という問題がございました。

そういった中で、医療、介護は診療報酬が非課税ということになつておりますので、診療報酬の中に入つてはいるというたてつけにはなつてゐるわけですが、やはり今、本当にいろいろな医療器材とか、あるいは耐震構造の見直しで病院を建てかえなければいけない、たくさんあります。

よく僕がお話ししさせていただくのは、昔のガラ携で撮つた写真でそこに病巣があるかどうかを判定するのと、今のスマホで撮つた写真だと写真の画質が全然違うので、そういうことを考へると、やはりみんな、いい、きれいな写真を撮つてもらつて病気があるかないかを判定してもらいたいということで、どんどんどんどん機械を買いかえなければいけない時代に来ております。

そういった意味で、診療報酬に包括してやつてあるから、そこそこ費用がかかるわけですが、それは、診療報酬に含まれる部分で、その費用が延期されたのに当たつて、検討するということはございませんでしようか。

○塩崎国務大臣 消費税の医療に係る課税のあり方については、平成二十九年度の税制改正におきましても、抜本的な解決に向けて、総合的に検討し、結論を得るよう要望しております。引き続き、関係者の議論の状況等も踏まえつつ検討してまいりたいというふうに思ひます。

診療報酬で貰うということについての御意見を今賜りましたが、さまざまな御意見がございます。仕入れ税額控除を可能とするために、課税した上でゼロ税率にするという御意見もございました。

公的年金制度の財政基盤の強化を図り、年金制度に対する国民の信頼を高めるため、老齢基礎年金等の受給資格期間を二十五年から十年に短縮することとされています。その施行期日につきまして、現行の法律では、消費税率の一〇%への引き上げの日とされますが、無年金の問題は喫緊の課題であり、早期に施行する必要があるため、平成二十九年八月一日とするものであります。また、これに伴う所要の経過措置を設けることとし

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことを

お願いいたします。

○丹羽委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日)を「平成二十九年八月一日」に改め、同条第三号中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の下に「(平成二十四年法律第六十八号)」を加える。

(施行期日)
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。

(国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置)

2 平成二十九年八月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行った

めの消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条第一号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。

理由

公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日より前の平成二十九年八月一日から行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年十一月十日印刷

平成二十八年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C